るに過ぎざるものなるを以て、原告に對する政府の債務は右判決の趣旨に從ひ、被告大藏大臣が給與處分を爲したる日を以て始めて成立するものと言はざるべからず。從て利子は其の日を標準として、家祿賞典祿處分法施行法第六條第二項に依り、整理公債條例第十二條に準じ、給與の日が月の十五日以前なるときは下半月分より、月の十六日以後のときは翌月分より之を附すべきものとす』と決定せしに基くものなり。從て公債の發行年も亦採用指令の屬する年に依らざるべからざるを以て、本公債には從前の明治三十八年發行のものの外、玆に新に明治四十五年發行のものを生ずることとなりしが、行政裁判所の判決は上記に止まらず、爾後大藏省の敗訴に歸したるもの數十件に及びたるを以て、大正元年以降毎年多少の發行を見るに至り、而も其の發行額は曩の明治三十八年發行のものの數倍に達したり。今昭和元年十二月二十八日の現在に依り、行政訴訟の實蹟・大藏省敗訴事件內譯及同上一部敗訴確定分內譯を表示すれば左の如し。

(一) 行政訴訟の實蹟表

摘要	件數	人員	給與人員	給與金額
行政裁判所より送達を受けたる總件數	五六五	一〇九、六四四	一〇、三八二	二、一四五、五九八・五二六円
取下	一〇	二七五	—	—
終結 敗訴	二四	二、四〇六	二、四〇六	七〇一、二八三・二四一
終結 勝訴	四〇一	五九、八九六	—	—
終結 計	四三五	六二、五七七	—	—
未終結	一三〇	四七、〇六七	—	—
內一部敗訴確定	一三	七、九七六	七、九七六	一、四四四、三一五・二八五

(二) 大藏省敗訴事件內譯表

府縣名	舊藩名	人員	給與金額	府縣名	舊藩名	人員	給與金額
大阪	岸和田	七五	一六、一三五・五四八円	福井	大野	一七	五、七七九・八四六円
兵庫	篠山	一	三〇二・一三〇	同	福井	一	一四七・九八〇
同	明石	七五	八一、三九二・九八七	山口	岩國	一一	六、九四三・四八七
千葉	久留里	一一八	二五、四一三・九五九	福岡	秋月	三	五八一・一一三
栃木	佐野	一八	三、六九六・六〇四	同	福岡	三八	一七、二九一・八五六
同	茂木	六〇	一一、六九二・四五一	佐賀	唐津	八三	一〇、一六四・九二六
三重	桑名	四五〇	一七、七一二・九五二	同	小城	九五七	一九五、七二二・三三六
宮城	仙臺	二	一、六四三・五二四	同	佐賀	四一八	二八四、八三八・四八一
岩手	盛岡	二	八、七〇七・六〇〇	合計		(二四件)	二、四〇六	七〇一、二八三・二四一
秋田	岩崎	七七	一三、一一五・四六一				

(三) 同上一部敗訴確定分內譯表

府縣名	舊藩名	人員	給與金額	府縣名	舊藩名	人員	給與金額
京都	綾部	四一	一一、七五二・六五〇円	愛媛	松山	五三四	二八七、一七三・四七七円
愛知	名古屋	一五六	六、〇〇六・〇〇〇	福岡	福岡	四、四七一	四六八、六八四・五六七
青森	斗南	一、三七八	四六五、〇七五・〇〇〇	合計		(一三件)	七、九七六	一、四四四、三一五・二八五
福井	福井	一、三九六	二〇五、六二三・五九一				

尋いで大正八年法律第三十四及第三十五號の施行せらるるや、政府は之を以て秩祿に關する最終の處分たらしめんことを企圖し、努めて出願の處理に遺漏なきを期する爲め、同年四月十日大藏省令

第十號を以て右二法律に依る出願手續を定め、之と共に再び臨時秩祿處分調査會を設置し、內閣・大藏司法各部內の高等官を委員に任命し、著々其の調査を進め來りしが、大正十二年九月關東大震災の際大藏省廳舍全燒し、右家祿給與請願書は全部烏有に歸し、各藩士族卒祿高取調帳を初め極めて重要なる資料殆んど殘存せるものなく、調査は一時全く不可能となるの狀態に陷れり。茲に於て大藏省は其の復舊の爲に全力を盡し、各方面より資料を蒐集し、鋭意調査の進行を圖りしかば、大正末年に至り大に調査の進捗を見、其の完了の分に對しては順次指令を發することとなしたり。而して其の所定の期間內に出願を爲したる者は、二千三百八十八件、三萬六千二百十八人に及びたり。今昭和元年十二月二十八日現在調に依りて、處分の實蹟を表示すれば左の如し。

事項	法律第三十四號に據る分	法律第三十五號に據る分	計
出願人員	三五、九六六	二五二	三六、二一八
處理濟	七、八八八	二五二	八、一四〇

事項	法律第三十四號に據る分	法律第三十五號に據る分	計
處理未濟	二八、〇七八	—	二八、〇七八

右の內處分濟人員及給與額を揭ぐれば次の如し。

事項	法律第三十四號に據る分		法律第三十五號に據る分		計	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額
採用	六六一	七二四、九七一・五五二円	一八九	一三五、五二七・三七七円	八五〇	八六〇、四九八・九二九円
不採用	三、六九三	—	五三	—	三、七四六	—
却下	三、〇七四	—	一〇	—	三、〇八四	—
番外却下	三一一	—	—	—	三一一	—
取下	一四九	—	—	—	一四九	—
計	七、八八八	七二四、九七一・五五二	二五二	一三五、五二七・三七七	八、一四〇	八六〇、四九八・九二九

（備考）本表中番外却下とは、大正八年出願當時再出願に屬する者に對し、理財局長名を以て取敢へず却下し、訴訟の機を失せざらしめたるものなり。

次に前記採用分を府縣別及舊藩別に表示すべし。

府縣名	舊藩名	法律第三十四號に據る分 人員	法律第三十四號に據る分 金額	法律第三十五號に據る分 人員	法律第三十五號に據る分 金額	計 人員	計 金額
京都	龜岡	三〇	六一八・二七九円	—	—	三〇	六一八・二七九円
兵庫	明石	一七六	三四、二七六・五六〇	—	—	一七六	三四、二七六・五六〇
栃木	茂木	三〇	五、九九五・一五六	—	—	三〇	五、九九五・一五六
三重	桑名	一七	七〇〇・三九六	—	—	一七	七〇〇・三九六
福島	棚倉	一	一四二・一四二	—	—	一	一四二・一四二
青森	斗南	一一三	三八、一三七・五〇〇	—	—	一一三	三八、一三七・五〇〇
福井	福井	六	八八七・八八〇	—	—	六	八八七・八八〇
愛媛	松山	一一	五三〇・九六四	—	—	一一	五三〇・九六四
福岡	福岡	三五	三、〇六二・九二八	—	—	三五	三、〇六二・九二八
佐賀	佐賀	三〇	六二二、六三〇・四〇〇	一六二	八五、三六四・二四九	一九二	七〇七、九九四・六四九
同	小城	二一二	一七、九八九・三四七	二七	五〇、一六三・一二八	二三九	六八、一五二・四七五
合計		六六一	七二四、九七一・五五二	一八九	一三五、五二七・三七七	八五〇	八六〇、四九八・九二九

次に大正八年法律第三十四號第二條及第三條に據り提起したる行政訴訟は、件數三百七十九件、人

員一萬七千三十四人にして、昭和元年十二月二十八日現在に於ける處理の實蹟、大藏省敗訴事件內譯及同上一部敗訴確定分內譯を表示すれば左の如し。但し大正八年法律第三十五號第三條に據り行政訴訟を提起したる者未だ之なし。

（一）行政訴訟の實蹟表

摘要	件數	人員	給與人員	給與金額
行政裁判所より送達を受けたる總件數	三七九	一七、〇三四	六、七一三	一、八八七、〇〇〇・四九八円
取下	五	一二	—	—
終結・敗訴	五一	八五七	八五七	三〇〇、三九九・六八六
終結・勝訴	八二	一、二三五	—	—
計	一三八	二、一〇四	—	—
未終結	二四一	一四、九三〇	—	—
內一部敗訴確定	七二	五、八五六	五、八五六	一、五八六、六〇〇・八一二

（二）大藏省敗訴事件內譯表

縣名	舊藩名	人員	給與金額	縣名	舊藩名	人員	給與金額
兵庫	明石	三六六	一六二、二〇九・五五六円	福岡	福岡	一二	八、五八八・一四九円
栃木	茂木	六	一、一六二・五六七	佐賀	小城	一七二	三四、二一四・七四四
青森	斗南	六三	二一、二六二・五〇〇	同	佐賀	二三五	七一、二六七・三九四
愛媛	松山	三	一、六九四・七七六	合計	（五一件）	八五七	三〇〇、三九九・六八六

（三）同上一部敗訴確定分內譯表

縣名	舊藩名	人員	給與金額	縣名	舊藩名	人員	給與金額
三重	桑名	四三二	一七、三四七・一八九円	福岡	福岡	七二一	六四、八二六・八五三円
愛知	名古屋	一〇	三八五・〇〇〇	佐賀	佐賀	三、四六〇	一、一二四、八二二・一四〇
青森	斗南	一、〇三九	三五〇、六六二・五〇〇	同	唐津	四	五〇三・二一六
福井	福井	一九〇	二八、〇五三・九一四	合計	（七二件）	五、八五六	一、五八六、六〇〇・八一二

前記大正八年法律第三十四號、同三十五號及家祿賞典祿處分法施行法に依りて公債を發行し得ることとなるや、大藏大臣は大正九年八月二十五日此等祿高整理の爲め發行する公債、及其の端數現金給付規則を左の如く制定したり。

大藏省令第三十一號（大正九年八月二十五日）

第一條　祿高整理公債ノ額面金額ノ種類ハ二十五圓、五十圓、百圓、五百圓、千圓、五千圓及一萬圓ノ七種トス

第二條　祿高整理公債ノ利子ハ給與出願ニ依ルモノニ在リテハ之ニ對スル指令ノ日ヨリ行政裁判所ノ判決ニ依ルモノニ在リテハ大藏省ニ於テ行政裁判宣告書ノ謄本ノ送達ヲ受ケタル日ヨリ之ヲ附ス

前項ノ初期利子ニシテ一期ニ滿タサルモノハ日割ヲ以テ之ヲ計算ス

第三條　祿高整理公債ノ利子仕拂期ハ每年三月一日、六月一日、九月一日及十二月一日トシ各其ノ日以前三箇月間ニ屬スルモノヲ仕拂フ

第四條　公債證書又ハ端數現金ノ給付ヲ受ケムトスルモノハ第一號書式ノ請求書ニ市町村長

ノ證明ヲ經タル受取人ノ印鑑ヲ添ヘ之ヲ大藏省ニ差出スヘシ

第五條　國債規則第二十五條ニ依リ國債登錄ノ請求ヲ爲サムトスル者ハ公債證書給付請求書ニ代フルニ日本銀行宛ノ登錄請求書ヲ以テシ之ヲ大藏省ニ提出スヘシ

第六條　受給者ノ承繼人カ前二條ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ戸籍ノ謄本又ハ抄本ヲ請求書ニ添附スヘシ

受給者ノ代理人カ前二條ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ其ノ權限ヲ證スルニ足ルヘキ書面ヲ提出スルコトヲ要ス

第七條　公債證書ヲ給付スルトキハ第二號書式ノ給付通知書ヲ發シ之ヲ受取人ニ交付ス

受取人ハ前項ノ通知書領收證欄內ニ式ノ如ク署名捺印シ指定ノ取扱店ニ差出シ之ト引換ニ公債證書ヲ受取ルヘシ

第八條　現金ノ支給ニ付テハ會計法規ノ定ムル所ニ從ヒ仕拂命令又ハ仕拂通知書ヲ受取人ニ交付シ指定ノ金庫ヨリ之ヲ受領セシム

第九條　請求者ハ公債證書ノ給付ヲ受クヘキ取扱店又ハ現金ノ仕拂ヲ受クヘキ金庫ヲ選擇スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ旨ヲ請求書ニ附記スヘシ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ證券ノ額面金額種類及利子仕拂期ニ關スル規定ハ大正十年一月一日以後發行スル祿高整理公債ニ付キ之ヲ適用シ本令施行後大正九年中ニ發行スルモノノ利子仕拂期ハ毎年三月一日及九月一日トス

明治三十八年大藏省令第五十二號及明治四十五年大藏省令第十六號ハ之ヲ廢止ス但シ本令施行前ニ給與出願ニ對シ給與ノ指令ヲ爲シタルモノ又ハ大藏省カ行政裁判宣告書ノ謄本ノ送達ヲ受ケタルモノニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

前項但書ノ規定ニ依ル公債ノ利子仕拂期ハ毎年三月及九月トス

（書式省略）

右に述べたるが如く、明治四十二年法律第二十一號、大正八年法律第三十四號及同第三十五號に基き、行政訴訟又は請願を爲したる者に對し、政府敗訴及請願採用の結果、政府が給付すべき金額は、昭和元年十二月二十八日の現在に於て、四百八十九萬三千九十七圓九十五錢三厘に達したるが、之に明治三十年法律第五十號に依る分三十七萬四千二百九十一圓二十二錢五厘を加ふるときは、秩祿處分の爲に給付したる總額は五百二十六萬七千三百八十九圓十七錢八厘に達したり。而して此の交付金額に代へて發行したる五分利公債證書（發行價格は額面に依る）の總債額は、明治三十八年發行の分に關しては先に掲げたるが如くなるも、其の後の三法律に依る分に就ては其の明細を辨析する能はず。但し明治四十五年七月以降大正五年三月迄の公債及現金の交付額は之が調査を存するを以て左に之を掲載し、大正五年度以降の分に關しては、單に各年度別の發行額（交付額）及端數現金交付額を掲出するに止めんとす。

交付年月	公債	現金	合計	交付年月	公債	現金	合計
大正元年七月	二六、八五〇・〇〇〇円	—円	二六、八五〇・〇〇〇円	大正元年九月	—円	九、二六・七〇円	九、二六・七〇円
〃八	—	七六・〇八〇	七六・〇八〇	〃一〇	—	一四・一七〇	一四・一七〇

大正元年一一月	三八、三〇〇・〇〇〇円	—円	三八、三〇〇・〇〇〇円
〃　一二	—	三、二八三・四一〇	三、二八三・四一〇
二、一	四五〇・〇〇〇	—	四五〇・〇〇〇
〃　二	＊六、九〇〇・〇〇〇	—	＊六、九〇〇・〇〇〇
〃　三	一、七五〇・〇〇〇	—	一、七五〇・〇〇〇
〃　四	五、〇〇〇・〇〇〇	一八八・七〇〇	五、一八八・七〇〇
〃　五	一七五、九五〇・〇〇〇	—	一七五、九五〇・〇〇〇
〃　六	七九、二〇〇・〇〇〇	一六、三三七・一四〇	九五、五三七・一四〇
〃　七	二六、八五〇・〇〇〇	—	二六、八五〇・〇〇〇
〃　八	—	一六、四八五・七四〇	一六、四八五・七四〇
〃　九	一四〇、七〇〇・〇〇〇	六五三・六五〇	一四一、三五三・六五〇
〃　一一	—	二四、九八〇・四九〇	二四、九八〇・四九〇
〃　一二	九〇、七〇〇・〇〇〇	二九・九二〇	九〇、七二九・九二〇
三、一	四〇〇・〇〇〇	—	四〇〇・〇〇〇
〃　二	一三、四〇〇・〇〇〇	—	一三、四〇〇・〇〇〇
〃　三	二九、五五〇・〇〇〇	一五、六一〇・一六〇	四五、一六〇・一六〇
〃　四	一三、〇〇〇・〇〇〇	—	一三、〇〇〇・〇〇〇
〃　五	二、三五〇・〇〇〇	二〇二・八七〇	二、五五二・八七〇
大正三年六月	五、五五〇・〇〇〇円	—円	五、五五〇・〇〇〇円
〃　七	二四、二〇〇・〇〇〇	二、五三四・六一〇	二六、七三四・六一〇
〃　九	—	三、二四八・〇三〇	三、二四八・〇三〇
〃　一二	五三、一〇〇・〇〇〇	—	五三、一〇〇・〇〇〇
四、一	二、〇五〇・〇〇〇	—	二、〇五〇・〇〇〇
〃　二	六、九〇〇・〇〇〇	—	六、九〇〇・〇〇〇
〃　三	—	二六、五二六・三七〇	二六、五二六・三七〇
〃　六	二一、一五〇・〇〇〇	—	二一、一五〇・〇〇〇
〃　七	二、六五〇・〇〇〇	—	二、六五〇・〇〇〇
〃　八	一、七五〇・〇〇〇	—	一、七五〇・〇〇〇
〃　九	一〇、九五〇・〇〇〇	—	一〇、九五〇・〇〇〇
〃　一〇	八〇、二五〇・〇〇〇	九、二四九・〇五〇	八九、四九九・〇五〇
〃　一二	二四二、一〇〇・〇〇〇	—	二四二、一〇〇・〇〇〇
五、一	三、〇五〇・〇〇〇	—	三、〇五〇・〇〇〇
〃　二	五、四〇〇・〇〇〇	—	五、四〇〇・〇〇〇
〃　三	五〇・〇〇〇	二三、〇四六・五〇〇	二三、〇九六・五〇〇
合計	一、一九九、五〇〇・〇〇〇	一五二、三〇五・六五〇	一、三五一、八〇五・六五〇

（備考）一、交付額中＊印を附したるは甲種登錄を以て給付したる額なり。
二、交付年月は證券發行日又は登錄簿に登錄を爲したる日に依りて區分す。
三、本表所揭の數額は全部明治四十二年法律第二十一號に據る分とす。

次に右の交付額を舊藩毎に區分して表出すれば左の如し。

舊藩名	公債 給與總額	公債 人員	公債 交付額	公債 未交付額	現金 給與總額	現金 人員	現金 交付額	現金 未交付額
福岡	三四七、〇〇〇円	二、一九九	三三三、二五〇円	一三、七五〇円	七〇、二六七・〇二二円	二、六五三	四八、六七八・四二〇円	二一、五八八・四八〇円
秋月	四五〇	三	四五〇	—	一三一・一二二	三	一三一・一一〇	—
盛岡	八、六五〇	二	八、六五〇	—	五七・六〇〇	二	五七・五九〇	—
松山	二四九、七〇〇	四九五	二四九、七〇〇	—	二三、四一四・五二四	四七三	二三、四一四・五一〇	—
小城	一七四、七五〇	六一〇	一七四、七五〇	—	二〇、九七二・三三六	九五六	二〇、九七二・三三〇	—
岸和田	一三、八〇〇	七五	一三、八〇〇	—	二、三三五・五四八	七五	二、三三五・五四〇	—
福井	六五、八五〇	六五九	六五、八五〇	—	三一、四五七・〇二八	六五九	三一、四五七・〇二〇	—
篠山	三〇〇	一	三〇〇	—	二・一三〇	一	二・一三〇	—
唐津	八、六〇〇	八三	八、六〇〇	—	一、五六四・九二六	八三	一、五六四・九二〇	—
佐野	三、六五〇	一八	三、六五〇	—	四六・六〇四	一八	四六・五九〇	—
岩崎	一一、五〇〇	七	一一、五〇〇	—	一、六一五・四六一	七	一、六一五・四四〇	—
仙臺	一、六〇〇	二	一、六〇〇	—	四三・五二四	二	四三・五一〇	—
佐賀	二七三、三五〇	一八五	二七三、三五〇	—	九、三一七・五三二	四〇七	九、三一七・五二〇	—
明石	四三、四〇〇	三五	四三、四〇〇	—	一、〇〇五・八八八	三九	一、〇〇五・八八〇	—
桑名	五、二五〇	九六	五、二五〇	—	一三、三三六・三六七	四四六	一三、二八三・三〇〇	五三・〇六一
大野	五、四〇〇	一七	五、四〇〇	—	三七九・八四六	一七	三七九・八四〇	—
合計	一、二一三、二五〇	四、五五七	一、一九九、五〇〇	一三、七五〇	一七三、九四七・四四七	五、九一一	一五二、三〇五・六五〇	二一、六四一・五四一

（備考）現金給與額と交付額との差が未交付額に一致せざるは、支拂上一錢未滿の端數を切捨てたるものあるに由る。

大正五年度以降に於ける祿高整理公債の發行を見るに、五年度發行五分利公債「れ號」六年度發行「や號」七年度發行「け號」八年度發行「こ號」九年度發行「て號」の全部即ち之にして、尚九年度發行「あ號」十年度發

行「さ號」十一年度發行「き號」十二年度發行「ゆ號」十三年度發行「め號」十四年度發行「み號」昭和元年度發行「ひ號」及「も號」の各一部分も亦然りとす。今大正五年度以降昭和元年度迄の年度別發行額及現金支給額を表示すれば左の如し。

年度	記號	公債發行額	現金交付額	年度	記號	公債發行額	現金交付額
大正五	ね	五一、一五〇円	四六、一〇七・〇二〇円	大正一一	き	五七、二七五円	一一、九一五・八二〇円
六	や	五四、八〇〇	一九、五七八・〇九〇	一二	ゆ	一四七、八〇〇	四、二八四・一九〇
七	け	一六九、九〇〇	一七、二九三・五一〇	一三	め	三八、〇七五	三、八一四・三六〇
八	こ	六〇九、〇五〇	八、五三三・六七〇	一四	み	九一九、二〇〇	一八、〇一六・一九〇
九	（あて	九〇七、八五〇	一四四、九〇〇・三三〇	昭和元	（ひ	五九、八五〇	一〇、〇四四・二四〇
一〇	さ	二〇六、五〇〇	八、〇四一・二三〇	合計	（も	三、二二一、四五〇	二九二、五二八・六五〇

右の如く大正五年度以降の祿高整理公債の發行高は三百二十二萬千四百五十圓なるが、之に明治三十八年發行の二十八萬六千六百圓（內未交付額二百五十圓）、明治四十五年度乃至大正四年度發行の百二十一萬三千二百五十圓（內未交付額一萬三千七百五十圓）を加算するときは、合計四百七十二萬千三百圓（內未交付額一萬四千圓、但し此の內若干額は大正五年度以降に於て交付せられたるものあるべし）に達す。又此の間現金交付額は、明治三十八年處分のもの八萬七千四百三十六圓二十二錢、明治四十五年度乃至大正四年度交付濟額十五萬二千三百五圓六十五錢、大正五年度乃至昭和元年度交付額二十九萬二千五百二十八圓六十五錢、合計五十三萬二千二百七十圓五十二錢なり。今公債及現金交付濟額を總計すれば五百二十五萬三千五百七十圓五十二錢にして、假に之を大正十五年末（昭和元年十二月二十八日現在）迄の處分濟額、卽ち給與決定總額五百二十六萬七千三百八十九圓十七錢に對比すれば、一萬三千八百十八圓六十五錢の交付未濟額あるの計算なり。

第七款　舊鐵道會社債務整理公債

第一項　起　因

舊鐵道會社債務整理公債は、政府が舊鐵道會社より承繼したる債務を整理する爲に發行したるものにして、其の由來は鐵道買收公債と同じく、鐵道國有法及京釜鐵道買收法に據り私設鐵道を買收したる結果に出づるものとす。抑鐵道買收に因り政府の負擔となりたる債務を觀るに、之を二種に大別するを得べし。其の一は鐵道買收代金として會社に交付するものにして、之に對しては鐵道國有法第十四條及京釜鐵道買收法第十二條に依り、鐵道買收公債を發行して之に充用したり。而して其の二は會社が現に負擔せる社債及借入金、其の他の債務（會社の株主に對する義務、拂込株金の支出殘額並收益勘定、積立金勘定及雜勘定に屬する債務を除く）を、鐵道國有法第四條及京釜鐵道買收法第二條に依り、其の儘之を政府に承繼したるもの卽ち之にして、此の承繼債務を整理償還する資金を得んが爲に、鐵道國有法第十五條及京釜鐵道買收法第十三條に依り新に發行したる公債は、卽ち本款に敍述する舊鐵道會社債務整理公債なりとす。

鐵道國有法及京釜鐵道買收法に依り買收したる鐵道の數は、鐵道國有法第二條に示す十七會社所屬のものと、京釜鐵道とを合せて十八鐵道なりしと雖も、買收當時に於て政府に承繼すべき債務を有したるものは、京釜外十四會社にして、其の債務の種類及金額は左表の如し。

會社名	社債	借入金	手形及其他の債務	合計
	円	円	円	円
京釜	一〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	一〇、〇〇〇、〇〇〇
北海道炭礦	三、九〇五、一〇〇	—	—	三、九〇五、一〇〇
日本	—	—	一、一八三、九九六	一、一八三、九九六
岩越	—	—	一一五、〇〇〇	一一五、〇〇〇
西成	—	—	三一〇、〇〇〇	三一〇、〇〇〇
山陽	二、八五〇、〇〇〇	—	二、三一〇、〇〇〇	五、〇八〇、〇〇〇
北海道	三、六一〇、〇〇〇	—	一、一四〇、〇〇〇	四、七五〇、〇〇〇
北越	三、〇〇〇、〇〇〇	—	六七〇、〇〇〇	三、六七〇、〇〇〇

（備考）一、北海道炭礦鐵道會社社債の全額、及關西鐵道會社社債の中九、七六三、〇〇〇圓は外國債なり。
二、日本鐵道會社債務中〇圓五四二の端數あるも之を切捨て、表より除く。

會社名	社債	借入金	手形及其他の債務	合計
	円	円	円	円
京都	—	五五、〇〇〇	—	五五、〇〇〇
阪鶴	—	二、七〇〇、〇〇〇	五七、〇〇〇	三、三五七、〇〇〇
總武	六〇〇、〇〇〇	—	—	六〇〇、〇〇〇
房總	一、〇〇〇、〇〇〇	—	八〇、〇〇〇	一、〇八〇、〇〇〇
七尾	四〇〇、〇〇〇	—	四六、〇一〇	四四六、〇一〇
德島	五八〇、〇〇〇	一二、〇〇〇	四、〇〇〇	五九六、〇〇〇
關西	九、八〇五、九三〇	—	—	九、八〇五、九三〇
合計	三五、七五一、一三〇	二、七六七、〇〇〇	六、三三五、〇〇六	四四、八四三、一三六

第二項　起債

初め政府に於て山陽及岩越の二鐵道會社より債務を承繼するや、大藏省は之が整理に關し(一)支拂期日に至り國債整理基金に於ける現在金を以て償還し置き、追て一般會計より之が繰入を受くること(二)右支拂基金は之を繰入に仰がずして、鐵道國有法第十五條に依り公債を發行し之に充つること但し此の公債は差向き國債整理基金を以て引受け置き、追て時機を計り之を他に賣却すること(三)債權者に對し現金を支拂ふ代りに右發行の公債證書を交付すること(四)新に公債を發行せずして、現金の支拂に代へ國債整理基金保有の既發行公債證書を債權者に交付することの四案を立て、審議する所ありしが、結局第二案に依ることに決定したり。茲に於て大藏大臣は明治三十九年十二月十日省令第四十九號を以て、右公債發行規程を左の如く公布したり。

舊鐵道會社債務整理公債發行規程（明治三十九年十二月十日大藏省令第四十九號）

第一條　政府ハ私設鐵道株式會社ヨリ承繼シタル債務ヲ整理償還スル爲鐵道國有法第十五條ニ依リ公債ヲ發行ス

第二條　本公債ノ利率ハ一箇年百分ノ五トス

第三條　本公債ノ證券ハ大日本帝國政府五分利公債證書トシ隨時之ヲ發行シテ日本銀行ニ交付ス

第四條　本公債ノ元金ハ發行ノ年ヨリ五箇年据置キ其ノ翌年ヨリ向五十箇年以內ニ償還ス

第五條　本公債ノ利子ハ每年三月及九月ニ於テ其ノ月以前六箇月間ニ屬スルモノヲ仕拂フ

第六條　本公債ノ利子ハ其ノ發行カ月ノ十五日以前ニ在ルモノハ下半月分ヨリ、月ノ十六日以後ニ在ルモノハ翌月分ヨリ之ヲ附シ元金償還ノトキハ其ノ償還ノ月マテ之ヲ附ス

此の規程制定の當時に於ては、鐵道國有法に依る被買收會社よりの承繼債務のみに就て整理するの計畫なりしを以て、其の第一條には單に鐵道國有法第十五條を根據とするものに限りしが、後明治四十二年十二月に至り京釜鐵道買收法第十三條に依り公債發行の必要を生するに及び、同月七日大藏省令第五十六號を以て、前掲發行規程第一條中『鐵道國有法第十五條』の下に『又ハ京釜鐵道買收法第十三條』を追加したり。

本公債は其の發行規程第三條に依り隨時發行して日本銀行に交付するものなれば、之を起債方法

より云へば卽ち特別發行の一なりとす。而して其の發行は明治三十九年十二月より同四十二年十二月迄前後十回に及びしが、第九回迄は毎回日本銀行をして直に國庫預金部に發賣せしめ當初の發行計畫は前述の如く、一時國債整理基金に於て引受け置くにありしが、實際發行するに臨みては本文の如く之を國庫預金部の引受と爲せり）、第十回は內藏寮保管の第二・第三回國庫債券を買入れ銷却し、之に對して本公債を發行したるものなり。其の發行總額は二千七百六十八萬三千八百五十圓にして、其の毎回の發行年月日・發行額及實收額を表出すれば左の如し。

發行年月日	發行額	發行價格	實收額	發行年月日	發行額	發行價格	實收額
明治三九、一二、一〇	一、八〇〇、〇〇〇円	九五円	一、七一〇、〇〇〇、〇〇〇円	明治四〇、一〇、三一	七七七、八〇〇円	九〇円	七〇〇、〇一〇、〇〇〇円
四〇、一、二一	九五二、七〇〇	九五	九〇五、〇一五、〇〇〇	四一、二、二五	一、七五五、五五〇	九〇	一、五七九、九九五、〇〇〇
〃　四、三〇	三、〇〇〇、〇〇〇	九五	二、八五〇、〇〇〇、〇〇〇	〃　一一、三〇	一、四二五、五五〇	九〇	一、二八二、九九五、〇〇〇
〃　七、三一	五、〇三一、六〇〇	九五	四、七八〇、〇一〇、〇〇〇	四二、一二、一三	九、三六六、五〇〇	九六	八、九六三、〇四〇、〇〇〇
〃　八、三一	二、五八一、〇五〇	九五	二、三六一、九九七、五〇〇	合計	二七、六八三、八五〇		二六、一九五、〇一七、五〇〇
〃　九、三〇	一、一〇二、一〇〇	九五	一、一四一、九九五、〇〇〇				

本公債は舊京釜鐵道株式會社々債の償還に充當したるものを除くの外、整理公債及事業公債の一部竝に鐵道公債・北海道鐵道公債・鐵道買收公債其の他舊鐵道會社より承繼したる債務と共に、帝國鐵道會計法第四條に依り同會計の負擔に歸屬するものなり。

第三項　收　支

本公債は鐵道會社より承繼したる債務を整理する爲に發行したるものにして、其の發行代金は他の借換に依る公債金と同じく、國債整理基金特別會計法第三條に依り同會計に收入し、同會計の歲出として支拂を爲すものなり。茲に其の收支計算を表出すれば左の如し。

科目	明治三十九年度	同四十年度	同四十一年度	同四十二年度	合計
收入					
公債募集金	二、六三五、〇一五、〇〇〇円	一、三二一、〇一七、五〇〇円	一、八二一、九九五、〇〇〇円	八、九六三、〇四〇、〇〇〇円	二六、一九五、〇一七、五〇〇円
支出					
舊鐵道會社々債借入金手形及其他の債務償還	二、八七二、六三一、四三〇	一四、二五〇、三三九、八二八	一〇九、〇三五、二九四	八、九六三、〇〇〇、〇〇〇	二六、一九五、〇〇六、五四三
收支差引殘（＊不足）	＊二三七、六一六、四三〇	＊一、七三、九八、七四八	三〇、九五八	七〇、九九八	七、〇一七、五〇〇

前表に於ける各年度の支出額を、會社及其の債務の種別に示せば左の如し。

會社名	債務の種別	明治三十九年度	同四十年度	同四十一年度	同四十二年度	合計
京釜社債		円	円	円	円	円
日本	手形及其他の債務	二三七、六三一	九二六、三二九	九、〇三五	七、〇〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
岩越同		一一五、〇〇〇	—	—	—	一、一八二、九九六
西成同		三一〇、〇〇〇	—	—	—	三一〇、〇〇〇
山陽社債		—	二、八五〇、〇〇〇	—	—	二、八五〇、〇〇〇
北海道	手形及其他の債務	二、一一〇、〇〇〇	—	—	—	二、一一〇、〇〇〇
社債		—	三、六一〇、〇〇〇	—	—	三、六一〇、〇〇〇
北越	手形及其他の債務	—	一、一七〇、〇〇〇	—	—	一、一七〇、〇〇〇
社債		—	—	一、五六三、〇〇〇	—	一、五六三、〇〇〇
手形及其他の債務		—	六七〇、〇〇〇	—	—	六七〇、〇〇〇

京都	借入金	—円	五五、〇〇〇円	—円	—円	五五、〇〇〇円
阪鶴	同	—	二、七〇〇、〇〇〇	—	—	二、七〇〇、〇〇〇
	手形及其他の債務	—	五三七、〇〇〇	—	—	五三七、〇〇〇
總武	社債	—	—	一〇〇、〇〇〇	—	一〇〇、〇〇〇
房總	同	—	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	一、〇〇〇、〇〇〇
	手形及其他の債務	—	八〇、〇〇〇	—	—	八〇、〇〇〇
七尾	社債	—	—	—	四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇
	手形及其他の債務	—	四六、〇一〇	—	—	四六、〇一〇
徳島	社債	—	五八〇、〇〇〇	—	—	五八〇、〇〇〇
	借入金	—	一二、〇〇〇	—	—	一二、〇〇〇
	手形及其他の債務	—	四、〇〇〇	—	—	四、〇〇〇
合計	社債	—	八、〇四〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	八、九六三、〇〇〇	一七、一〇三、〇〇〇
	借入金	—	二、七六七、〇〇〇	—	—	二、七六七、〇〇〇
	手形及其他の債務	二、八七二、六三二	三、四四三、三三九	九、〇三五	—	六、三二五、〇〇六

（備考）日本鐵道會社所屬債務中端數金〇圓五四二を除く。

又毎回の起債額と舊債務との關係を示せば左の如し。

收入年度	發行年	公債發行額	公債金實收額	舊債務整理額 債務種別	舊債務整理額 債務額
明治三九	明治三九	一、八〇〇、〇〇〇円	一、七一〇、〇〇〇・〇〇〇円	岩越鐵道手形	一一五、〇〇〇・〇〇〇円
				西成鐵道手形	三一〇、〇〇〇・〇〇〇
				山陽鐵道手形	一、二八五、〇〇〇・〇〇〇
				計	一、七一〇、〇〇〇・〇〇〇
三九	四〇	九七三、七〇〇	九二五、〇一五・〇〇〇	山陽鐵道手形	九二五、〇〇〇・〇〇〇
				同　社債	一五・〇〇〇
				計	九二五、〇一五・〇〇〇
四〇	〃	三、〇〇〇、〇〇〇	二、八五〇、〇〇〇・〇〇〇	山陽鐵道社債	二、八四九、九八五・〇〇〇
				北海道鐵道手形	一五・〇〇〇
				計	二、八五〇、〇〇〇・〇〇〇
〃	〃	五、〇三一、六〇〇	四、七八〇、〇二〇・〇〇〇	北海道鐵道手形	一、一六九、九八五・〇〇〇
				同　社債	三、六一〇、〇〇〇・〇〇〇
				北越鐵道手形	三五・〇〇〇
				計	四、七八〇、〇二〇・〇〇〇
〃	〃	二、三八一、〇五〇	二、二六一、九九七・五〇〇	北越鐵道手形	六六九、九六五・〇〇〇
				京都鐵道借入金	五五、〇〇〇・〇〇〇
				阪鶴鐵道借入金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇
				同　手形	五三七、〇〇〇・〇〇〇
				房總鐵道手形	三二・五〇〇
				計	二、二六一、九九七・五〇〇
〃	〃	一、二〇二、一〇〇	一、一四一、九九五・〇〇〇	房總鐵道手形	七九、九六七・五〇〇
				七尾鐵道手形	四六、〇一〇・〇〇〇
				徳島鐵道手形	四、〇〇〇・〇〇〇
				同　借入金	一二、〇〇〇・〇〇〇
				阪鶴鐵道借入金	一、〇〇〇、〇一七・五〇〇
				計	一、一四一、九九五・〇〇〇
〃	〃	七七七、八〇〇	七〇〇、〇二〇・〇〇〇	阪鶴鐵道借入金	六九九、九八二・五〇〇
				房總鐵道社債	三七・五〇〇
				計	七〇〇、〇二〇・〇〇〇
〃	四一	一、七五五、五五〇	一、五七九、九九五・〇〇〇	房總鐵道社債	九九九、九六二・五〇〇
				徳島鐵道社債	五八〇、〇〇〇・〇〇〇
				日本鐵道債務	三二・五〇〇
				計	一、五七九、九九五・〇〇〇

明治四〇	明治四一	一、四二五、五五〇	一、二八二、九九五・〇〇〇	日本鐵道債務
				總武鐵道社債
				京釜鐵道第三社債
				計
四二	四二	九、三三六、五〇〇	八、九六三、〇四〇・〇〇〇	京釜鐵道第三社債
				同第四社債
				北越鐵道第一社債
				同第二社債
				七尾鐵道社債
				支拂未濟額
合計		二七、六八三、八五〇	二六、一九五、〇七七・五〇〇	計

（備考）公債發行額及公債金實收額は起債の回次を逐ひ順次之を揭げ、毎回の實收額に滿つるまで、起債の目的に從ひ支出の順次を逐うて、各社債其の他債務の整理額を揭ぐ。

第八款　沖縄縣諸祿公債

第一項　起　因

沖縄縣諸祿公債は舊琉球藩制時代の遺物たる金祿・社寺祿及僧侶飯米を整理したる結果に成り、内地に於ける金祿公債と其の性質を同じうす。然れども其の祿制たるや大に内地と趣を異にし、從て之が整理は自ら同一轍なること能はず、左に廢藩置縣の當時に溯り、聊か其の沿革を說くべし。

沖縄縣の地たるや遠く南海に碁布散列せる群島にして、其の人情風俗大に内地と同じからず。加之歷史上特殊の發達を爲したるが爲め、其の祿制の如きも因襲の久しき一種の變例を生ずるに至れり。明治十二年四月琉球藩を廢し新に沖縄縣を置くや、當時内地に在りては既に華士族以下の祿制を廢し、公債制度を施きたる後なりしかば、舊琉球藩王に對しても亦金祿公債證書を交付したり。從て舊琉球藩士の家祿に就ても、早晩之が整理を爲さざるべからざるは言を俟たざりしと雖も、從來の慣例容易に改むべからずして、他の府縣と同一視し難き事情あるに由り、政府は姑く舊慣に從ひ、家祿の支給を爲すの方針を採りたり。而して舊藩制の支給方法は、米麥大豆等の現品又は夫役等を以てするものなるが故に、悉く之を踏襲することを得ざるものありて、大藏卿は當初兩三年間は石代を以て支給し、時機に投じ徐に改革を行はんことを期し、太政官の允裁を經て明治十二年に於ては石代を以て支給を爲したり。然るに石代支給の方法たるや、年の豐凶に依り支給額に變動を生じ、官民の不便少しとせざるを以て、翌十三年に至り、明治九年乃至十三年の三箇年平均相場に基き、總て之を金祿に改定し、而して同年より五箇年間据置きたる上、金祿公債に換ふるの案を立て、同年七月廟議の可決する所となれり。斯くて明治十七年に至り据置期間將に滿了を告げんとし、曩の決定に從ひ公債制度の斷行を要するに至りしが、元來舊藩の祿制たるや、家祿は門地及勳功に因りて差等を附して概ね遞減の方法を採り、又家祿の外に領地ありて、勳功拔群の者には家祿及領地を併給し、其の他の者には單に領地を下賜するの例にして、其の家祿及領地の收入としては、米麥大豆雜穀等の現品を直接に人民より收受し、其の他夫役錢掛增高等の收得ありて、全然内地諸藩と其の趣を異にするが故に、一朝之を公債に換へんとするは頗る難事に屬し、且つ受祿者の意嚮にも適合せざるものありたり。是に於てか内務・大藏兩卿は沖縄縣令の提議に基き、更に處分の方針を一變して依然金祿の制を存續し、以て

自然の遞減に委せんとし、明治十七年一月中之を太政官に稟申し、其の允裁を經て同月二十二日其の旨を沖繩縣令に指令したり。爾來引續き毎年金祿の支給を爲せしが、其の支給高は明治十八年度に十五萬二千八百四十七圓八十一錢七厘を算せしもの、漸次遞減して同四十一年度には十三萬三千五十四圓七十錢となるに至れり。

次に沖繩縣社寺祿は、舊琉球藩に於て役知・役俸等の名稱を以て、藩內の社寺に給與したるものにして、該給與は其の性質よりすれば職務上の俸給に外ならざるも、神官の如きは其の子孫或は親族の關係ある者に限り、其の職を世襲するの慣例なるに由り、殆ど永世祿の觀あり、又僧侶の如きは其の俸祿固より一身に止まると雖も、寺格に應じ自ら給與の定例あるものにして、是れ又其の職に對する永世給與の俸祿と謂ふを得ざるにあらず。右の外に僧侶飯米なるものありて、役知ある寺院に住職たる者退隱したる後、又は徒弟にして長老の位置に進み、而も住職たらざる者等に給與するの例なり。而して此等の給與に對して一朝急激なる變革を施すは、縣治上策の得たるものにあらざるが故に、廢藩置縣の當初、沖繩縣令は經伺の上、明治十二年分の俸祿に限り、家祿の例に準じ舊慣に從ひ之を支給し尋いで翌十三年以降の給與方に關し更に稟議する所あり、是に於て內務・大藏兩卿は其の性質及慣例を精査したる結果、該俸祿は舊慣の數額に依り同年以降五箇年間據置き、次の五箇年間は其の元高を半減し、前後十箇年間を限り之が支給を爲し、爾後各自をして力食の途に就かしめんとするの計畫を立て、太政官の允裁を得たり。然るに同地の社寺は內地と其の趣を異にし、氏子檀家の一定せるものなく、神官・僧侶は唯藩廳給與の役知・役俸等に賴り纔に生活を保ち、其の堂宇に就ても亦別に寄附金穀の以て維持するに足るものなくして、偏に藩廳より營繕費の支出を仰ぐに過ぎず。故に社寺の存廢は一に俸祿及營繕費の給否如何に在りて、俸祿及營繕費の盡くる日は卽ち社寺廢滅の日たるや疑を容れず。之を廢滅に委して顧みざるは、懷柔の主意に戾り施政上の得策にあらざるを以て、太政官は沖繩縣令の稟請に基く內務・大藏兩卿の提議を容れ、姑く舊慣の儘俸祿の支給を存續し、且つ營繕費として一時總額三千圓を給與することとなせり。然るに社寺祿の實質は米麥雜穀及夫役等にして、其の夫役錢を除くの外は各年度の貢納石代相場を以て支給せざるべからざるが爲め、年々豫算に對する歲出額に多少の增減を生ずるの不便を免れず、是を以て明治二十一年十月中閣議を決定し、同十八年度より同二十年度に至る三箇年間の平均相場に依り毎年の給額を一定したり。斯くして明治二十年度以前に在りては、同十四年度に於ける九千六百四十一圓を最高とし、同十九年度に於ける二千九百六圓を最低とし、年々支出額に著しき增減ありしが、同二十一年度以降は毎年度三千六百餘圓を算し、殆ど增減を見ざることとなれり。

上述の如く沖繩縣金祿・社寺祿及僧侶飯米は置縣以來繼續給與し、爾後約三十年の久しきに及びしが、受給者の生活狀態は逐年窮迫を極め、就業資本の需要急を告げ、公債制度の斷行を必要とすること切なるものあり。且つ同縣に於ても明治四十二年度より府縣制を施行せらるるに至りたれば、此の際舊制度唯一の遺物たる祿制を整理するは、行政上頗る機宜に適するものと謂ふべく、又之を財政上より見るも諸祿處分の結果は永久に國庫の負擔を減ずることとなり、亦國債整理の一手段たるを失はず。茲に於て政府は第二十六回帝國議會の協贊を經て沖繩縣諸祿處分法を制定し、以て同縣の祿制を廢止して、明治四十三年一月一日現在の各受祿者に公債を交付することと爲せり。而して沖繩縣諸祿處分法は範を明治九年第百八號布告金祿公債證書發行條例に取りたりと雖も、同地の特殊の

事情に稽へて多少の恩典を附與することとし、之が給與額の算出方法に就て斟酌する所ありたり。

同法の全文左の如し。

沖縄縣諸祿處分法（明治四十三年四月二十九日法律第五十九號）

第一條　沖縄縣金祿、社祿、寺祿及僧侶飯米ハ本法ニ依リ國債證券ヲ以テ一時ニ之ヲ給與ス

前項ノ國債證券ハ明治四十三年一月一日現在ノ金祿若ハ僧侶飯米ノ受祿者又ハ社寺ニ之ヲ給與ス

第二條　前條ニ依リ給與スヘキ國債證券ノ金額ハ第三條乃至第六條ニ依リ算出シタル各標準額ニ付現代祿高千圓以上ハ千分ノ七十五、千圓未滿百圓以上ハ千分ノ八十五、百圓未滿ハ千分ノ九十五ノ割合ニ相當スル額ノ二十倍トス

前項ノ規定ニ依リ算出シタル給與額中左ニ掲クル金額アルトキハ之ヲ削減ス

一　現代祿高ノ二十倍ヲ超過スル金額

二　第三條第一項、第四條第一項、第五條又ハ第六條ノ場合ニ於テ同一條項ヲ適用スヘキ上級ノ最小給與額ヲ超過スル金額

三　第三條第二項第三項又ハ第四條第二項ノ場合ニ於テ同一條項ヲ適用スヘキ上級ノ最小給與額ヲ超過スル金額中前項ノ定率又ハ第三條第一項ノ年數異ル爲生シタル金額

第三條　永世金祿ヲ有スル者ニ對スル給與ノ標準額ハ現代ノ祿高ニ左ノ年數ヲ乘シ之ヲ算出ス

祿高千圓以上	九年	二分五厘
同　九百圓未滿	九年	五分
同　八百圓未滿	九年	七分五厘
同　七百圓未滿	十年	
同　六百圓未滿	十年	二分五厘
同　五百圓未滿	十年	五分
同　四百圓未滿	十年	七分五厘
同　四百圓以上	十年	
同　三百圓未滿	十一年	
同　三百圓以上	十一年	二分五厘
同　二百圓未滿	十一年	五分
同　二百圓以上	十一年	七分五厘
同　百圓未滿	十二年	
同　百圓以上	十二年	五分
同　百五十圓未滿	十三年	
同　百五十圓以上	十三年	五分
同　七十五圓未滿	十四年	
同　七十五圓以上	十四年	五分
同　五十圓未滿	十五年	
同　五十圓以上	十五年	
同　四十圓未滿	十五年	
同　四十圓以上	十五年	
同　三十圓未滿	十五年	
同　三十圓以上	十五年	

同　二十五圓未滿　十五年五分

前項永世金祿ニシテ遞減セラルヘキモノニ付テハ前項ニ依リ算出シタル標準額ヨリ現代祿高ト遞減終了ノ代ノ祿高トノ差額ニ其ノ標準額ノ算出ニ用ヰタル年數ヲ乘シテ算出シタル額ノ二分ノ一ヲ減ス

前項ニ該當スル金祿ニシテ三代以後ニ於テ遞減セラルヘキ祿高ヲ包含スルモノアルトキハ二代以後一代毎ニ其ノ代ノ祿高ト遞減終了ノ代ノ祿高トノ差額ノ四分ノ一ヲ前項ノ額ニ加フ

第四條　非永世金祿ヲ有スル者ニ對スル給與ノ標準額ハ前條第一項ノ例ニ依リ算出シタル額ノ二分ノ一トス

前項非永世金祿ニシテ二代以上ニ亙ルモノアルトキハ二代以後一代毎ニ其ノ代ノ祿高ノ四分ノ一ヲ前項ノ額ニ加フ

第五條　社祿又ハ寺祿ヲ受クル社寺ニ對スル給與ノ標準額ハ第三條第一項ノ例ニ依リ之ヲ算出ス

第六條　僧侶飯米ヲ受クル者ニ對スル給與ノ標準額ハ第四條第一項ノ例ニ依リ之ヲ算出ス

第七條　本法ニ依リ給與スヘキ國債證券ハ五分利付トシ額面金額ニ依ル但シ國債證券ノ最小額面金額ニ滿タサル端數ニ付テハ現金ヲ給與ス

第八條　政府ハ本法ニ依ル給與ニ必要ナル國債證券ヲ發行スルコトヲ得

第九條　本法ニ依ル給與ハ明治四十三年一月一日ニ於テ之ヲ爲シタルモノト看做ス

附　則

沖繩縣諸祿ニ關スル從來ノ法令及舊慣ハ其ノ效力ヲ失フ

第二項　交　付

大藏大臣は前掲處分法第八條に依り公債を發行することとし、同年五月四日を以て大藏省令第二十一號沖繩縣諸祿公債規程及び同省令第二十二號沖繩縣諸祿處分法施行規則を公布せり。兩省令の全文左の如し。

沖繩縣諸祿公債規程（明治四十三年五月四日大藏省令第二十一號）

第一條　政府ハ沖繩縣諸祿處分法第八條ニ依リ公債ヲ發行ス

第二條　本公債ノ證券ハ大日本帝國政府五分利公債證書トス

第三條　本公債ノ元金ハ發行ノ年ヨリ五箇年据置キ其ノ翌年ヨリ向五十箇年以內ニ之ヲ償還ス

第四條　本公債ノ利子ハ明治四十三年一月一日ヨリ之ヲ附シ元金償還ノトキハ其ノ償還ノ月迄之ヲ附ス

第五條　本公債ノ利子ハ每年三月及九月ニ於テ其ノ月以前六箇月間ニ屬スルモノヲ仕拂フ但シ明治四十三年三月以前ニ屬スル利子ノ仕拂期ニ限リ同年六月トス

沖繩縣諸祿處分法施行規則（明治四十三年五月四日大藏省令第二十二號）

第一條　沖繩縣諸祿處分法ニ規定スル受給者、祿ノ種類、代數及各代ノ祿高ハ沖繩縣廳ニ備フル諸祿臺帳ニ於ケル明治四十三年一月一日ノ現在ニ依ル但シ明治四十三年一月以前ニ生シタル登錄事項ノ變更ニ付テハ同日後ニ至リ臺帳ニ登錄シタルモノト雖仍同日ニ於ケル現在ト看做ス

第二條　沖繩縣諸祿處分法第二條第二項第二號及第三號ノ削減金額ヲ算定スルニハ第二號ニ在リテハ第三條第一項ニ掲クル祿高ノ區分ニ從ヒ直接上級ノ最少祿高ニ依リ、第三號ニ在リテハ當該受祿者ノ祿高遞減ノ比例ヲ以テ第三條第一項ニ掲クル直接上級ノ最少祿高ニ對スル二代以後ノ祿高ヲ算出シタルモノニ依ル

第三條　大藏大臣ハ沖繩縣諸祿處分法ニ依リ各受給者ニ對スル給與額ヲ定メ之ヲ沖繩縣知事ニ令達ス

沖繩縣知事ハ前項ノ令達ニ基キ其ノ給與額ヲ各受給者ニ告知ス

第四條　受給者前條第二項ノ告知ヲ受ケタルトキハ第一號書式ノ書面ニ區町村長ノ證明ヲ經タル印鑑ヲ添ヘ沖繩縣知事ヲ經テ其ノ給付ヲ大藏大臣ニ請求スヘシ但シ國債規則第二十五條ニ依リ登錄ノ請求ヲ爲サムトスル者ハ公債證書ノ請求書ニ代フルニ登錄請求書ヲ以テシ沖繩縣知事ヲ經テ之ヲ國債事務取扱店ニ提出スヘシ

第五條　第三條第二項ノ告知ニ依リ指名セラレタル受給者ノ承繼人カ前條ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ其ノ承繼ヲ證スル戶籍吏ノ書面ヲ請求書ニ添附スヘシ

社寺ノ代表者カ社祿又ハ寺祿ニ付テ前條ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ其ノ代表者タルノ證憑書ヲ請求書ニ添附スヘシ

受給者ノ代理人カ前條ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ其ノ權限ヲ證スルニ足ルヘキ書面ヲ提出スルコトヲ要ス請求者ノ代理人カ公債證書又ハ現金ヲ受領セムトスルトキ亦同シ

第六條　公債證書ヲ給付スルトキハ第二號書式ノ給付通知書ヲ發シ沖繩縣知事ヲ經テ之ヲ各受取人ニ交付ス

受取人ハ前項ノ通知書領收欄內ニ式ノ如ク署名捺印シ指定ノ取扱店ニ差出シ之ト引換ニ公債證書ヲ受取ルヘシ

第七條　現金ノ支給ニ付テハ會計法規ノ定ムル所ニ從ヒ仕拂通知書ヲ發シ沖繩縣知事ヲ經テ之ヲ各受取人ニ交付シ指定ノ金庫ヨリ之ヲ受領セシム

第八條　公債證書ノ給付ハ日本銀行那覇代理店ヲシテ之ヲ取扱ハシメ現金ハ那覇本金庫ニ於テ振替拂ヲ爲サシム但シ受取人ハ該代理店所屬ノ派出所又ハ該本金庫所屬ノ支金庫ニ於テ受領スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ旨ヲ請求書ニ附記スヘシ

第九條　第四條但書ノ場合ニ於テ登錄濟證書又ハ記名公債證書ハ沖繩縣知事ヲ經テ之ヲ請求者ニ交付ス

第十條　公債證書給付通知書、現金仕拂通知書、登錄濟證書及記名公債證書ヲ請求者ニ交付スルニ付テ必要ナル手續ハ沖繩縣知事之ヲ定ム

第十一條　沖繩縣諸祿處分法ニ依リ發行スル公債ニ付テ國債規則第二十五條ニ依ル登錄又ハ其ノ除却ヲ請求スル場合ニ於テハ手數料ヲ納ムルコトヲ要セス

附　則

本令ハ沖縄縣諸祿處分法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（書式省略）

右省令の公布と同時に、大藏大臣より沖縄縣知事に對し左の如く取扱手續を令達したり。

一　沖縄縣知事ハ沖縄縣諸祿處分法施行規則第一條及第二條ノ規定ニ依ル受祿者、祿ノ種類、代數及各代ノ祿高ヲ調査シ左記書式ニ依リ沖縄縣諸祿處分法施行ノ日ヨリ十日以内ニ之ヲ當省ニ差出スヘシ

二　沖縄縣諸祿處分法施行規則第四條ニ依リ公債證書又ハ現金ノ給付請求書ヲ提出スルモノアルトキハ沖縄縣知事ニ於テ之ヲ調査シ直ニ之ヲ當省ニ送付スヘシ

三　沖縄縣諸祿處分法施行規則第四條但書ノ場合ニ於テ沖縄縣知事ハ登錄請求書ニ於ケル債額及氏名ヲ大藏大臣ノ令達ニ照ラシ其ノ正確ナルコトヲ認メタル上取扱店ニ對シテ之ヲ證明スヘシ

四　前項ニ依リ證明シタル登錄請求額及請求者ノ氏名ハ之ヲ當省ニ報告スヘシ

五　沖縄縣諸祿處分法施行規則第十條ニ依リ公債證書給付通知書其ノ他ノ交付手續ヲ定メタルトキハ之ヲ當省ニ報告スヘシ

（書式省略）

是より先、沖縄縣知事は準備の爲め諸祿臺帳現在高調書を作成し、之を大藏省に送付せしに由り、前掲取扱手續の令達あるや、其の第一項に規定せる調書は改めて之を提出することなく、唯前提出の分に異動なき旨を報告するに止め、大藏大臣は其の報告に基き明治四十三年五月十九日沖縄縣諸祿處分法施行規則第三條第一項に依る給與額の令達を發したり。而して此の給與額は爾後沖縄縣知事より提出したる金祿異動屆書に依り、一二の更正を要したるものありて、結局總額百六十五萬六千八百七十一圓六十三錢を以て確定したり。其の給與額の細別及受給者人員は左表の如し。

給與額			受給者人員	
公債	現金	計	公債	現金
一、六四二、一〇〇円	一四、七七一・六三〇円	一、六五六、八七一・六三〇円	五三二	五六七

（備考）公債のみの受給者一人、端數現金のみの受給者三六人あり、故に總人員は五六八人なり。

本公債の給付に關しては沖縄縣知事に於て最も留意する所あり、各受給者をして新法の下に獲得したる資產を永久に保持せしめんことを圖り、特別の事由あるものを除く外は成るへく甲種登錄の形式を以て給付を受けしむることとして之が勸奬に努めたり。施行規則第十一條に於て特に登錄手數料免除の規定を置きたるも畢竟之が爲めなり。就中金祿受給者の保護に就ては、知事監督の下に共益組合を組織し、組合員相互の利益を擁護するの目的を以て、之に必要なる諸般の手續を履行せしむることとせり。是を以て給與額の內公債額に對しては概ね甲種登錄の請求ありて、其の證券を給付せしは僅に一小部分に止まれり。

本公債の發行年は沖縄縣諸祿處分法第九條の趣旨に基き、實際交付の年月如何に拘らず總て之を明治四十三年とし、證券及登錄の記號は他の同年發行に係る救恤及製鹽地整理の兩公債と共通に之を「ほ號」とせり。而して本公債の交付は大正三年九月を以て完結を告げ、發行總額は前記の如く百六

十四萬二千百圓に達したり。玆に交付年月毎に交付額を區分表出すれば左の如し。

交付年月	證券	甲種登錄	合計
明治四三年六月	一円	二六、七〇〇円	二六、七〇〇円
〃　七	一	一、三七、五〇〇	一、三七、五〇〇
〃　八	一	二〇、二五〇	九二、六〇〇
〃　九	一	二三、四五〇	五九、三〇〇
〃　一〇	一	八、五〇〇	八、九〇〇
〃　一一	一	四、七五〇	六、八〇〇
〃　一二	一	三、九〇〇	三、九〇〇
四四、一	一	二、九五〇	二、九五〇
〃　二	一	二、三五〇	二、三五〇
〃　三	一	二、三〇〇	二、三〇〇
〃　四	一	一、七五〇	一、七五〇
〃　六	一〇〇	一	一〇〇
〃　七	一	二、三五〇	二、三五〇
合計	一二四	一、五七六、四〇〇	一、六四四、一〇〇

交付年月	證券	甲種登錄	合計
明治四四年九月	一円	三、一〇〇円	三、一〇〇円
〃　一〇	一	一〇、一〇〇	一〇、一〇〇
〃　一一	一	一〇、一〇〇	一〇、一〇〇
四五、二	一	三、八〇〇	三、八〇〇
〃　五	一	一、一〇〇	一、一〇〇
大正元、九	二七五	一	二、七五〇
〃　一〇	一	一、七〇〇	一、七〇〇
〃　一一	一	二〇〇	二〇〇
〃　一二	一	一〇〇	一〇〇
〃　七	一	二〇〇	二〇〇
〃　四	一	五〇	五〇
〃　九	一	一、一〇〇	一、一〇〇
合計	二四、四五〇	一、五七六、五〇〇	一、六四四、一〇〇

（備考）交付年月は證券發行日又は登錄簿に登錄したる日に依りて區分す（矣款以下諸公債皆之に準ず）。

又公債及端數現金の交付額を祿の種別に區分し、受給者人員と併せて之を表出すれば左の如し。

祿種別	交付額 公債	交付額 現金	交付額 計	受給者人員 公債	受給者人員 現金
永世祿	二六二、一〇〇円	七四、九〇〇円	二六二、一四九、九〇〇円	二九	二六
同上（二代以上減）	一五〇、四五〇	四九、〇八〇	一五〇、八五九、〇八〇	二六	二六

祿種別	交付額 公債	交付額 現金	交付額 計	受給者人員 公債	受給者人員 現金
非祿永世（三代以後減）	五七、〇〇〇円	六一、〇〇〇円	五七、六一、〇〇〇円	三五	三五
永世祿	一〇七、四〇〇	一、七四八、三四〇	一〇九、一四八、三四〇	六一	六一

社寺祿	交付額 公債	交付額 現金	交付額 計	受給者人員 公債	受給者人員 現金
非祿永世（二代以上）	五三、七〇〇	三、七五三・四八〇	五三、四五三・四八〇	一四〇	一四〇
祿	八、三〇〇	八〇〇、七七〇・三〇〇	八〇〇、七七八・三〇〇	二〇〇	二三六
祿	二〇、七〇〇	四五、八〇〇	二一、一五五・八〇〇	二二	二二
合計	一、八四二、一〇〇	一四、七一、六三〇	一、八五六、八七一・六三〇	五三	五七

尙ほ各年度に於ける端數現金の交付額は左の如し。

明治四十三年度	二、八〇八・四八〇円
同　四十四年度	一、四三五・三三〇円
大正元年度	二六八・六四〇円
同　二年度	九五・二六〇
同　三年度	六七・六三〇円
合計	一四、七一・六三〇円

第九款　救恤公債

第一項　緒言

救恤公債は海外に居留する邦人が、戰爭其の他の事變に因りて損害を蒙りたる者に對して、政府に於て之が救恤の爲め發行したるものにして、明治三十七八年日露戰役及大正八九年露國政變、西比利亞事變に於けるもの之なりとす。右は固より損害賠償其の他補償等の意義を有するものには非ずし、專ら被害者の窮狀を救ひ、邦人の海外發展の氣運を殺がざらんが爲に爲されたるものに屬す。救恤に當りては、端數現金の外何れも五分利公債證書を交付して之に充てたるを以て、玆には之を救恤公債の名稱の下に一括し、各回救恤毎に項を分ちて說述せんとす。

第二項　日露戰役關係救恤公債

第一目　起　因

明治三十七年日露戰役開始の當時に於て、露領亞細亞・清國滿洲及韓國義州方面に在留せる帝國臣民は頗る多數に上りたるが、此等は日露の國交將に斷絶せんとし、風雲急を告ぐるに至りしも、啻に外交の機微を察すること能はざりしのみならず、又假令之を豫知すと雖も、之を行動に現はすことは國際上固より愼まざるべからざるを以て、豫め引揚の準備を整ふるが如きは到底爲し得ざりし所なりき。而も日露兩國の戰時行動は、一朝外交上の手段盡くると同時に俄然開始せられたる爲め、各居留民は家財を整理するの遑なく、蒼惶として纔かに身を以て免れたるものにして、多年孜々として蓄積したる資產は忽ち烏有に歸し、復た之を挽回すること能はざるに至れり。而して斯かる者に對しては理論上固より國家に於て賠償の義務なしと雖も、其の情狀大に憫諒すべきものあるは復た言を俟たざる所なり。是を以て第二十二回帝國議會以來屢〻之が救濟を請願する者あり、政府に於ても其の情狀の憫諒すべきものあるを認むるは勿論、之が救濟は我對外發展を圖る上に於て亦必要のことたるを察せざるにあらざりしも、其の事實を調査して眞相を穿ち得るは實に容易の業にあらず、加之財政の現狀亦未だ輙く之が決行を許さざるものありしが故に、遷延遂に明治四十一年に及びたり。然るに同年末に至り外務大臣は大藏大臣と協議し、日露戰役の際損害を被りたる海外居留民救恤の計畫を立て、金額二百萬圓を限り公債證書を以て給付することとし、翌四十二年一月十六日閣議に提出

する所あり。而して此の計畫に於ける救恤の範圍は露領西比利亞・滿洲及韓國方面に在留せる帝國臣民の外、戰役中敵軍の爲に損害を加へられたる船舶及其の載貨にも及ぶものなりしが、閣議に於て此の範圍及金額の程度に關し異論ありて、議容易に纏まらざりしに由り、外務・大藏兩大臣は一旦此の提議を撤回し、更に協議を遂げ、船舶載貨の損害に對しては救恤を爲さざることとし、且つ金額の限度を百萬圓に減じ、同年三月十六日法律案を具して再び之を閣議に提出せり。閣議乃ち之を容れ、同月十八日當時開會中の第二十五回帝國議會に提出したるに、衆議院は直に議事日程を變更して之を同日の會議に附し、當時議員より提出ありたる本件の建議案と同一の特別委員に附託したり。斯くて委員會は審議の末救恤の範圍を擴張し、獨り引揚の際のみならず、在外居留民が戰役の爲め直接に被りたる損害に對しても救恤を爲すと共に、船舶にも之を及ぼさんとし、法案第一條を修正可決せり。然るに政府は之に反對の意見を言明し、又同月二十日の本會議に於て議員中反對意見を主張する者ありて、遂に採決の結果原案を復活し、即日貴族院に送付したるに、同院は同月二十四日異議なく之を可決したりしを以て、政府は同年四月二十三日法律第三十八號を以て之を公布したり。其の全文左の如し。

法律第三十八號（明治四十二年四月二十三日）

第一條　露西亞領亞細亞、清國滿洲及韓國義州方面ニ在留シタル帝國臣民ニシテ明治三十七八年戰役開始ノ際引揚ケタル爲損害ヲ被リタル者ニ對シテハ本法ニ依リ救恤金ヲ下付ス

第二條　前條救恤金ノ總額ハ百萬圓以內トス

第三條　救恤金ハ額面金額ニ依リ五分利付國債證券ヲ以テ之ヲ給付ス但シ五十圓未滿ノ金額

ハ現金ヲ以テ之ヲ給付ス

第四條　政府ハ前條ノ規定ニ依ル給付ニ必要ナル國債證券ヲ發行スルコトヲ得

第五條　本法ニ依リ救恤金ヲ受ケムトスルモノハ明治四十二年七月三十一日迄ニ申請スヘシ

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二目　交　付

右の如く法律の成立ぜしに伴ひ、救恤申請の手續及救恤額の調査等に關し別に規定なかるべからざるを以て、政府は法律發布と同時に勅令第百七號を以て該規定を公布し、救恤金を受けんとする者は地方廳・統監府・臺灣總督府・關東都督府又は在外公館を經由し、申請書を外務大臣に提出すべく、其の提出ありたるときは外務大臣は救恤金査定委員會をして之を査定せしむることとし、而して同委員會は委員長一名（外務大官を以て之に充つ）委員八名（外務・大藏兩省高等官中より之を任命す）を以て組織し、救恤金下付の申請に對する査定を爲し、其の結果を外務大臣に具申すべきことと定めたり。

斯くて明治四十三年十月に至り、大藏大臣は前掲法律第三十八號第四條に基き救恤公債規程を定め、同月八日左の省令を公布したり。

救恤公債規程（明治四十三年十月八日大藏省令第四十八號）

第一條　政府ハ明治四十二年法律第三十八號第四條ニ依リ公債ヲ發行ス

第二條　本公債ノ證券ハ大日本帝國政府五分利公債證書トス

第三條　本公債ノ元金ハ發行ノ年ヨリ五箇年据置キ其ノ翌年ヨリ向五十箇年以內ニ之ヲ償還ス

第四條　本公債初期ノ利子ハ救恤金下付告知ノ日付ノ屬スル月ヨリ之ヲ附シ元金償還ノトキハ其ノ償還ノ月迄之ヲ附ス

第五條　本公債ノ利子ハ每年三月及九月ニ於テ其ノ月以前六箇月間ニ屬スルモノヲ仕拂フ

而して前記勅令第百七號第八條第一項に『救恤金下付ニ關スル手續ハ大藏大臣之ヲ定ム』とあるを以て、大藏大臣は右省令と共に第四十九號を以て其の手續を制定したり。

大藏省令第四十九號（明治四十三年十月八日）

第一條　救恤金下付申請ニ對スル給與額ハ申請書經由官廳ヲ經テ之ヲ各申請者ニ告知ス

第二條　前條下付ノ告知ニ基キ公債證書又ハ現金ヲ受領セムトスル者ハ第一號書式ノ請求書ニ受取人ノ印鑑ヲ添ヘ之ヲ大藏省ニ提出スヘシ但シ外國又ハ朝鮮ニシテ國債事務取扱店ノ設置ナキ地ニ在ル受給者又ハ其ノ代理人ハ其ノ在留地ニ公債證書ノ郵送ヲ、外國ニシテ金庫ノ設置ナキ地ニ在ル受給者又ハ其ノ代理人ハ其ノ在留地ニ現金ノ郵送ヲ受クルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二號書式ノ請求書ヲ提出スヘシ

前項但書ノ場合ニ於ケル郵送途中ノ危險ハ請求者ノ負擔トス

第三條　國債規則第二十五條ニ依リ國債登錄ノ請求ヲ爲サムトスル者ハ公債證書給付又ハ郵送ノ請求書ニ代フルニ取扱店宛ノ登錄請求書ヲ以テシ之ヲ大藏省ニ提出スヘシ

第四條　救恤金下付ノ告知ニ於テ指名セラレタル受給者ノ承繼人カ前二條ノ請求ヲ爲サムト

スルトキハ其ノ承繼ヲ證スル戸籍吏、公使又ハ領事ノ書面其ノ他ノ證據書類ヲ請求書ニ添附スヘシ

二人以上ノ連名ヲ以テ救恤金ノ下付ヲ告知セラレタル者カ公債證書又ハ現金ヲ受領セムトスルトキハ其ノ一人ヲ以テ受領總代人トシ其ノ旨ヲ請求書ニ附記スヘシ

請求者カ豫メ公債證書又ハ現金ヲ受領スヘキ代理人ヲ定メタルトキハ其ノ旨及代理人ノ住所氏名ヲ請求書ニ附記スヘシ

受給者ノ代理人カ前二條ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ其ノ權限ヲ證スルニ足ルヘキ書面ヲ提出スルコトヲ要ス前項ノ規定ニ依ラサル請求者ノ代理人カ公債證書又ハ現金ヲ受領セムトスルトキ亦同シ

第五條　公債證書ヲ給付スルトキハ第三號書式ノ給付通知書ヲ發シ之ヲ受取人ニ交付ス受取人ハ前項ノ通知書領收欄内ニ式ノ如ク署名捺印シ指定ノ取扱店ニ差出シ之ト引換ニ公債證書ヲ受取ルヘシ但シ第二條第一項但書ノ場合ニ於テハ公債證書ヲ受取リタルトキ直ニ通知書領收欄内ニ式ノ如ク署名捺印シ之ヲ日本銀行ニ提出スヘシ

第六條　現金ノ支給ニ付テハ會計法規ノ定ムル所ニ從ヒ仕拂命令又ハ仕拂通知書ヲ受取人ニ交付シ指定ノ金庫ヨリ之ヲ受領セシム但シ第二條第一項但書ノ場合ニ於テハ仕拂命令ヲ中央金庫ニ交付シ其ノ旨ヲ受取人ニ通知ス

第七條　請求者ハ公債證書ノ給與ヲ受クヘキ取扱店又ハ現金ノ仕拂ヲ受クヘキ金庫ヲ選擇スルコト得但シ第二條第一項但書ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ場合ニ於テハ其ノ旨ヲ請求書ニ附記スヘシ

（書式省略）

斯くて救恤査定委員會に於ける査定は漸次進捗し、明治四十三年十月に至り、下付すべき公債總額九十八萬七百圓（申請件數千五百五十七）、端數現金一萬九千二百九十七圓（申請件數千百六）、合計九十九萬九千九百九十七圓（件數千五百五十七）を以て査定の完結を告げたり。仍て外務大臣は之を閣議に提出し其の決定を得て、同月三十一日査定表を添へて之を大藏大臣に通牒し、大藏大臣は同日附を以て直に告知の手續を爲したり。

本公債の發行年は明治四十三年、記號は「ほ號」にして、全く沖繩縣諸祿公債に同じ。而して本公債の交付は下付請求書の提出に從ひ、之を外務省より送付ありし査定表に照し、逐次給付通知書を發するものなるが、海外在留者多數を占めたるため、下付申請の遲延に及びたるもの少からずして、大正四年度末に至り漸く略之を完了し、剩す所の未交付額は僅に四百圓となれり。今交付年月及交付額を掲ぐれば左の如し。

交付年月	公債交付額	交付年月	公債交付額	交付年月	公債交付額	交付年月	公債交付額
明治四三、一一月	二〇〇、四〇〇円	明治四四、六月	一、九五〇円	明治四五、三月	四五〇円	大正二、八月	一〇〇円
〃　一二	三九九、一〇〇	〃　七	五、一〇〇	〃　四	三〇〇	〃　一一	五五〇
四四、一	二三九、一〇〇	〃　八	一、二〇〇	〃　五	一五〇	〃　一二	一〇〇
〃　二	五三、六〇〇	〃　九	二、〇五〇	〃　七	二五〇	五、二	一五〇
〃　三	四三、四五〇	〃　一〇	九五〇	大正元、九	二五〇		
〃　四	一七、二〇〇	〃　一一	一、〇〇〇	二、三	八〇〇	合計	九〇、三〇〇
〃　五	一〇、一〇〇	〃　一二	二、九五〇	〃　六	五〇		

（備考）明治四十三年十二月交付額中五〇〇圓、及同四十四年二月同上一〇〇圓、合計六〇〇圓は受給者の請求に因り甲種登錄國債を以て交付したるものなり。

又玆に前表の公債交付額を、經由官廳別及申請者の地方別に表出すれば左の如し。

經由官廳	地方	公債交付額	申請者人員
北海道廳	北海道	一三、八〇〇円	一九
	兵庫	二〇〇	一
東京府	東京	一六四、〇〇〇	三五
	滋賀	八〇〇	一
	奉天	四五〇	一
京都府	京都	一〇〇	一
大阪府	大阪	二八、四〇〇	一七
	韓國	一〇〇	一
神奈川縣	神奈川	一六、六五〇	一一
兵庫縣	兵庫	八、一五〇	六
長崎縣	大阪	五〇	一
	長崎	七二、一〇〇	二四二
	福岡	五〇	一
	大連	二五〇	一
	西比利亞	六五〇	四
	浦鹽斯德	六、一〇〇	二
	スマトラ	五〇	一
新潟縣	新潟	二、四五〇	一五
茨城縣	茨城	五〇〇円	一
三重縣	三重	九〇〇	二
愛知縣	愛知	一二、四五〇	七
靜岡縣	東京	二、五〇〇	一
滋賀縣	滋賀	九、三〇〇	四
岐阜縣	岐阜	一〇〇	一
長野縣	長野	五〇	一
福島縣	福島	一〇〇	一
福井縣	福井	四、〇五〇	六
石川縣	石川	二〇〇	三
岡山縣	岡山	四、五〇〇	二
廣島縣	廣島	二、六〇〇	二六
山口縣	山口	一、一五〇	一三
和歌山縣	和歌山	七五〇	二
德島縣	德島	一〇〇	一
香川縣	香川	八〇〇	八
愛媛縣	愛媛	二、一五〇	二
福岡縣	福岡	四五、一〇〇	二三
大分縣	熊本	三〇〇	一
	大分	二、七〇〇	一一
佐賀縣	佐賀	一七、三五〇	三五
	長崎	三五〇	二
	大連	六〇〇	一
	西比利亞	一〇〇	一
熊本縣	熊本	一七、五五〇	一〇六
鹿兒島縣	鹿兒島	九五〇	四
樺太廳	樺太	一、三五〇	七
統監府	韓國	四九、〇五〇	八七
臺灣總督府	臺灣	三五〇	三
關東都督府	大連	五〇、六〇〇	六一
	南滿洲	六〇〇	四
	旅順	一三、七〇〇	三〇
漢口總領事館	漢口	二五〇	四
哈爾賓總領事館	哈爾賓	一七、五〇〇	六〇
	吉林	六、一〇〇	三二
	長崎	一、四五〇	一
	熊本	二五〇	一
莫斯科總領事館	西比利亞	一五〇	二
奉天總領事館	奉天	六、九五〇	二一
	撫順	四五〇	三
桑港領事館	北米合衆國鹽湖市	五〇	一
上海總領事館	上海	一、七五〇	七
天津總領事館	天津	五五〇	五
	唐山	二〇〇	一
	山海關	三〇〇	一
浦鹽斯德總領事館	浦鹽斯德	一五〇、四〇〇	二三三
	西比利亞	二六、二五〇	七五
	黑龍江州	五、〇五〇	二〇
	沿海州	一二、五〇〇	六九
	後貝加爾州	一、四〇〇	一六
	韓國	四五〇	二
	大阪	五〇	一
	千葉	五〇	一
	宮城	四五〇	一
	德島	三、〇〇〇	一
安東領事館	安東	一二、一〇〇	二九
バタビヤ領事館	東印度瓜哇島	五〇〇	一
長春領事館	長春	一一、四〇〇	一九
	吉林	一〇〇	一
芝罘領事館	芝罘	六〇〇	二
吉林領事館	吉林	三五〇	二
遼陽領事館	遼陽	九、四五〇	二三
牛莊領事館	牛莊	一、五〇〇	一
	營口	一六、三五〇	二一

大石橋	六〇〇円	四	蘇州領事館	蘇州	五〇〇円	一	合計	海拉爾	九八〇、三〇〇	一、五五四
復州	三〇〇	一	油頭領事館	油頭	五〇	一		三〇〇		
西比利亞	五、一〇〇	六	鐵嶺領事館	鐵嶺	二、八五〇	一〇	齊々哈爾領事館	黑河府	二、二〇〇	三
浩海州	一一二、八五〇	三四		齊々哈爾	三、八〇〇	一四		漢河口	七〇〇	二
薩哈嗹島	三、一五〇	二								
東京	五〇	一								
北米合衆國シアトル領事館	二五〇	一								
馬來半島ワシントン州	二、五〇〇	一								
新嘉坡領事館										
セランゴール州										

（備考）申請者人員が査定件數よりも多きは連名の申請ありしに由る。而して實際給付を受けたる人員は未請求の者あるの外、債權讓渡ありたる爲め多少の增減を生じたり。又地方別受給者人員は轉居等に因り尙ほ少からざる異動を來したるものあれども之を省略す。

次に公債に伴ふ端數現金の支出額を示せば左表の如くにして、支出未濟額は百十圓なりとす。但し此の支出未濟額は舊會計法第十八條の規定に依り既に期滿免除となりたるものなり。

支出年月	金額	支出年月	金額	支出年月	金額	支出年月	金額
明治四三、一一月	二〇〇円	明治四四、五月	二六〇円	明治四四、一二月	五七円	大正二、九月	一〇円
〃 一二	七、七八〇	〃 七	四四〇	四五、三	一〇	〃 一一	一〇
四四、一	四、一一〇	〃 八	二三〇	〃 四	六〇	合計	一九、一八七
〃 二	二、九〇〇	〃 九	一八〇	〃 五	一〇		
〃 三	一、八二〇	〃 一〇	一二〇	大正元、一一	三〇		
〃 四	七九〇	〃 一一	一六〇	二、七	一〇		

第三項　露國政變及西比利亞事變關係救恤公債

第一目　起因

第二回目の救恤公債は、露國政變及西比利亞事變の爲め損害を被りたる者に對して交付せられたるものとす。大正八、九年露國の革命及西比利亞事變に際し、露國領內又は北滿洲、露支境界に在住したる帝國臣民にして、引揚げ其の他の事情に由り財產上の損害を被りたる者尠からず、就中尼港事變に於ては單り財產のみならず生命をも失ひたる者あり。此等利害關係者より政府に對し救恤を請願する者續出したりしかば、政府も日露戰役に於ける前例に從ひ、一定の金額を限定して被害者若くは其の關係者の救恤を爲すことと定めたり。即ち救恤總額を前回の個人損害申請高に對する割合の例に依り、今回の申請額約三千萬圓（法案提出當時の申請額にして邦貨二千五百九十七萬九千二百十圓、英貨六萬二千九百磅、露貨千九百六十一萬留餘、件數七百八十九件）の二十分の一、即ち百五十萬圓以內と限定し、又其の實行に當りては救恤審査會を設けて審査すること等、總て前例に依ることとなれり。斯くて政府は大正十一年二月第四十五回帝國議會に、之に關する法律案を提出し、兩院の協贊を經て、同年四月十二日法律第三十九號を以て之を公布したり。法文左の如し。

法律第三十九號（大正十一年四月十二日）

第一條　露西亞內又ハ露支國境地方ニ在リタル帝國臣民ニシテ露國政變及西比利亞事變ノ際引揚又ハ遭難ノ爲損害ヲ被リタルモノニ對シテハ本法ニ依リ救恤金ヲ交付ス

第二條　前條救恤金ノ總額ハ百五十萬圓以内トス

第三條　救恤金ハ額面金額ニ依リ五分利付國債證券ヲ以テ之ヲ交付ス但シ二十五圓未滿ノ金額ハ現金ヲ以テ之ヲ交付ス

第四條　政府ハ前條ノ規定ニ依ル交付ニ必要ナル額ヲ限度トシ國債證券ヲ發行スルコトヲ得

第五條　救恤金ノ交付ハ之ヲ受ケムトスル者ノ申請ニ因リ救恤審査會ノ審査ヲ經テ主務大臣之ヲ決定ス

救恤審査會ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條　前條第一項ノ申請ハ大正十一年七月三十一日迄ニ之ヲ爲スヘシ

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二目　交　付

尋いで同年五月二日勅令第二百四十七號を以て救恤金の交付に關する件を公布し、申請手續及救恤審査會の官制を制定したり。即ち左の如し。

勅令第二百四十七號（大正十一年五月二日）

第一條　大正十一年法律第三十九號第五條第一項ノ規定ニ依ル申請書ハ救恤金ヲ受ケムトスル者ノ現住地ヲ管轄スル北海道廳府縣、朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳、關東廳、南洋廳、薩哈嗹洲派遣軍司令部、青島守備軍司令部又ハ在外公館ヲ經由シ外務大臣ニ之ヲ提出スヘシ

第二條　申請書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ

一　申請者ノ氏名、年齢、職業、本籍及現住地

二　申請者カ引揚又ハ遭難ノ爲損害ヲ被リタル者ニ非サルトキハ被害者ノ氏名、年齢、職業、本籍及現住地並申請者ト被害者トノ關係

三　引揚又ハ遭難ノ場所

四　引揚又ハ遭難ノ年月日

五　引揚又ハ遭難ノ前後ノ事情

六　損害ノ種類、程度、價額及事由

七　引揚又ハ遭難ノ前被害者カ其ノ地方ニ在リタル期間

八　其ノ他參考ト爲ルヘキ事項

第三條　申請書ニハ成ルヘク前條ニ掲クル事項ヲ證明スルニ足ルヘキ證據方法ヲ開示シ證據書類及證據物件ヲ添付スヘシ

第四條　救恤審査會ハ外務大臣ノ監督ニ屬シ會長一人審査員十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

第五條　會長ハ外務次官ヲ以テ之ニ充ツ

審査員ハ外務大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官其ノ他審査ニ必要ナル智識經驗ヲ有スル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第六條　會長ハ會務ヲ總理シ會議ノ議長ト爲ル

會長事故アルトキハ外務大臣ノ指定スル審査員其ノ職務ヲ代理ス

第七條　審査會ニ幹事若干人ヲ置ク外務大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ內閣ニ於テ之ヲ命ス

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第八條　審査會ニ書記若干人ヲ置ク外務大臣之ヲ命ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第九條　救恤金ノ交付ハ外務大臣之ヲ決定ス

第十條　救恤金ハ大藏大臣之ヲ交付ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

救恤金下付申請の期限は大正十一年七月三十一日なりしが、爾來救恤審査會に於て愼重之が査定を爲し、翌十二年六月一日に及び、始めて公債の發行及公債竝に端數現金交付に關する規程を發布し次で公債を交付するの運びとなりたり。右交付に關する規程左の如し。

救恤公債ノ發行及同公債竝ニ端數現金交付ニ關スル規程（大正十二年六月一日大藏省令第十四號）

第一條　政府ハ大正十一年法律第三十九號第四條ニ依リ五分利公債ヲ發行ス

第二條　本公債ノ元金ハ發行ノ年ヨリ五年据置キ其ノ翌年ヨリ向五十年內ニ之ヲ償還ス

第三條　本公債初期ノ利子ハ救恤金交付額告知ノ日ヨリ之ヲ附ス

第四條　救恤金交付申請ニ對スル交付決定額ハ申請書經由官廳ヲ經テ之ヲ各申請者ニ告知ス

第五條　前條ノ告知ニ基キ公債又ハ端數現金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ第一號書式ノ請求書ニ市町村長其ノ他在住地官憲ノ證明ヲ經タル受取人ノ印鑑ヲ添ヘ之ヲ大藏省ニ提出スヘシ」

外國ニシテ國債事務取扱店又ハ國庫事務取扱店ノ設置ナキ地ニ在ル被交付者又ハ其ノ代理人ハ其ノ在住地ニ前項ノ公債又ハ現金ノ郵送ヲ受クルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二號書式ノ請求書ニ印鑑ヲ添ヘ之ヲ大藏省ニ提出スヘシ

前項ノ場合ニ於ケル郵送途中ノ危險ハ請求者ノ負擔トス

請求者ハ第二項ノ場合ヲ除ク外公債又ハ現金ノ交付ヲ受クヘキ取扱店ヲ指定スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ旨ヲ請求書ニ附記スヘシ

第六條　救恤金交付額ノ告知ヲ受ケタル者ノ承繼人カ前條ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ戶籍ノ謄本、抄本又ハ其ノ承繼ヲ證スルニ足ルヘキ官憲ノ書面其ノ他ノ證據書類ヲ請求書ニ添附スヘシ

被交付者カ請求ノ際公債又ハ現金ヲ受領スヘキ代理人ヲ定メタルトキハ其ノ旨及代理人ノ住所氏名ヲ請求書ニ附記スヘシ

被交付者ノ代理人カ前條ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ其ノ權限ヲ證スルニ足ルヘキ書面ヲ提出スルコトヲ要ス

第七條　公債ヲ交付スルトキハ第三號書式ノ交付通知書ヲ受取人ニ交付ス

受取人ハ前項ノ交付通知書領收證欄內ニ式ノ如ク記名捺印シ指定ノ取扱店ニ提出シ之ト引換ニ公債ヲ受領スヘシ但シ第五條第二項ノ場合ニ於テハ公債ヲ受取リタルトキ直ニ交付通知書領收證欄內ニ式ノ如ク記名捺印シ之ヲ日本銀行本店ニ送付スヘシ

第八條　現金ノ交付ニ付テハ會計法規ノ定ムル所ニ從ヒ小切手又ハ支拂通知書ヲ交付シ指定ノ取扱店ニ於テ現金ヲ受領セシム但シ第五條第二項ノ場合ニ於テハ小切手ヲ日本銀行本店ニ交付シ其ノ旨ヲ受取人ニ通知ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（書式省略）

本法に依る救恤金の交付決定額は、公債百四十八萬七千四百圓、端數現金一萬二千四百四十五圓、計百四十九萬九千八百四十五圓、交付人員千二百三人にして、此の內昭和元年度末迄に交付を了したるは公債百四十六萬三千五百二十五圓（何れも大正十二年發行五分利公債ゆ號）、現金一萬千九百十七圓にして、未交付額は公債二萬三千八百七十五圓、現金五百二十八圓なり。今、年々の交付額を表示すれば左の如し。

內譯	交付決定額	交付済額				
		大正十二年度	同十三年度	同十四年度	昭和元年度	計
公債	一、四八七、四〇〇円	一、四四六、四二五円	一六、九二五円	— 円	一七五円	一、四六三、五二五円
現金	一二、四四五	一一、五四二	二八九	二一	六五	一一、九一七
計	一、四九九、八四五	一、四五七、九六七	一七、二一四	二一	二四〇	一、四七五、四四二

第四項　西比利亞事變關係救恤公債

第一目　起　因

前項に述べたるが如く、露國政變及西比利亞事變の爲め損害を被りたる者に關しては、大正十一年法律第三十九號を以て之が救恤を爲したるが、大正十一年我西比利亞派遣軍が撤兵せらるるに當り同地方在住の本邦人は今後に於ける赤白兩軍の衝突を恐れ、急遽引揚を爲したる爲め、財產上損害を被りたる者多く、又引揚を爲さずして依然殘留したる者も之に準ずるの損害を蒙りたる者少からざりき。此等の被害者は前回に於けると同じく、續々政府に對して救濟を出願し來り、其の數法案提出の時迄に千五十件に達し、爾後の申請豫想數亦五六百件に達する見込にして、全體の損害額は約三千萬圓と推定せられたり。茲に於て政府は前回と同一趣旨を以て其の二十分の一卽ち百五十萬圓を限り之を救恤することに決し、大正十二年三月右に關する法案を議會に提出したり。該法案は兩院の協贊を經て、同年四月二日法律第三十九號を以て左の如く公布せられたり。

法律第三十九號（大正十二年四月二日）

第一條　西比利亞地方ニ在リタル帝國臣民ニシテ大正十一年日本軍撤退ノ際引揚ノ爲損害ヲ被リタル者及之ニ準スヘキ損害ヲ被リタル者ニ對シテハ本法ニ依リ救恤金ヲ交付ス

第二條　前條救恤金ノ總額ハ百五十萬圓以內トス

第三條　救恤金ハ額面金額ニ依リ五分利付國債證券ヲ以テ之ヲ交付ス但シ二十五圓未滿ノ金

額ハ現金ヲ以テ之ヲ交付ス

第四條　政府ハ前條ノ規定ニ依ル交付ニ必要ナル額ヲ限度トシ國債證券ヲ發行スルコトヲ得

第五條　救恤金ノ交付ハ之ヲ受ケムトスル者ノ申請ニ依リ救恤審査會ノ審査ヲ經テ主務大臣之ヲ決定ス

救恤審査會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條　前條第一項ノ申請ハ大正十二年七月三十一日迄ニ之ヲ爲スヘシ

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二目　交　付

尋いで同年四月九日勅令第百六十號を以て救恤金の交付に關する件を發布したるが、申請手續及救恤審査會の官制は全く前回と相同じ。即ち左の如し。

勅令第百六十號（大正十二年四月九日）

第一條　大正十二年法律第三十九號第五條第一項ノ規定ニ依ル申請書ハ救恤金ヲ受ケムトスル者ノ現住地ヲ管轄スル北海道廳府縣、朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳、關東廳、南洋廳、薩哈嗹洲派遣軍司令部又ハ在外公館ヲ經由シ外務大臣ニ之ヲ提出スヘシ

第二條　申請書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ

一　申請者ノ氏名、年齢、職業、本籍及現住地

二　申請者カ引揚ノ爲損害ヲ被リタル者又ハ之ニ準スヘキ損害ヲ被リタル者ニ非サルトキハ被害者ノ氏名、年齢、職業、本籍及現住地竝申請者ト被害者トノ關係

三　引揚又ハ之ニ準スヘキ損害發生ノ場所

四　引揚又ハ之ニ準スヘキ損害發生ノ年月日

五　引揚又ハ之ニ準スヘキ損害發生ノ前後ノ事情

六　損害ノ種類、程度、價格及事由

七　引揚又ハ之ニ準スヘキ損害發生前被害者カ其ノ地方ニ在リタル期間

八　其ノ他參考ト爲ルヘキ事項

第三條　申請書ニハ成ルヘク前條ニ掲クル事項ヲ證明スルニ足ルヘキ證據方法ヲ開示シ證據書類及證據物件ヲ添附スヘシ

第四條　救恤審査會ハ外務大臣ノ監督ニ屬シ會長一人審査員十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

第五條　會長ハ外務次官ヲ以テ之ニ充ツ

審査員ハ外務大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官其ノ他審査ニ必要ナル智識經驗ヲ有スル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第六條　會長ハ會務ヲ總理シ會議ノ議長ト爲ル

會長事故アルトキハ外務大臣ノ指定スル審査員其ノ職務ヲ代理ス

第七條　審査會ニ幹事若干人ヲ置ク外務大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第八條　審査會ニ書記若干人ヲ置ク外務大臣之ヲ命ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第九條　救恤金ノ交付ハ外務大臣之ヲ決定ス

第十條　救恤金ハ大藏大臣之ヲ交付ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

救恤金下付申請の期限は大正十二年七月三十一日なりしが、審査會に於ける査定は前回よりも幾分早く完結し、翌大正十三年三月二十日大藏省令第六號を以て、公債發行並に公債及端數現金交付に關する規定を公布したり。

救恤公債ノ發行及同公債竝ニ端數現金交付ニ關スル規程（大正十三年三月二十日大藏省令第六號）

第一條　政府ハ大正十二年法律第三十九號第四條ニ依リ五分利公債ヲ發行ス

第二條　本公債ノ元金ハ發行ノ年ヨリ五年据置キ其ノ翌年ヨリ向五十年内ニ之ヲ償還ス

第三條　本公債ノ利子ハ大正十三年三月二日ヨリ之ヲ附ス

第四條　救恤金交付申請ニ對スル交付決定額ハ申請書經由官廳ヲ經テ之ヲ各申請者ニ告知ス

第五條　前條ノ告知ニ基キ公債又ハ端數現金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ第一號書式ノ請求書ニ市町村長其ノ他在住地官憲ノ證明ヲ經タル受取人ノ印鑑ヲ添ヘ之ヲ大藏省ニ提出スヘシ」外國ニシテ國債事務取扱店又ハ國庫事務取扱店ノ設置ナキ地ニ在ル被交付者又ハ其ノ代理人ハ其ノ在住地ニ前項ノ公債又ハ現金ノ郵送ヲ受クルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二號書式ノ請求書ニ印鑑ヲ添ヘ之ヲ大藏省ニ提出スヘシ

前項ノ場合ニ於ケル郵送途中ノ危險ハ請求者ノ負擔トス

請求者ハ第二項ノ場合ヲ除ク外公債又ハ現金ノ交付ヲ受クヘキ取扱店ヲ指定スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ旨ヲ請求書ニ附記スヘシ

第六條　救恤金交付額ノ告知ヲ受ケタル者ノ承繼人カ前條ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ戸籍ノ謄本、抄本又ハ其ノ承繼ヲ證スルニ足ルヘキ官憲ノ書面其ノ他ノ證據書類ヲ請求書ニ添附スヘシ

被交付者カ請求ノ際公債又ハ現金ヲ受領スヘキ代理人ヲ定メタルトキハ其ノ旨及代理人ノ住所氏名ヲ請求書ニ附記スヘシ

被交付者ノ代理人カ前條ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ其ノ權限ヲ證スルニ足ルヘキ書面ヲ提出スルコトヲ要ス

第七條　公債ヲ交付スルトキハ第三號書式ノ交付通知書ヲ受取人ニ交付ス

受取人ハ前項ノ交付通知書領收證欄内ニ式ノ如ク記名捺印シ指定ノ取扱店ニ提出シ之ト引換ニ公債ヲ受領スヘシ但シ第五條第二項ノ場合ニ於テハ公債ヲ受取リタルトキ直ニ交付通知書領收證欄内ニ式ノ如ク記名捺印シ之ヲ日本銀行本店ニ送付スヘシ

第八條　現金ノ交付ニ付テハ會計法規ノ定ムル所ニ從ヒ小切手又ハ支拂通知書ヲ交付シ指定ノ取扱店ニ於テ現金ヲ受領セシム但シ第五條第二項ノ場合ニ於テハ小切手ヲ日本銀行本店

ニ交付シ其ノ旨ヲ受取人ニ通知ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（書式省略）

今回の交付決定額は公債百四十八萬三千九百五十圓、端數現金一萬四千五百六十圓、合計百四十九萬八千五百十圓、交付人員千七百六十二人にして、此の內昭和元年度末迄に交付を了したるは、公債百四十七萬八千百圓何れも大正十三年發行五分利公債め變、現金一萬四千三百三十五圓にして、未交付額は公債五百八十五圓、現金二百二十五圓なり。今年々の交付額を表示すれば左の如し。

內訳	交付決定額	交付済額 大正十三年度	同十四年度	昭和元年度	計
公債	一、四八三、九五〇円	一、四七四、七五〇円	二、九五〇円	四〇〇円	一、四七八、一〇〇円
現金	一四、五六〇	一四、二四〇	七〇	二五	一四、三三五
計	一、四九八、五一〇	一、四八八、九九〇	三、〇二〇	四二五	一、四九二、四三五

第五項　大正九年に於ける尼港事變及オコーツク事變關係救恤公債

第一目　起　因

大正九年七月多數の日本官民が露領ニコラエフスク港に於て虐殺せられたる事變、及之に引續きて起りたるオコーツク方面に於ける邦人漁場の燒拂は、共に未曾有の悲慘事にして、之が爲め蒙りたる本邦人の損害は頗る甚大なりき。而して此等の被害者に對しては既に大正十一年法律第三十九號を以て一度救恤を爲したりと雖も、其の窮狀は尙ほ甚しきものあり。其の後に於ても政府に對して何らかの方法に依り救濟を得たき旨を請願し來る者續出し、一方衆議院に於ても本件被害者に對しては政府に於て更に救濟の方法を講ぜんことを希望したる事一再ならざりき。茲に於て政府は本事變の特殊なる性質に鑑み、其の窮狀を幾分にても緩和する爲め、今回限りの特例として、本件被害者に對して再度救恤することと決定し、右に關する法律案を大正十五年三月第五十一回帝國議會に提出したり。而して尼港に於ける被害者の總數は六百八十四人にして、此の內戰死者と同一の取扱を受けたる陸海軍人三百七十四人を除き、外務省官吏五名、陸軍軍屬十三名、其の他居住者二百九十二名合計三百十名を被救恤者と爲し、其の總額は財政上其の他諸般の事情を酌量して百萬圓以內と定め、其の他諸手續に關しては總て從前の例に依ることとしたり。尙ほ本案提出に當り政府當局の說明したる所に依れば、政府は之より先大正十四年一月の北京協定に於て、本件に關する損害賠償の請求權を確保したれども、之が實行は列國との權衡上差當り不可能と云ふべく、從つて今回の救恤も前數回に於けると同じく、何等損害賠償若くは補償を意味するものにあらざりしなり。此の點に關しては議會に於ても議論を生じ、結局衆議院は本案に依る救恤も尙ほ被害者の窮狀を救ふに足らずと認め、近き將來政府に於て賠償救濟の趣旨を以て更に適當なる處置を採らんことを希望し、左の條件を附して原案を可決したり。

『政府は露國政變及西比利亞事變の爲め被りたる帝國臣民の損害に付き、其の救恤の手段を講ずるの外、速かに適當なる方法に依り是が賠償の途を講ぜられんことを望む。』

斯くて本法は大正十五年三月三十日法律第四十四號を以て公布せられたり。法文左の如し。

法律第四十四號（大正十五年三月三十日）

第一條　大正十一年法律第三十九號第一條ノ規定ニ該當シタル帝國臣民ニシテ大正九年ニ於ケル尼港事變及「オコーツク」事變ノ爲損害ヲ被リタル者ニ對シテハ本法ニ依リ更ニ救恤金ヲ交付ス

第二條　前條救恤金ノ總額ハ百萬圓以內トス

第三條　救恤金ハ額面金額ニ依リ五分利付國債證券ヲ以テ之ヲ交付ス但シ二十五圓未滿ノ金額ハ現金ヲ以テ之ヲ交付ス

第四條　政府ハ前條ノ規定ニ依ル交付ニ必要ナル額ヲ限度トシ國債證券ヲ發行スルコトヲ得

第五條　救恤金ノ交付ハ之ヲ受ケムトスル者ノ申請ニ依リ救恤審査會ノ審査ヲ經テ主務大臣之ヲ決定ス

救恤審査會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條　前條第一項ノ申請ハ大正十五年七月三十一日迄ニ之ヲ爲スヘシ

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二目　交　付

尋いで同年四月十五日勅令第六十九號を以て、救恤金の交付に關する件を公布し、救恤金の申請手續及救恤審査會の官制を制定したり。勅令の全文左の如し。

勅令第六十九號（大正十五年四月十五日）

第一條　大正十五年法律第四十四號第五條第一項ノ規定ニ依ル申請書ハ救恤金ヲ受ケムトスル者ノ現住地ヲ管轄スル北海道廳府縣、朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳、關東廳、南洋廳又ハ在外公館ヲ經由シ外務大臣ニ之ヲ提出スヘシ

第二條　申請書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ但シ第五號及第六號ノ事項ニ付テハ大正十一年法律第三十九號ニ依ル申請書ノ記載ヲ援用セムトスル者ハ申請書ニ其ノ旨ヲ記スルヲ以テ足ル

一　申請者ノ氏名、年齡、職業、本籍及現住地

二　申請者カ大正九年ニ於ケル尼港事變又ハ「オコーツク」事變ノ爲損害ヲ被リタル者ニ非サルトキハ被害者ノ氏名、年齡、職業、本籍及現住地竝申請者ト被害者トノ關係

三　損害發生ノ場所

四　損害發生ノ年月日

五　損害發生ノ前後ノ事情

六　損害ノ種類、程度、價格及事由

七　損害發生前被害者カ其ノ地方ニ在リタル期間
八　大正十一年法律第三十九號ニ依ル申請及救恤ノ有無
九　其ノ他參考ト爲ルヘキ事項

第三條　申請書ニハ成ルヘク前條ニ掲クル事項ヲ證明スルニ足ルヘキ證據方法ヲ開示シ證據書類及證據物件ヲ添附スヘシ但シ大正十一年法律第三十九號ニ依ル申請書ニ添附シタル證據書類及證據物件ヲ援用セムトスル者ハ其ノ旨ヲ記スルヲ以テ足ル

第四條　救恤審査會ハ外務大臣ノ監督ニ屬シ會長一人審査員八人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

第五條　會長ハ外務大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス
審査員ハ外務大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第六條　會長ハ會務ヲ總理シ會議ノ議長ト爲ル
會長事故アルトキハ外務大臣ノ指定スル審査員其ノ職務ヲ代理ス

第七條　審査會ニ幹事若干人ヲ置ク外務大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第八條　審査會ニ書記若干人ヲ置ク外務大臣之ヲ命ス
書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第九條　救恤金ノ交付ハ外務大臣之ヲ決定ス

第十條　救恤金ハ大藏大臣之ヲ交付ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

斯くて同年十月二十三日大藏省令第四十四號を以て、救恤公債の發行交付に關する規程を發布したり。

救恤公債ノ發行交付ニ關スル規程（大正十五年十月二十三日大藏省令第四十四號）

第一條　政府ハ大正十五年法律第四十四號第四條ニ依リ五分利公債（ひ號）ヲ發行ス

第二條　本公債ノ元金ハ發行ノ年ヨリ五年据置キ其ノ翌年ヨリ向五十年内ニ之ヲ償還ス

第三條　本公債ノ利子ハ大正十五年十月二日ヨリ之ヲ附ス

第四條　救恤金交付申請ニ對スル交付決定額ハ申請書經由官廳ヲ經テ之ヲ各申請者ニ告知ス

第五條　前條ノ告知ニ基キ公債ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ第一號書式ノ請求書ニ市町村長其ノ他在住地官憲ノ證明ヲ經タル受取人ノ印鑑ヲ添ヘ之ヲ大藏省ニ提出スヘシ
外國ニシテ國債事務取扱店又ハ國庫事務取扱店ノ設置ナキ地ニ在ル被交付者又ハ其ノ代理人ハ其ノ在住地ニ前項ノ公債ノ郵送ヲ受クルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二號書式ノ請求書ニ印鑑ヲ添ヘ之ヲ大藏省ニ提出スヘシ
前項ノ場合ニ於ケル郵送途中ノ危險ハ請求者ノ負擔トス

請求者ハ第二項ノ場合ヲ除ク外公債ノ交付ヲ受クヘキ取扱店ヲ指定スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ旨ヲ請求書ニ附記スヘシ

第六條　救恤金交付額ノ告知ヲ受ケタル者ノ承繼人カ前條ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ戸籍

ノ謄本、抄本又ハ其ノ承繼ヲ證スルニ足ルヘキ官憲ノ書面其ノ他ノ證據書類ヲ請求書ニ添附スヘシ

被交付者カ請求ノ際公債ヲ受領スヘキ代理人ヲ定メタルトキハ其ノ旨及代理人ノ住所氏名ヲ請求書ニ附記スヘシ

被交付者ノ代理人カ前條ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ其ノ權限ヲ證スルニ足ルヘキ書面ヲ提出スルコトヲ要ス

第七條　公債ヲ交付スルトキハ第三號書式ノ交付通知書ヲ受取人ニ交付ス

受取人ハ前項ノ交付通知書領收證欄內ニ式ノ如ク記名捺印シ指定ノ取扱店ニ提出シ之ト引換ニ公債ヲ受領スヘシ但シ第五條第二項ノ場合ニ於テハ公債ヲ受取リタルトキ直ニ交付通知書領收證欄內ニ式ノ如ク記名捺印シ之ヲ日本銀行本店ニ送付スヘシ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（書式省略）

本法律に依る救恤金交付決定額は九十九萬九千百七十五圓、人員二百九十人にして、此の內昭和元年度末迄に交付を了したるは、公債九十九萬八千五百五十圓（何れも大正十五年發行五分利公債ひ號）なりとす。而して本救恤金の交付決定に當りては、端數現金を附せざることとなしたるを以て、其の支給なし。

第十款　製鹽地整理公債

第一項　起　因

製鹽地整理公債は鹽專賣法の施行に伴ひ生じたる一種の補償公債なりとす。抑鹽專賣の施行以前に於ける內地の製鹽高は、其の需要高に應じて生產せられ、以て自然の調節を見たりと雖も、專賣の實施後は一定の賠償金を以て之を政府に收納することとなりたる結果、製鹽業者は專ら其の賠償金の多きを欲し、復た需要の如何を顧みざりし爲め、遂に生產高の增加を來し、內地需要高を超過するの傾向を呈せり。斯くては徒に收納鹽の堆積を生じて、賠償金の回收に困難を來すのみならず、一方我國の產鹽地は十州瀨戶內海地方以外に於ては全國各所に散在し、何れも生產組織不完全にして、僅に勞銀を目的とするの零碎製鹽業たるに止まり、其の生產高に比して費用は却て高く、延いて一般消費者の負擔を重くするの狀態なりき。政府も夙に爰に見る所あり、專賣法實施の當初に於て製鹽地の區域及生產高に制限を加ふるの必要を認め、明治三十九年九月以降新規製鹽は原則として之を許可せざるの方針を採りたるが、尙ほ一步を進めて此等の小產地及不良鹽田を整理すると共に、他方鹽業の改良集約を圖ることとし、之が調査を進めつつ時機の熟するを待ちしが、漸く四十三年一月に至り製鹽地整理に關する法律案を、第二十六回帝國議會に提出するの運びとなりたり。當時の調査に依れば、禁止せんとする製鹽地所在の市町村數は三百三十四、製造業者人員は鹽一萬六千二百九人、鹹水四百四十六人、製造場數七千三百十五箇所、段別千九百十四町餘を算したるが、此等の製造業者並に製

鹽地及製鹽設備に對しては、恩惠的措置として相當の補償金を交付することと定めたり。仍ち之を三種に分ち、第一は製造業者に交付するものにして、自作なると小作なるとを問はず、禁止の爲め業を失ふべき者に對して轉業補償の意味を以て爲すものとし、此の金額三十萬六千餘圓、第二は製鹽地の所有者に交付するもの、卽ち鹽田が禁止の爲め其の價格を失ひ又は低落するを救濟するの意味にして、其の金額二百萬六千餘圓、第三は鹽製造に專用したる建物・設備・器具・機械に就て、同樣の理由を以て補償するものにして、其の金額三萬四千餘圓、合計三百三十四萬八千圓と豫定せられたり。仍て右法律案に於ては之を三百四十萬圓以內と定め、且つ歲計の都合上之を公債證書を以て交付することとしたり。然るに此の法律案は衆議院に於て、第七條中に『其ノ裁定ニ不服アルトキハ行政訴訟ヲ爲スコトヲ得』との規定を加へ、又第八條の交付金總額三百四十萬圓以內を三百二十萬圓以內に修正の上可決せられ（金額を削減したるは整理せらるべき製鹽地の內、機械製鹽所二箇所は試驗的に經營しつつあるものなるを以て、之が整理を中止せんとするに在りたり）、貴族院亦其の修正通り可決したるを以て、同年四月七日法律第四十八號を以て公布せられたり。其の全文を揭ぐれば次の如し。

法律第四十八號（明治四十三年四月七日）

第一條　鹽專賣法第六條及第四十條ノ二ニ依リ鹽又ハ鹹水ノ製造區域ヲ制限スル場合ニ於テハ政府ハ鹽又ハ鹹水ノ種類、製造方法ヲ區別シテ之ヲ制限スルコトヲ得

鹽又ハ鹹水製造區域ノ制限ニ依リ鹽又ハ鹹水ノ製造ヲ禁止シタルトキハ政府ハ禁止ノ際ニ於ケル鹽又ハ鹹水ノ製造者、製鹽地ノ所有者、現ニ鹽又ハ鹹水ノ製造ニ專用スル建物設備器具器械ノ所有者ニ對シ其ノ請求ニ依リ命令ノ定ムル所ニ從ヒ交付金ヲ下付ス

前項ノ鹽又ハ鹹水ノ製造者ハ明治四十二年十二月以前ニ於テ鹽又ハ鹹水製造ノ許可ヲ受ケ製造禁止ノ際現ニ其ノ製造ヲ爲ス者ニ限ル但シ相續ニ依リ鹽又ハ鹹水ノ製造ヲ承繼シタル場合ニ於テハ被相續人ノ受ケタル製造ノ許可ハ相續人ニ於テ之ヲ受ケタルモノト看做ス

明治四十二年十二月ニ於ケル現狀ニ依リ鹽又ハ鹹水ノ製造ヲ廢止シタルモノト認ムヘキ製鹽地及之ニ附屬スル建物設備器具器械ニ付テハ第二項ノ交付金ヲ下付セス

明治四十二年十二月以前ニ於テ鹽又ハ鹹水ノ製造ニ著手セサル製鹽地及之ニ附屬スル建物設備器具器械ニ付亦前項ニ同シ但シ明治四十二年十二月以前ニ於テ工事ニ著手シタル製鹽地又ハ製鹽地ニ附屬シタル建物設備器具器械ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

交付金ヲ下付スヘキ建物設備器具器械ノ種類數量ハ政府之ヲ決定ス

第二條　交付金ハ左ノ各號ニ依リ之ヲ定ム

一　鹽製造者ニ對シテハ其ノ一年間納付鹽賠償金額ノ二割ニ相當スル金額

二　鹹水製造者ニ對シテハ其ノ一年間鹹水賣渡代金ノ二割ニ相當スル金額

三　製鹽地所有者ニ對シテハ製鹽地ノ價額ヨリ鹽又ハ鹹水製造禁止後ニ於ケル其ノ見込價額ヲ控除シタル金額

四　鹽又ハ鹹水製造專用ノ建物設備器具器械ノ所有者ニ對シテハ其ノ建物設備器具器械ノ價額ヨリ鹽又ハ鹹水製造禁止後ニ於ケル其ノ見込價額ヲ控除シタル金額

第三條　前條製鹽地ノ價格ハ其ノ製鹽地納付鹽賠償金額ノ百分ノ十一ノ二十倍ニ相當スル金額トス

第四條　前二條ノ納付鹽賠償金額ハ明治四十一年及明治四十二年ノ納付鹽賠償金額ノ平均ニ依リ之ヲ定ム但シ明治四十一年二月以後鹽ノ製造ニ著手シタル場合ニ於テハ明治四十二年ノ納付鹽賠償金額ニ依ル

明治四十一年中又ハ明治四十二年中鹽ノ製造ヲ繼續セサルトキハ前條ノ納付鹽賠償金額ハ兩年ノ中鹽ノ製造ヲ繼續シタル年ノ納付鹽賠償金額ニ依ル

製鹽地所有者又ハ鹽ノ製造者ニ異動ヲ生シ製鹽地ニ對スル明治四十一年分又ハ明治四十二年分納付鹽ノ數量ヲ區分シ難キトキハ前條ノ納付鹽賠償金額ハ兩年ノ中納付鹽ノ數量ヲ區分シ得ヘキ年ノ納付鹽賠償金額ニ依ル

鹹水賣渡代金ハ第一項ノ規定ニ準シ之ヲ定ム

第五條　左ノ場合ニ於テハ製鹽地ノ價額ハ前二條ノ規定ニ拘ラス鑑定人ノ意見ヲ徵シ政府之ヲ決定ス

一　鹽田ニ依ラスシテ鹽ヲ製造スルトキ

二　明治四十一年中及明治四十二年中共ニ鹽ノ製造ヲ繼續セス又ハ前條第一項但書ノ場合ニ於テ明治四十二年中鹽ノ製造ヲ繼續セサルトキ

三　明治四十二年二月以後ニ於テ鹽ノ製造ニ著手シタルトキ

四　製鹽地ノ所有者又ハ鹽ノ製造者ニ異動ヲ生シ製鹽地ニ對スル明治四十一年分及明治四十二年分納付鹽ノ數量ヲ共ニ區分シ難キトキ

五　所有者ヲ異ニスル製鹽地ノ間又ハ前四號ノ一ニ該當スル製鹽地ト他ノ製鹽地トノ間ニ納付鹽ノ數量ヲ區分シ難キトキ

六　第一條第五項但書ノ規定ニ該當スルトキ

第六條　鹽又ハ鹹水製造禁示後ニ於ケル製鹽地ノ見込價額ハ鑑定人ノ意見ヲ徵シ政府之ヲ決定ス

鹽又ハ鹹水製造專用ノ建物設備器具器械ノ價額ヨリ鹽又ハ鹹水製造禁止後ニ於ケル其ノ見込價額ヲ控除シタル金額ハ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハサルトキハ鑑定人ノ意見ヲ徵シ政府之ヲ決定ス

第七條　前二條ノ決定ニ對シ不服アル者ハ十日以內ニ其ノ申立ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ政府ハ更ニ鑑定人ヲ選定シ其ノ意見ヲ徵シ之ヲ裁定ス其ノ裁定ニ不服アルトキハ行政訴訟ヲ爲スコトヲ得

第八條　交付金ノ總額ハ三百二十萬圓以內トス

交付金ハ額面金額ニ依リ五分利付國債證券ヲ以テ之ヲ給付ス但シ國債證券ノ最小額面金額ニ滿タサル端數ハ現金ヲ以テ之ヲ給付ス

第九條　政府ハ前條ノ給付ニ必要ナル國債證券ヲ發行スルコトヲ得

第十條　鹽又ハ鹹水ノ製造ヲ禁止シタル區域內ニ於ケル鹽又ハ鹹水製造專用ノ建物設備器具器械ニ對シテハ政府ハ監督上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第二項　交付

大藏大臣は明治四十三年法律第四十八號の公布に伴ひ、同年五月二日大藏省令第二十號を以て之が施行規則を公布する所ありしが、其の禁止區域及禁止期日に就ては、同日大藏省告示第六十八號及明治四十四年五月二日大藏省告示第五十號を以て左の如く之を告示せり。

大藏省告示第六十八號（明治四十三年五月二日）

鹽專賣法第六條、第四十條ノ二及明治四十三年法律第四十八號第一條第一項ニ依リ明治四十三年九月三十日限左ノ區域ニ於テ鹽及鹹水ヲ製造スルコトヲ禁止ス但シ現ニ許可シタル沃度又ハ硝石製造副產鹽竝鹹水混和以外ノ再製鹽ノ製造ハ此ノ限ニ在ラス

京都府
神奈川縣
長崎縣
西彼杵郡ノ內喜々津村、長與村、時津村、大串村
東彼杵郡
北高來郡
南高來郡
北松浦郡ノ內福島村、佐々村
新潟縣
千葉縣（千葉郡ノ內津田沼町、東葛飾郡ノ內南行德村、行德町、船橋町、葛飾村ヲ除ク）
茨城縣
群馬縣
三重縣
愛知縣
知多郡
碧海郡
寶飯郡ノ內大塚村
渥美郡
靜岡縣
長野縣
宮城縣（桃生郡ノ內野蒜村、牡鹿郡ノ內稻井村、渡波町ヲ除ク）
福島縣（石城郡ノ內小名濱町字高山ヲ除ク）
巖手縣
青森縣
山形縣
秋田縣
福井縣
石川縣（鳳至郡ノ內輪島町、宇出津町、大屋村、鵠ノ巢村、南志見村、三波村、鵜川村、諸橋村、町野村、珠洲郡ノ內小木村、上戶村、直村、正院村、三崎村、蛸島村、木郎村、寶立村、西海村ヲ除ク）
鳥取縣
和歌山縣
愛媛縣
西宇和郡
北宇和郡
高知縣
福岡縣
福岡市
糟屋郡
糸島郡
大分縣
南海部郡
佐賀縣
熊本縣
宇土郡ノ內戶馳村
葦北郡
天草郡
宮崎縣
鹿兒島縣
揖宿郡ノ內頴娃村
川邊郡
日置郡

薩摩郡　肝屬郡ノ內東串良村
出水郡　囎唹郡

大藏省告示第五十號（明治四十四年五月二日）

鹽專賣法第六條第四十條ノ二及明治四十三年法律第四十八號第一條第一項ニ依リ明治四十四年九月三十日限左ノ區域ニ於テ鹽及鹹水ヲ製造スルコトヲ禁止ス但シ鹹水混和以外ノ再製鹽ノ製造ハ此ノ限ニ在ラス

兵庫縣
三原郡
岡山縣
邑久郡ノ內裳掛村
兒島郡ノ內下津井村
小田郡ノ內金浦町
廣島縣
安藝郡
佐伯郡
賀茂郡ノ內仁方町
御調郡ノ內三庄村
深安郡
山口縣
玖珂郡（柳井町ヲ除ク）
熊毛郡ノ內伊保庄村（大字高須濱、小田濱ヲ除ク）阿月村、室積町
厚狹郡
豐浦郡ノ內彥島村
大津郡
德島縣
那賀郡
香川縣
大川郡
香川郡ノ內直島村字牛首、屏風
三豐郡ノ內柞田村
愛媛縣
溫泉郡
越智郡ノ內弓削村
伊豫郡
福岡縣
宗像郡
築上郡
大分縣
東國東郡（姫島村ヲ除ク）
速見郡
大分郡
北海部郡
熊本縣
宇土郡
玉名郡
八代郡
鹿兒島縣
鹿兒島郡
揖宿郡

斯くて大藏省に於ける諸般の準備整ひたれば、明治四十三年十月十日大藏省令第五十號を以て、製鹽地整理公債規程を左の如く定めたり。

製鹽地整理公債規程（明治四十三年十月十日大藏省令第五十號）

第一條　政府ハ明治四十三年法律第四十八號第九條ニ依リ公債ヲ發行ス

第二條　本公債ノ證券ハ大日本帝國政府五分利公債證書トス

第三條　本公債ノ元金ハ發行ノ年ヨリ五箇年据置キ其ノ翌年ヨリ向五十箇年以內ニ之ヲ償還ス

第四條　本公債初期ノ利子ハ鹽及鹹水製造禁止ノ月ヨリ之ヲ附シ元金償還ノトキハ其ノ償還

ノ月迄之ヲ附ス

第五條　本公債ノ利子ハ毎年三月及九月ニ於テ其ノ月以前六箇月間ニ屬スルモノヲ仕拂フ

本公債の發行年は明治四十三年及同四十四年にして、各其の年九月三十日限り禁止せられたるものに對して交付したり。其の交付額合計前者は百十五萬九千五十圓にして、證券の記號を「ほ號」とし後者は百二十七萬七千四百五十圓にして、證券の記號は「ふ號」とす。即ち本公債の發行總額は二百四十三萬六千五百圓を以て確定を告げたり。其の交付額の年月別表左の如し。

交付年月	交付額	交付年月	交付額	交付年月	交付額
明治四四年三月	一、一三五、一五〇円	明治四四年一二月	五五〇円	大正三年一月	一〇、七〇〇円
〃五	一、一〇〇	四五、三	一、二七〇、三〇〇	合計	二、四三六、五〇〇
〃六	一、九五〇	〃四	二、一〇〇		
〃九	九、六〇〇	大正元、八	五、〇五〇		

又公債交付額及受給者人員を地方別に區分表出すれば左の如し。

地方	公債交付額	受給者人員	地方	公債交付額	受給者人員
北海道	一三、六五〇円	四	千葉	二、七〇〇円	一〇
東京	三一、五〇〇	一〇	茨城	八、五五〇	一二
神奈川	四、八〇〇	二八	栃木	一、一〇〇	二
兵庫	一〇、七〇〇	一二	三重	一九七、〇五〇	三四三
長崎	一七二、七五〇	二四八	愛知	三五、二五〇	一八九
新潟	一四、四五〇	一〇八	静岡	八、〇五〇	七二
長野	九〇〇	一	和歌山	七〇、四五〇	七九
宮城	三一、二〇〇	一五八	徳島	一三二、八五〇	二六
福島	一〇、〇〇〇	一一四	香川	五四、八五〇	八三
岩手	一一、五〇〇	一〇九	愛媛	六三、一〇〇	三三
青森	一一、一〇〇	三	高知	三六、四五〇	二〇九
山形	一、九五〇	二	福岡	二九六、六〇〇	四三〇
秋田	三、八〇〇	六一	大分	二七〇、一〇〇	一三三
福井	一〇、七五〇	九五	佐賀	八三、一五〇	一一五
石川	三六、五五〇	一六八	熊本	四二〇、七〇〇	六〇七
鳥取	四五〇	七	宮崎	二〇、〇五〇	一六九
岡山	三一、二五〇	一〇〇	鹿兒島	一四九、四〇〇	九七六
廣島	八〇、四五〇	二八	合計	二、四三六、五〇〇	四、八〇四
山口	一〇八、三五〇	六〇			

此の公債に伴ふ端數現金は專賣局に於て之が支給を掌理したるが、其の總額は二十四萬七千八百六十九圓十錢なりき。

第十一款　禁獵公債

第一項　起因

禁獵公債は明治四十四年十二月、米國華盛頓に於ける國際會議に依りて成立したる海獸保護條約に基き、獵業を禁止するに當りて交付したる一種の補償公債なり。抑、北太平洋上に於ける膃肭・膃肭

獸の獵業は遠洋漁業發達の結果逐年盛となり、爲に此等の海獸は殆んど捕獲し盡されて、頓て絶滅の運命を見んとするの狀態なりき。是を以て利害を同うする日英米露の四國は、之が善後の策を圖らんと欲し、卽ち前記の條約を締結したり。仍て政府は同年十二月十五日勅令第二百八十七號を公布して、白令海・勘察加海・オコツク海及日本海を包含する北緯三十度以北の北太平洋に於ける臘虎及膃肭獸の獵獲を禁止し、其の他之に關する罰則を定めたり。然れども條約に基く所の義務を全うせんには、單なる勅令のみを以て充分と爲すを得ざるに由り、第二十八回帝國議會の召集せらるるや、臘虎膃肭獸獵獲禁止に關する法律案を提出せしが、之と同時に獵業者其の他船主等の損害を補償せんが爲め交付金下付に關する法律案をも提出し、共に議會の協贊を經て前者は法律第二十一號、後者は同第二十二號を以て、何れも明治四十五年四月二十二日之を公布したり。右法律第二十二號は卽ち本公債の根據法にして、其の全文を揭ぐれば次の如し。

法律第二十二號（明治四十五年四月二十二日）

第一條　政府ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シ其ノ請求ニ依リ命令ノ定ムル所ニ從ヒ交付、金ヲ下付ス

一　明治四十四年十二月十五日ニ於ケル臘虎膃肭獸免許獵業者

二　前號ノ獵業者ノ免許證ニ記載シタル明治四十四年十二月十五日現在ノ獵船及其ノ附屬物ノ所有者

三　明治四十四年ニ於テ免許ニ依ル臘虎膃肭獸獵船ニ乘組ミタル船員

四　明治四十三年ニ於テ免許ニ依ル臘虎膃肭獸獵船ニ乘組ミタル船員ニシテ疾病傷痍其ノ他已ムヲ得サル事由ニ因リ休業シタル者

前項ノ規定ハ臘虎膃肭獸ノ獵獲ヲ爲スコトヲ得ル「アイノ」人ニ付テハ之ヲ適用セス

第二條　交付金ハ左ノ各號ニ依リ之ヲ定ム

一　前條第一項第一號ニ該當スル者ニ對シテハ一年ノ認定獵獲物賣拂代金ノ五割

二　前條第一項第二號ニ該當スル者ニ對シテハ明治四十四年十二月十五日以前ニ於ケル該所有物ノ認定價額ノ七割

三　前條第一項第三號又ハ第四號ニ該當スル者ニ對シテハ各其ノ一年ノ認定收入額ニ依リ船長及測量士ニ在リテハ其ノ十割、銃手ニ在リテハ其ノ二十割、其ノ他ノ船員ニ在リテハ其ノ七割以內

前項ノ獵獲物賣拂代金、所有物價額及船員收入額竝交付金ヲ下付スヘキ獵船ノ附屬物ノ種類及數量ハ査定委員會ノ議決ニ依ル

査定委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條　交付金ノ總額ハ百十二萬圓ヲ以テ限度トス若此ノ金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ヲ各自ニ按分シテ之ヲ減少ス

第四條　交付金ハ額面金額ニ依リ五分利付國債證券ヲ以テ之ヲ給付ス但シ五十圓未滿ノ端數ハ現金ヲ以テ之ヲ給付ス

第五條　政府ハ前條ノ給付ニ必要ナル國債證券ヲ發行スルコトヲ得

第六條　主務大臣ハ第一條第一項第二號ニ該當スル者ニ對シ期日及場所ヲ指定シ其ノ獵船及

附屬物ノ廻送ヲ命スルコトヲ得

前項ノ廻送ヲ爲ササル者ハ交付金ヲ受クルコトヲ得ス但シ主務大臣ニ於テ已ムヲ得サル事由アリト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七條　交付金下付ノ請求ハ明治四十五年五月三十一日迄ニ之ヲ爲スヘシ

本法施行ノ際帝國內ニ在ラサル者ハ明治四十五年八月三十一日迄ニ前項ノ請求ヲ爲スコトヲ得

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二項　交　付

明治四十五年法律第二十二號の施行に就ては、同年農商務省令第十二號を以て其の規則を定めたるが、之に依れば交付金の下付を受けむとする者は書式に從ひ請求書を作り、獵業免許證、船舶國籍證書、履歷書、海技免狀及船員手帳其他の證憑及明細書類を添へ、之を農商務大臣に提出すべく、其の決定は同大臣より各請求者に通知するものとす。而して政府は同年五月勅令第百十八號を以て、禁獵交付金査定委員會官制を發布し、同委員會に於て交付金下付の請求に對する査定を爲すこととせり。該委員會の組織は農商務省高等官三人、大藏省高等官二人、逓信省高等官一人を以て委員となし（定員外に臨時委員を命ずることを得）、農商務大臣の監督に屬し、會議の結果を同大臣に具申すべきものとす。茲に同委員會の査定を經て確定したる交付額、及之に對する受給人員を表示すれば左の如し。

種類	交付額 公債	交付額 端數現金	交付額 計	受給者人員
獵業者	三五五、一〇〇円	一、三三七・六二〇	三五六、四三七・六二〇円	二五
船舶所有者	二二八、五〇〇	一、三四五・四四〇	二二九、八四五・四四〇	二三
船員	三四六、〇〇〇	三三、八三六・二一〇	三七九、八三六・二一〇	一、三一九
合計	九二九、六〇〇	三六、五一九・二七〇	九六六、一一九・二七〇	一、三四六（二二）

（備考）合計人員に括弧を付して傍記せるは、獵業者にして且つ船舶所有者たるものなり。從て合計には之を算入せず。

時に大藏省に於ては、既に交付金下付に關する諸般の準備整ひたれば、大正元年十二月十三日を以て公債規程を公布し、又同日交付金下付に關する手續を制定したり。尋いで農商務大臣は同月十六日附を以て各請求者に對し交付金額の通知を發すると同時に、査定表を添へ其の旨を大藏大臣に通牒せり。禁獵公債規程並に交付金下付に關する手續は左の如し。

禁獵公債規程（大正元年十二月十三日大藏省令第八號）

第一條　政府ハ明治四十五年法律第二十二號第五條ニ依リ公債ヲ發行ス

第二條　本公債ノ證券ハ大日本帝國政府五分利公債證書トス

第三條　本公債ノ元金ハ發行ノ年ヨリ五箇年据置キ其ノ翌年ヨリ向五十箇年以內ニ之ヲ償還ス

第四條　本公債ノ利子ハ明治四十五年農商務省令第十二號第十四條ニ依ル交付金額通知ノ日

ヨリ之ヲ附ス

第五條　本公債利子ノ仕拂期日ハ毎年三月一日及九月一日トス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大藏省令第九號（大正元年十二月十三日）

明治四十五年法律第二十二號第四條ニ依ル交付金下付ニ關スル手續左ノ通之ヲ定ム

第一條　明治四十五年農商務省令第十二號第十四條ニ依ル交付金額ノ通知ニ基キ公債證書又ハ現金ヲ受領セムトスル者ハ第一號書式ノ請求書ヲ大藏省ニ提出スヘシ但シ外國、朝鮮又ハ樺太ニシテ國債事務取扱店ノ設置ナキ地ニ在リテハ公債證書ノ郵送ヲ、外國ニシテ金庫ノ設置ナキ地ニ在リテハ現金ノ郵送ヲ受クルコトヲ得此ノ場合ニ於ケル請求書ハ第二號書式ニ依ル

前項但書ノ場合ニ於ケル郵送途中ノ危險ハ請求者ノ負擔トス

第一項但書ノ場合ヲ除ク外公債證書及現金下付ノ請求書ニハ各別ニ受取人ノ印鑑ヲ添附スヘシ

第二條　國債規則第二十五條ニ依リ國債登錄ノ請求ヲ爲サムトスル者ハ公債證書ノ給付又ハ郵送ノ請求書ニ代フルニ取扱店宛ノ登錄請求書ヲ以テシ之ヲ大藏省ニ提出スヘシ

第三條　交付金受給者ノ承繼人カ前二條ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ其ノ承繼ヲ證スルニ足ルヘキ戸籍ノ謄本又ハ抄本其ノ他ノ證據書類ヲ請求書ニ添附スヘシ

二人以上ノ連名ニテ第一條ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ其ノ一人ヲ以テ受領總代人トシ其ノ旨ヲ請求書ニ附記スヘシ

受給者カ豫メ公債證書又ハ現金ヲ受領スヘキ代理人ヲ定メタルトキハ其ノ旨及代理人ノ住所氏名ヲ請求書ニ附記スヘシ

受給者ノ代理人カ前二條ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ其ノ權限ヲ證スルニ足ルヘキ書面ヲ提出スルコトヲ要ス前項ノ規程ニ依ラサル請求者ノ代理人カ公債證書又ハ現金ヲ受領セムトスルトキ亦同シ

第四條　公債證書ヲ給付スルトキハ第三號書式ノ給付通知書ヲ發シ之ヲ受取人ニ交付ス

受取人ハ前項ノ通知書領收欄內ニ式ノ如ク署名捺印シ指定ノ取扱店ニ差出シ之ト引換ニ公債證書ヲ受取ルヘシ但シ第一條第一項但書ノ場合ニ於テハ公債證書ヲ受取リタルトキ直ニ通知書領收欄內ニ式ノ如ク署名捺印シ之ヲ日本銀行ニ提出スヘシ

第五條　現金ノ支給ニ付テハ會計法規ノ定ムル所ニ從ヒ仕拂命令又ハ仕拂通知書ヲ受取人ニ交付シ指定ノ金庫ヨリ之ヲ受領セシム但シ第一條第一項但書ノ場合ニ於テハ仕拂命令ヲ中央金庫ニ交付シ其ノ旨ヲ受取人ニ通知ス

第六條　請求者ハ第一條第一項但書ノ場合ヲ除ク外公債證書ノ給付ヲ受クヘキ取扱店又ハ現金ノ仕拂ヲ受クヘキ金庫ヲ選擇スルコトヲ得前二條ニ依ル給付通知書、仕拂通知書又ハ前條但書ニ依ル通知ヲ受クヘキ場所ニ付テ亦同シ

前項ノ場合ニ於テハ其ノ旨ヲ請求書ニ附記スヘシ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（書式省略）

斯くて各受給者の請求に應じ公債の交付を爲したる高は、昭和二年三月三十一日の現計に於て總額九十二萬八千圓に達し、剩す所の未交付額は千六百圓となれり。茲に其の交付額を交付年月毎に區分表出すれば左の如し。

交付年月	公債交付額	交付年月	公債交付額	交付年月	公債交付額
大正元年一二月	五〇一、四〇〇円	大正二年五月	二、七〇〇円	大正三年二月	一五〇円
二、一	二五一、八五〇	〃六	一五〇	〃九	五〇
〃二	一三一、五〇〇	〃七	四五〇	八、一	五〇
〃三	三一、八〇〇	〃八	二〇〇	合計	九二八、〇〇〇
〃四	七、五五〇	〃一二	一五〇		

（備考）大正八年の交付月不明。

又公債交付額及受給者人員を地方別に區分表出すれば左の如し。

地方	獵業者		船舶所有者		合計	
	公債交付額	人員	公債交付額	人員	公債交付額	人員
北海道	四四、四〇〇円	七	一三、七〇〇円	五	七二、二五〇円	一四七
東京	一三八、九五〇	一七	一〇〇、七五〇	二〇	四八、八〇〇	一〇〇
京都	—	—	—	—	一五〇	二
大阪	—	—	—	—	二五〇	三
神奈川	—	—	—	—	一四、九〇〇	三九
兵庫	—	—	—	—	八、三五〇	一二
長崎	—	—	—	—	一、五〇〇	五
新潟	—	—	—	—	一、八〇〇	一八
埼玉	—	—	—	—	四五〇	七
群馬	—	—	—	—	五五〇	五
千葉	二四、一〇〇	三	一六、九五〇	三	三八、二五〇	一五八
茨城	—	—	—	—	四、一五〇	二七
栃木	—	—	—	—	三五〇	六
三重	—	—	—	—	四、四〇〇	一七
愛知	—	—	—	—	八、八〇〇	二八
靜岡	七、八五〇	一	—	—	二、九〇〇	二〇
山梨	—	—	—	—	二〇〇	四
滋賀	—	—	—	—	一〇〇	一
岐阜	—	—	—	—	二五〇	二
長野	—	—	—	—	四〇〇	六
宮城	五一、六〇〇	九	三七、五五〇	九	三六、六五〇	二二三
福島	—	—	—	—	三、三五〇	一二
岩手	四六、八五〇	八	三九、五五〇	八	三六、七五〇	一六三
青森	—	—	—	—	一、八五〇	一一
山形	—	—	—	—	一、〇五〇	三

	金額	人員	年度	金額	人員
秋田	円	円	円	円	円
福井					
石川					
富山					
鳥取					
島根					
岡山					
廣島					
山口					
和歌山	一六、〇五〇	一	一〇、四〇〇	一	四八
徳島					
香川					
愛媛	二四、八〇〇	四	九、六〇〇	二	三四、三五〇
高知					
佐賀					
熊本					
宮崎					
鹿児島	五〇〇	一			
倫敦					
加奈陀					
合計	三五五、一〇〇	五一	二二八、五〇〇	四八	三四四、三五〇

（備考）一、本表地方別は交付金査定表に記載の現住所又は本籍地に依りて之を區分したるものなり。而して實際給付を受けたる者の地方別は自ら多少の異動あれども之を省略す。

	金額	人員	年度	金額	人員
秋田	円	円	円	円	円
福井					
石川					
富山					
鳥取					
島根					
岡山					
廣島					
山口					
和歌山	一、一〇〇	一	一、一〇〇	一	一、一〇〇
徳島					
香川					
愛媛	一二、一五〇	五五	一二、一五〇	五五	一二、一五〇
高知	六五〇	七	六五〇	七	六五〇
佐賀	五、一〇〇	三四	五、一〇〇	三四	五、一〇〇
熊本	二〇〇	二	二〇〇	二	二〇〇
宮崎	九五〇	四	九五〇	四	九五〇
鹿児島	二、一〇〇	一〇	二、一〇〇	一〇	二、一〇〇
倫敦	二、八〇〇	二八	二、八〇〇	二八	二、八〇〇
加奈陀	四、一〇〇	一一	四、一〇〇	一一	四、一〇〇
合計	八、五五〇	二一	三五、〇〇〇	二三	三六、四三一、五九〇
大正元年	七五〇	七	七五〇	七	
二	三、四〇〇	一一	三、四〇〇	一一	
三	三、一〇〇	二三	三七、五〇〇	二九	
四	二、四〇〇	七	二、四〇〇	七	
五	一〇〇	一	一〇〇	一	
六	一〇〇	一	一〇〇	一	
七	四〇〇	二	四〇〇	二	
八	一、三五〇	五	一、八五〇	六	
九	五、一〇〇	三	五、一〇〇	三	
十	一、五〇〇	一	一、五〇〇	一	
合計	三六、四三一・五九〇	一、四一三	三六、四三一・五九〇	一、四一三	

二、大正八年度の交付額は之を除く。

次に各年度に於ける端數現金の支出額を示せば左の如くにして、支出未濟額は八十七圓六十八錢なりとす。

年度	金額	人員	年度	金額	人員
	円	円		円	円
大正元年	三六、一九九・四八〇	一、四〇四	大正八年	五七・六五〇	一
二	一三七・三〇〇	七			
三	三七・一六〇	一			
合計					

第十二款　一時賜金公債

第一項　起因

一時賜金公債は大正三年日獨戰爭に於ける出征將士・後方勤務の軍人軍屬、竝に此の戰役に關する臨時事務に執掌したる文官等に對する論功行賞として交付せられたるものなり。卽ち政府は往年の日清・日露兩役に於ける先例に從ひ、此等の一時賜金は主として國債證券を以て之に充つることに定め、右に關する法律案を第三十六回帝國議會に提出し、其の協贊を經て大正四年六月十九日を以て左の如く公布したり。

法律第十六號（大正四年六月十九日）

大正三年臨時事件ニ關スル一時賜金トシテ交付スル爲政府ハ額面二千四百萬圓ヲ限リ五分利

付公債ヲ發行スルコトヲ得

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

其の後に至り政府は、大正三年以降各戰地に派遣せられたる軍人軍屬、及講和條約締結に功勞ありたる關係者に對する一時賜金も、都て本法律に依り發行する公債を以てすることとなし、從て其の法定發行額も之を增加し、大正四年四月四日法律第三十九號を以て五千四百萬圓に、九年八月二日同上第二十九號を以て一億八百萬圓に、十年四月三十日同上第三十一號を以て一億千五百萬圓に改むるに至れり。

第二項　交　付

大正三年戰役に關する一時賜金の受領者は當初其の數約二十萬人にして、其の金額凡そ二千六百萬圓と豫定せられしが、政府は財政上の都合と受領者の便宜とを圖り、先例の如く之を五分利公債證書を以て交付することと爲し、其の價格は額面百圓に付九十圓の割合を以て計算し、端數金額は總て現金を以て交付するものと爲せり。而して賜金受領者をして恩賜の記念を永遠に保存利殖せしめ且つ必要に應じ簡易確實に現金を受領し、又は證券を賣却することを得しむるは、恩賜の趣旨を徹底せしむる所以なるのみならず、延いて國債の價格を維持し、金融の調節に資するものなるが故に、政府は一時賜金の現金は郵便貯金とし、之に對して特別郵便貯金通帳を交付し、又公債證書は郵便官署に保管し、特別證券保管通帳を交付するを得るの途を開きたり（大正四年十一月六日勅令第二百四號）。蓋し是れ皆曩の日露戰役に於ける一時賜金の例に則りたるものなり。斯くして大藏大臣は前記勅令の發布と日を同うして、省令第三十四號を以て公債規程を定め、又同三十三號を以て一時賜金取扱規則を公布したり。兩省令の全文左の如し。

一時賜金公債規程（大正四年十一月六日大藏省令第三十四號）

第一條　政府ハ大正三年臨時事件ニ關スル一時賜金受領者ニ交付スル爲大正四年法律第十六號ニ依リ隨時公債ヲ發行ス

第二條　本公債ノ元金ハ大正四年ヨリ五箇年据置キ其ノ翌年ヨリ向五十箇年以內ニ之ヲ償還ス

第三條　本公債ノ利子ハ一時賜金發令ノ日ヨリ之ヲ附ス

第四條　本公債利子ノ仕拂期日ハ每年三月一日及九月一日トス

大正三四年戰役ニ關スル一時賜金取扱規則（大正四年十一月六日大藏省令第三十三號）

第一章　通　則

第一條　大正三四年戰役ニ關スル一時賜金ハ公債證書ヲ以テ之ヲ交付ス但シ公債證書ニ充當スルコトヲ得サル端數金額及戰死者ノ遺族ニ給スヘキ賜金ハ此ノ限ニ在ラス

前項公債ノ交付價格ハ額面百圓ニ付九十圓トス

第二條　一時賜金ノ現金ハ郵便貯金トシ特別郵便貯金通帳ヲ以テ之ヲ交付シ公債證書ハ郵便官署ニ保管シ特別證券保管通帳ヲ以テ之ヲ交付ス但シ將校、同相當官、海軍兵曹長、同相當官、高

等文官及同待遇者ニ對スル一時賜金ハ此ノ限ニ在ラス

第三條　一時賜金ニ對スル特別郵便貯金通帳ノ所持人ハ一般ノ規定ニ從ヒ他ノ郵便貯金通帳ヲ所持スルコトヲ得

第四條　一時賜金受給者ニ對シ公債證書ノミヲ交付スル場合ト雖他日當該公債ノ元利金又ハ其ノ證券賣却代金ノ處理ニ便ナラシムル爲金額ノ記載ナキ特別郵便貯金通帳ヲ交付ス

前項特別郵便貯金通帳ノ交付ヲ受ケタル者其ノ通帳ニ依リ貯金ノ預入又ハ保管ニ係ル證券利子等ノ受入ヲ爲ササル以前ニ於テ保管證券全部ノ交付ヲ請求スルトキハ其ノ請求書ト共ニ貯金通帳ヲ郵便局ニ返納スヘシ

第五條　本規則ニ依リ交付スル特別證券保管通帳ニハ公債證書ノ種類、記號、番號及額面金額ヲ記載シ爲替貯金局長之ニ證印ス但シ證券ノ記號、番號ハ之ヲ省略スルコトアルヘシ

前項但書ニ依リ證券ノ記號、番號ヲ省略シタルモノニ對シテハ郵便官署ハ當該證券ノ據置期間滿了前ニ於テ證券ノ記號、番號ヲ定メ之ヲ受給者ニ通知スヘシ

第六條　前條第一項但書ニ依リ證券ノ記號、番號ヲ省略シタルモノニシテ同條第二項ノ通知前受給者ノ請求ニ因リ其ノ證券ノ交付又ハ賣却ヲ要スル場合ハ同一種類ニシテ額面金額ノ同シキ證券ヲ以テ之ニ充ツ

第七條　陸海軍現役者及諸官廳ニ在ル者ニ交付スヘキ特別郵便貯金通帳及特別證券保管通帳ハ其ノ長又ハ其ノ長ノ指定シタル者ト受授スルコトアルヘシ此ノ場合ニ在リテハ其ノ長又ハ其ノ長ノ指定シタル者ニ於テ各受給者ノ賜金受領證書ヲ取經メ之ヲ指定郵便局ニ提出スヘシ

第八條　特別郵便貯金通帳ヲ所持スル一時賜金受給者ハ金額ニ制限ナク其ノ貯金ノ卽時拂ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ郵便局ニ對シ所屬部隊長、市町村長又ハ之ニ準スヘキ者ノ證明書其ノ他正當本人タルコトヲ證スルニ足ルヘキ書面ヲ提出スヘシ

第九條　一時賜金ノ郵便貯金及公債證書ニ對スル郵便官署ノ取扱ニ關シテハ本規則ニ規定シタルモノノ外總テ郵便貯金ニ關シ定メタル規則ニ據ル

第十條　一時賜金受給者ノ承繼人、財產管理人又ハ代理人ニ於テ賜金交付ノ請求ヲ爲シ又ハ該賜金ヲ受領セムトスルトキハ其ノ承繼人、財產管理人タルノ資格又ハ代理ノ權限ヲ證スルニ足ルヘキ書面ヲ提出スヘシ

第二章　陸軍省所管賜金取扱方

第十一條　陸軍省ニ屬スル一時賜金ハ左ノ區別ニ從ヒ之ヲ取扱フモノトス

一、陸軍經理部（師團司令部、朝鮮駐劄司令部、關東都督府陸軍部、臺灣總督府陸軍部及青島守備軍司令部ヲ經テ辭令ヲ交付シタル受給者ニ係ル賜金）

二、陸軍會計監督部（前號及海軍省所管以外ノモノ悉皆）

第十二條　一時賜金受給者辭令書ノ交付ヲ受ケタルトキハ陸軍各部隊及諸官廳ニ在ル者ハ其ノ長ニ其ノ他ノ者ハ市町村長又ハ之ニ準スヘキ者ニ辭令書ヲ提示シテ正當受給者タルノ證明ヲ受ケ賜金請求書（第一號書式）ヲ當該賜金取扱廳ニ提出シ且第二條但書ニ依ル受給者ヲ除クノ外同時ニ貯金預入申込書（第二號書式）ヲ提出スヘシ

賜金請求書及貯金預入申込書ノ用紙ハ辭令書ト共ニ之ヲ受給者ニ交付ス

第十三條　前條ニ依リ賜金請求書ヲ提出シタル後其ノ所屬部隊又ハ居所ヲ轉シタルトキハ賜金請求書ニ記載シタル事項及新舊部隊又ハ新舊居所ヲ記載シタル届書ニ新所屬部隊長、新居住地ノ市町村長又ハ之ニ準スヘキ者ノ證明ヲ受ケ之ヲ當該賜金取扱廳ニ提出スヘシ

朝鮮、臺灣、樺太及外國ニ在ル受給者ニシテ內地ニ於テ賜金ヲ受領セムトスルトキハ其ノ旨ヲ當該賜金取扱廳ニ届出ツヘシ

前二項ノ場合ニ於テ賜金取扱郵便局ノ變更ヲ要スルモノニ在リテハ届書ニ其ノ旨ヲ附記スヘシ

第十四條　陸軍經理部ニ於テ前條ノ届出ヲ受ケタルトキハ其ノ旨ヲ陸軍會計監督部ニ通知スヘシ

通帳ヲ以テ交付スヘキモノニ係ル前條ノ届出ニ付テハ陸軍會計監督部ヨリ其ノ旨ヲ爲替貯金局ニ通知スヘシ

第十五條　賜金取扱廳ニ於テ賜金請求書ノ提出ヲ受ケタルトキハ其ノ通帳ヲ以テ交付スヘキモノト現金又ハ公債證書ヲ以テ交付スヘキモノトヲ區分シ受給者居所ノ府縣（又ハ之ニ準スヘキモノ）別ニ依リ金額氏名表（第三號書式）ヲ調製スヘシ

陸軍經理部ニ於テ調製シタル前項ノ金額氏名表ハ賜金請求書及貯金預入申込書ト共ニ之ヲ陸軍會計監督部ニ送付スヘシ

第十六條　一時賜金受給者ニ交付ヲ要スル公債證書ハ陸軍會計監督部ニ於テ通帳ヲ以テ交付スヘキモノト否トヲ區分シ其ノ額面金額種類及枚數ヲ指定シ之ヲ大藏省ニ請求スヘシ

大藏省ニ於テ前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ隨時公債ヲ發行シ日本銀行ヲシテ受領證書引換ニ仕譯書ヲ添ヘ之ヲ中央金庫ニ引渡サシム但シ第二條但書ニ依ル受給者ニ交付スヘキ公債證書ハ之ヲ陸軍會計監督部ニ交付セシム

中央金庫ニ於テ前項ニ依リ公債證書ノ引渡ヲ受ケタルトキハ爲替貯金局ノ保管預トシ其ノ額面金額種類及枚數ヲ陸軍會計監督部及爲替貯金局ニ通知スヘシ

第十七條　陸軍會計監督部ニ於テ前條第三項ノ通知ヲ受ケタルトキハ之ニ對スル賜金請求書、貯金預入申込書及金額氏名表ヲ爲替貯金局ニ送付シ且端數現金ハ仕拂命令ヲ以テ之ヲ同局出納官吏ニ交付スヘシ

第十八條　爲替貯金局ニ於テ第十六條第三項ノ通知竝前條賜金請求書、貯金預入申込書、金額氏名表及端數現金仕拂命令ノ送付ヲ受ケタルトキハ各受給者別ニ特別郵便貯金通帳及特別證券保管通帳ヲ調製シ賜金請求書ト共ニ之ヲ指定郵便局ニ送付シ其ノ旨ヲ受給者ニ通知スヘシ

第十九條　受給者ニ於テ前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ賜金受領證書用紙（第四號書式）ニ相當事項ヲ記入シ記名調印ノ上之ヲ指定郵便局ニ提出シ貯金通帳及保管通帳ノ交付ヲ請求スヘシ

前項ノ賜金受領證書用紙ハ爲替貯金局ヨリ通知書ト共ニ之ヲ受給者ニ交付ス

第二十條　郵便局ニ於テ前條ノ請求ヲ受ケタルトキハ賜金受領證書ノ印影ヲ賜金請求書ノ印影ニ對照シ其ノ相違ナキコトヲ確メタル上特別郵便貯金通帳及特別證券保管通帳ヲ交付シ賜金受領證書及賜金請求書ハ爲替貯金局ヲ經テ之ヲ陸軍會計監督部ニ送付スヘシ

第二十一條　第二條但書ニ依ル現金又ハ公債證書ハ陸軍會計監督部ヨリ之ヲ受給者ニ交付ス」受給者ニ於テ前項ニ依リ現金又ハ公債證書ノ交付ヲ受ケタルトキハ之ニ對スル賜金受領證書（第五號又ハ第六號書式）ヲ陸軍會計監督部ニ提出スヘシ

第三章　海軍省所管賜金取扱方

第二十二條　海軍省所管ニ屬スル受給者ノ一時賜金ハ海軍省經理局ニ於テ之ヲ取扱フモノトス

第二十三條　一時賜金受給者辭令書ノ交付ヲ受ケタルトキハ海軍各廳及諸官廳ニ在ル者ハ其ノ長ニ其ノ他ノ者ハ市町村長又ハ之ニ準スヘキ者ニ辭令書ヲ提示シテ正當受給者タルノ證明ヲ受ケ賜金請求書（第一號書式）ヲ海軍省經理局ニ提出シ且第二條但書ニ依ル受給者ヲ除クノ外同時ニ貯金預入申込書（第二號書式）ヲ提出スヘシ

賜金請求書及貯金預入申込書ノ用紙ハ辭令書ト共ニ之ヲ受給者ニ交付ス

第二十四條　前條ニ依リ賜金請求書ヲ提出シタル後其ノ所屬官廳又ハ居所ヲ轉シタルトキハ賜金請求書ニ記載シタル事項及新舊所屬官廳又ハ新舊居所ヲ記載シタル屆書ニ新所屬長、新居住地ノ市町村長又ハ之ニ準スヘキ者ノ證明ヲ受ケ之ヲ海軍省經理局ニ提出スヘシ

朝鮮、臺灣、樺太及外國ニ在ル受給者ニシテ內地ニ於テ賜金ヲ受領セムトスルトキハ其ノ旨ヲ海軍省經理局ニ屆出ツヘシ

前二項ノ場合ニ於テ賜金取扱郵便局ノ變更ヲ要スルモノニ在リテハ屆書ニ其ノ旨ヲ附記スヘシ

第二十五條　通帳ヲ以テ交付スヘキモノニ係ル前條ノ屆出ニ付テハ海軍省經理局ヨリ其ノ旨ヲ爲替貯金局ニ通知スヘシ

第二十六條　海軍省經理局ニ於テ賜金請求書ノ提出ヲ受ケタルトキハ其ノ通帳ヲ以テ交付スヘキ受給者居所ノ府縣（又ハ之ニ準スヘキモノ）別ニ依リ金額氏名表（第三號書式）ヲ調製スヘシ

第二十七條　一時賜金受給者ニ交付ヲ要スル公債證書ハ海軍省經理局ニ於テ通帳ヲ以テ交付スヘキモノト否トヲ區分シ其ノ額面金額種類及枚數ヲ指定シ之ヲ大藏省ニ請求スヘシ

大藏省ニ於テ前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ隨時公債ヲ發行シ日本銀行ヲシテ受領證書引換ニ仕譯書ヲ添ヘ之ヲ中央金庫ニ引渡サシム但シ第二條但書ニ依ル受給者ニ交付スヘキ公債證書ハ之ヲ海軍省經理局ニ交付セシム

中央金庫ニ於テ前項ニ依リ公債證書ノ引渡ヲ受ケタルトキハ爲替貯金局ノ保管預トシ其ノ額面金額種類及枚數ヲ海軍省經理局及爲替貯金局ニ通知スヘシ

第二十八條　海軍省經理局ニ於テ前條第三項ノ通知ヲ受ケタルトキハ之ニ對スル賜金請求書、貯金預入申込書及金額氏名表ヲ爲替貯金局ニ送付シ且端數現金ハ仕拂命令ヲ以テ之ヲ同局出納官吏ニ交付スヘシ

第二十九條　爲替貯金局ニ於テ第二十七條第三項ノ通知並前條賜金請求書、貯金預入申込書、金額氏名表及端數現金仕拂命令ノ送付ヲ受ケタルトキハ各受給者別ニ特別郵便貯金通帳及特別證券保管通帳ヲ調製シ賜金請求書ト共ニ之ヲ指定郵便局ニ送付シ其ノ旨ヲ受給者ニ通知スヘシ

第三十條　受給者ニ於テ前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ賜金受領證書用紙（第四號書式）ニ相當事項ヲ記入シ記名調印ノ上之ヲ指定郵便局ニ提出シ貯金通帳及保管通帳ノ交付ヲ請求スヘシ

前項ノ賜金受領證書用紙ハ爲替貯金局ヨリ通知書ト共ニ之ヲ受給者ニ交付ス

第三十一條　郵便局ニ於テ前條ノ請求ヲ受ケタルトキハ賜金受領證書ノ印影ヲ賜金請求書ノ印影ニ對照シ其ノ相違ナキコトヲ確メタル上特別郵便貯金通帳及特別證券保管通帳ヲ交付シ賜金受領證書及賜金請求書ハ爲替貯金局ヲ經テ之ヲ海軍省經理局ニ送付スヘシ

第三十二條　第二條但書ニ依ル現金又ハ公債證書ハ海軍省經理局ヨリ之ヲ受給者ニ交付ス

受給者ニ於テ前項ニ依リ現金又ハ公債證書ノ交付ヲ受ケタルトキハ之ニ對スル賜金受領證書（第五號又ハ第六號書式）ヲ海軍省經理局ニ提出スヘシ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（書式省略）

前記一時賜金公債規程は、其の後大正五年七月大藏省令第十七號を以て、第二條中『大正四年』を『發行ノ年』と改正せられしが、大正十年十月五日に至り、大藏省令第三十六號を以て、爾後交付せらるべき公債に關する規程を左の如く定めたり。

大藏省令第三十六號（大正十年十月五日）

第一條　政府ハ大正四年法律第十六號ニ依リ隨時大日本帝國政府五分利公債證書ヲ發行ス

第二條　本公債ノ額面金額ハ二十五圓、五十圓、百圓、五百圓、千圓、五千圓及一萬圓ノ七種トス

第三條　本公債ノ元金ハ發行ノ年ヨリ五箇年据置キ其ノ翌年ヨリ向五十箇年以內ニ之ヲ償還ス

第四條　本公債ノ利率ハ年五分トシ一時賜金發令ノ日ヨリ之ヲ付ス

第五條　本公債ノ利子ハ毎年三月一日、六月一日、九月一日及十二月一日ニ於テ各其ノ日以前ニ屬スルモノヲ仕拂フ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ大正九年十二月三十一日以前ノ發令ニ係ル一時賜金トシテ交付スル爲發行シ又ハ發行スル公債ニ付テハ其ノ附屬利札盡了ノ時迄仍從前ノ例ニ依ル

一時賜金取扱規則も亦大體に於て日露戰役に於ける例を襲ひたるものなれども、公債の發行に就ては彼此其の方法を異にせり。卽ち曩には特別發行の方法に依り證券を發行して之を日本銀行に交付し、其の代金を中央金庫に納付せしむると同時に、國庫預金部に於て該證券を買入れ、更に陸海軍兩省に於て臨時軍事費の支辨を以て預金部より買受け、之を各受給者に交付するの手續を採りたるも、今回は代償發行の方法に依り證券を發行し、直に之を陸海軍兩省又は中央金庫（大正十一年度會計法改正以後は日本銀行）に引渡し、以て各受給者に交付し若くは爲替貯金局の保管に移すの手續を採り、從て別に公債金の收支を爲さざることとせり。其の他戰死者の遺族に給する賜金に就ては、曩に特別賜金と稱して別に國庫預金部所有の證券を以て之に充當交付したるの先例あれども、今回は總て之を現金交付と爲したるが如きも、亦其の趣を異にする所なり。

斯くして大正五年三月に至り始めて陸海軍兩省より、取扱規則第十六條第一項及第二十七條第二

項の規定に依る請求ありしを以て、大藏大臣は直に日本銀行に命じて公債發行の手續を爲さしむる所ありたり。今大正四年度以降昭和元年度末迄に發行交付したる一時賜金公債額を表示すれば左の如し。

年度	發行價格	發行額	年度	發行價格	發行額
大正四	九〇円	六、六六四、五〇〇円	大正一一	九〇円	四、五五九、五五〇円
五	〃	九、八六五、五五〇	一二	〃	五、二二九、四七五
六	〃	二三、四五〇	一三	〃	二、〇六七、二七五
七	〃	二、四五〇	一四	〃	二、九三八、六〇〇
九	〃	二六、五三三、六〇〇	昭和元	〃	一二、八五〇
一〇	〃	四三、一七二、八〇〇	合計		一〇一、〇七〇、一〇〇

第十三款　鐵道及輕便鐵道買收公債

第一項　起　因

鐵道及輕便鐵道買收公債（本公債は當初借入鐵道及輕便鐵道買收公債と稱す）は、從來政府が借入使用中なりし私設鐵道を始め、國有鐵道と密接なる關係を有し、運輸連絡上之を統一經營するを最も必要と認めたる私設の鐵道及輕便鐵道を買收したるに當り、交付したる一種の鐵道買收公債なりとす。而して其の根據法は鐵道國有法に基くものにあらずして、各個の場合に於て議會の協贊を經て單行法を發布したるものなり。即ち大正六年七月法律第二十五號を以て、横濱鐵道株式會社所屬の鐵道及阿波國共同汽船株式會社所屬の輕便鐵道を、同七年三月法律第十三號を以て、足尾鐵道株式會社所屬鐵道及有馬鐵道株式會社所屬輕便鐵道を、同八年三月法律第三十二號を以て仙北輕便鐵道を、同九年八月法律第五十五號を以て成田鐵道及中越鐵道を、同十一年四月法律第三十號を以て大湯鐵道及魚沼鐵道を、同十四年五月法律第五十號を以て長州鐵道株式會社所屬鐵道を、同十五年四月法律第五十九號を以て東濃鐵道株式會社所屬鐵道を、夫々買收したるが、此等に交付すべき買收代價は何れも國債證券を以てすることと定め、別項の如く合計二千四百七十五萬八千百圓の五分利公債を發行したり。而して當初に於ては、買收價格の決定方・發行交付の國債種類等をも買收根據法に之を規定し、且つ發行毎に省令を以て買收公債規程を公布したりしが、大正八年四月法律第五十二號を以て地方鐵道法を發布し、該法律に於て地方鐵道買收に關する一般的規定を設け（第三十條乃至第三十四條）、且つ第三十五條に於て、『買收代價ハ券面金額ニ依リ五分利付國債證券（大正十年四月法律第三十八號を以て『五十五年內ニ償還スヘキ五分利付國債證券』に改む）ヲ以テ之ヲ交付ス此ノ場合ニ於テ五十圓未滿ノ端數ハ之ヲ券面金額五十圓トス』と規定したるに依り、以後の單行法に於ては單に公債發行の權限を附與するに止め、且つ省令に依る買收公債發行規程の公布をも之を廢し、唯買收の都度公債發行の旨を告示するに止めたり。今前記鐵道買收に關する法律を列擧すれば左の如し。

一　法律第二十五號（大正六年七月二十一日）

第一條　政府ハ現ニ借入使用スル横濱鐵道株式會社所屬ノ鐵道及阿波國共同汽船株式會社所屬ノ輕便鐵道ヲ買收ス

第二條　前條ノ鐵道及輕便鐵道買收ノ期日ハ政府之ヲ指定ス

第三條　買收價額ハ買收ノ日ニ於ケル鐵道又ハ輕便鐵道ノ建設費以內ニ於テ之ヲ協定ス

前項ノ建設費ハ政府カ借入契約ニ依リ建設改良又ハ補充ノ爲支出シタル工事費ヲ控除シタルモノトス

第四條　買收代價ハ政府ノ定ムル價格ニ依リ五十五年內ニ償還スヘキ五分利附國債證券ヲ以テ之ヲ交付ス此ノ場合ニ於テ五十圓未滿ノ端數ハ之ヲ券面金額五十圓トス

政府ハ買收ノ爲必要ナル額ヲ限度トシ前項ノ公債ヲ發行スルコトヲ得

第一項ノ場合ニ於テ特ニ要求アルトキハ現金ヲ以テ買收代價ヲ交付スルコトヲ得

二　法律第十三號（大正七年三月二十三日）

第一條　政府ハ現ニ借入使用スル足尾鐵道株式會社所屬ノ鐵道及有馬鐵道株式會社所屬ノ輕便鐵道ヲ買收ス

第二條　前條ノ鐵道及輕便鐵道買收ノ期日ハ政府之ヲ指定ス

第三條　買收價額ハ買收ノ日ニ於ケル鐵道又ハ輕便鐵道ノ建設費以內ニ於テ之ヲ協定ス

前項ノ建設費ハ政府カ借入契約ニ依リ建設改良又ハ補充ノ爲支出シタル工事費ヲ控除シタルモノトス

第四條　買收代價ハ政府ノ定ムル價格ニ依リ五十五年內ニ償還スヘキ五分利附國債證券ヲ以テ之ヲ交付ス此ノ場合ニ於テ五十圓未滿ノ端數ハ之ヲ券面金額五十圓トス

政府ハ買收ノ爲必要ナル額ヲ限度トシ前項ノ公債ヲ發行スルコトヲ得

第一項ノ場合ニ於テ特ニ要求アルトキハ現金ヲ以テ買收代價ヲ交付スルコトヲ得

三　法律第三十二號（大正八年三月二十九日）

仙北輕便鐵道株式會社所屬ノ輕便鐵道買收費支辨ノ爲政府ハ百六萬五千九百五十圓ヲ限リ公債ヲ發行スルコトヲ得

四　法律第五十五號（大正九年八月七日）

第一條　政府ハ成田鐵道株式會社及中越鐵道株式會社所屬ノ鐵道及其ノ附屬物件竝兼業ニ屬スル資產ヲ買收ス

第二條　前條ノ規定ニ依ル買收期日ハ政府之ヲ指定ス

第三條　兼業ニ屬スル資產ノ買收價額ハ地方鐵道法第三十一條乃至第三十三條ノ規定ニ準シ之ヲ計算ス

第四條　政府ハ買收ノ爲必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行スルコトヲ得

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

五　法律第三十號（大正十一年四月十日）

大湯鐵道株式會社及魚沼鐵道株式會社所屬鐵道買收ノ爲必要ナル額ヲ限度トシ政府ハ公債ヲ發行スルコトヲ得

六　法律第五十號（大正十四年五月八日）

長州鐵道株式會社所屬幡生小串間鐵道買收ノ爲政府ハ該買收ニ必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行スルコトヲ得

七　法律第五十九條（大正十五年四月九日）

東濃鐵道株式會社所屬新多治見廣見間鐵道買收ノ爲政府ハ該買收ニ必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行スルコトヲ得

第二項　交付

第一　横濱鐵道及阿波國共同汽船輕便鐵道買收公債

大正六年八月二十一日內閣告示第二號を以て、政府は横濱鐵道株式會社所屬鐵道の買收期日を同年十月一日、阿波國共同汽船株式會社所屬輕便鐵道買收期日を同年九月一日と定め、同月二十二日大藏省令第二十五號を以て借入鐵道及輕便鐵道買收公債規程を左の如く公布せり。

借入鐵道及輕便鐵道買收公債規程（大正六年八月二十二日大藏省令第二十五號）

第一條　政府ハ大正六年法律第二十五號第四條第二項ニ依リ公債ヲ發行ス

第二條　本公債ノ發行價格ハ額面金額百圓ニ付九十三圓トス

第三條　本公債ノ元金ハ發行ノ年ヨリ五年據置キ其ノ翌年ヨリ向五十年以內ニ之ヲ償還ス

第四條　本公債ノ利子ハ借入鐵道及輕便鐵道買收ノ日ヨリ之ヲ附ス

第五條　本公債利子ノ仕拂期日ハ每年三月一日及九月一日トス

第六條　本公債ノ證券ハ大日本帝國政府五分利公債證書トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

尋いで同年九月十四日內閣告示第三號を以て、阿波國共同汽船株式會社所屬輕便鐵道の買收價額を八十三萬九千七百六十七圓三十五錢、之に對する公債交付券面額を九十萬三千圓と決定し、同年十月十五日內閣告示第五號を以て、横濱鐵道株式會社所屬鐵道の買收價額を三百六十九萬七千百九十四圓四十三錢六厘、之に對する公債交付額面額を三百九十七萬五千五百圓と決定したり。蓋し發行價格は何れも額面百圓に對して九十三圓にして、五十圓未滿の端數は之を券面金額五十圓となしたるに依れり（法律第二十五號第四條）。而して右交付公債額合計四百八十七萬八千五百圓は共に大日本帝國政府五分利公債證書（ま號）とす。

第二　足尾鐵道及有馬輕便鐵道買收公債

足尾鐵道の買收期日は大正七年五月二十五日內閣告示第一號を以て同年六月一日とし、尋いで同年六月十三日、同第二號を以て買收價格を百九十萬圓、之に對する公債交付券面額を二百五萬四千百圓と決定し、同月十四日大藏省令第二十六號を以て公債規程を左の如く公布せり。

借入鐵道買收公債規程（大正七年六月十四日大藏省令第二十六號）

第一條　政府ハ足尾鐵道株式會社所屬鐵道ノ買收代價ニ充ツル爲大正七年法律第十三號第四條ニ依リ公債二百五萬四千百圓ヲ發行ス

第二條　本公債ノ發行價格ハ額面金額百圓ニ付九十二圓五十錢トス

第三條　本公債ノ元金ハ發行ノ年ヨリ五年據置キ其ノ翌年ヨリ五十年內ニ之ヲ償還ス

第四條　本公債ノ利子ハ大正七年六月一日ヨリ之ヲ附ス

第五條　本公債利子ノ仕拂期日ハ每年三月一日及九月一日トス

第六條　本公債ノ證券ハ大日本帝國政府五分利公債證書トス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本公債規程により交付せられたる五分利公債證書は「ふ號」とす。

有馬鐵道株式會社所屬輕便鐵道の買收期日は大正八年三月三十一日（八年三月十八日內閣告示第三號）、買收價格は三十八萬四千七百七十二圓三十五錢にして、之に對する公債の券面額は四十三萬四千八百圓（發行價格額面百圓に付八十八圓五十錢）と決定し（九年三月二十日內閣告示第二號）、大正九年三月二十五日大藏省令第十號を以て公債規程を左の如く公布したり。

借入鐵道買收公債規程（大正九年三月二十五日大藏省令第十號）

第一條　政府ハ有馬鐵道株式會社所屬輕便鐵道ノ買收代價ニ充ツル爲大正七年法律第十三號第四條ニ依リ公債四十三萬四千八百圓ヲ發行ス

第二條　本公債ノ元金ハ發行ノ年ヨリ五年據置キ其ノ翌年ヨリ五十年內ニ之ヲ償還ス

第三條　本公債ノ利子ハ大正八年三月三十一日ヨリ之ヲ附ス

第四條　本公債利子ノ仕拂期日ハ每年三月一日及九月一日トシ大正九年九月一日以前ノ利子ハ同日ニ於テ之ヲ仕拂フ

第五條　本公債ノ證券ハ大日本帝國政府五分利公債證書トス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本公債規程に依り交付せられたる五分利公債の記號は「あ號」とす。

第三　仙北輕便鐵道買收公債

仙北輕便鐵道買收費支辨の爲の公債發行額は、大正八年法律第三十二號の定むる所に依れば百六萬五千九百五十圓以內なりしが、政府は之を百六萬三千七百五十圓（發行價格額面額）と決定し、左の如く五分利公債（え號）を發行したり。

大藏省告示第八十二號（大正八年五月九日）

大正八年發行

一大日本帝國政府五分利公債證書（え號）額面百六萬三千七百五十圓

償還期限　發行ノ年ヨリ五年據置キ其ノ翌年ヨリ五十年內

利　　率　年五分

利子仕拂期　三月一日、九月一日

利子起算日　大正八年四月一日

右ハ大正八年法律第三十二號ニ依リ之ヲ發行セリ

第四　成田鐵道及中越鐵道買收公債

右兩鐵道及其の附屬物件竝に兼業に屬する資產の買收期日は大正九年九月一日にして（大正九年八月十三日鐵道省告示第五十四號）、之に對する公債の交付は翌十年十一月に行はれたり。卽ち同月二十二日大藏省告示第百六十三號に依れば、交付公債は五分利公債證書（あ號）にして、額面千二百八十三萬二千六百圓なり。

大藏省告示第百六十三號（大正十年十一月二十二日）

大正九年發行

一大日本帝國政府五分利公債證書（あ號）額面千二百八十三萬二千六百圓

償還期限　發行ノ年ヨリ五年据置キ其ノ翌年ヨリ五十年內

利　率　年五分

利子仕拂期　三月一日、九月一日

利子起算日　大正九年九月一日

右大正九年法律第五十五號ニ依リ之ヲ發行ス

而して其の內譯は、中越鐵道の分六百二萬八千八百五十圓、成田鐵道の分六百八十萬三千七百五十圓なりとす。

第五　大湯鐵道及魚沼鐵道買收公債

魚沼鐵道株式會社所屬鐵道の買收は大正十一年六月十五日に於て爲され、之に對して交付したる公債額は五分利公債（き號）額面五十三萬四千三百圓なり。要項次の如し。

大藏省告示第百三十號（大正十一年九月八日）

一五分利公債（き號）額面五十三萬四千三百圓

償還期限　發行ノ年ヨリ五年据置キ其ノ翌年ヨリ五十年內

利　率　年五分

利子仕拂期　三月一日、六月一日、九月一日及十二月一日

利子起算日　大正十一年六月十五日

右大正十一年法律第三十號ニ依リ之ヲ發行ス

大湯鐵道株式會社所屬鐵道の買收は大正十一年十二月一日に於て爲され、之に對して交付したる公債額は五分利公債（き號）額面五十六萬九千三百五十圓なり。要項左の如し。

大藏省告示第百七十一號（大正十一年十二月二十六日）

一五分利公債（き號）額面五拾六萬九千參百五拾圓

償還期限　發行ノ年ヨリ五年据置キ其ノ翌年ヨリ五十年內

利　率　年五分

利子支拂期　三月一日、六月一日、九月一日及十二月一日

利子起算日　大正十一年十二月一日

右大正十一年法律第三十號ニ依リ之ヲ發行ス

第六　長州鐵道株式會社所屬鐵道買收公債

長州鐵道株式會社所屬幡生小串間鐵道の買收は大正十四年六月一日に行はれ、之に對して交付したる公債額は五分利公債（み號）額面百七十三萬二千六百圓なり。要項左の如し。

大藏省告示第百八十四號（大正十四年十二月二十八日）

一五分利公債（み號）額面百七十三萬二千六百圓

償還期限　發行ノ年ヨリ五年据置キ其ノ翌年ヨリ向五十年內

利　率　年五分

利子起算日　大正十四年六月一日

右大正十四年法律第五十號ニ依リ之ヲ發行ス

第七　東濃鐵道株式會社所屬鐵道買收公債

東濃鐵道株式會社所屬新多治見廣見間の買收は大正十五年九月二十五日に於て行はれ、之に對して交付したる公債額は五分利公債(ひ號)額面六十五萬八千百圓なり。要項左の如し。

大藏省告示第百八十號(大正十五年十二月二十四日)

一五分利公債(ひ號)額面六十五萬八千百圓

償還期限　發行ノ年ヨリ五年据置キ其ノ翌年ヨリ向五十年內

利率　年五分

利子起算日　大正十五年九月二十五日

右大正十五年法律第五十九號ニ依リ之ヲ發行ス

以上、鐵道及輕便鐵道買收のため交付したる五分利公債の要領を表示すれば左の如し。

發行年	記號	發行價格	交付公債額	買收鐵道名	發行告示年月日
大正六年	ま號	円 九三・〇〇	円 九三、〇〇〇	阿波國共同汽船會社輕便鐵道	大正六年九月一日
同　上	〃	九三・〇〇	三、九五五、五〇〇	横濱鐵道	〃　一〇、一五
同　七年	ふ號	九二・五〇	二、〇四四、一〇〇	足尾鐵道	同　七、六、一三
同　八年	え號	一〇〇・〇〇	一、〇六三、七五〇	仙北輕便鐵道	同　八、五、九
同　九年	あ號	八八・五〇	四三四、八〇〇	有馬輕便鐵道	同　九、三、一〇
同　上	〃	一〇〇・〇〇	六、八〇三、七五〇	成田鐵道	同　一〇、二、三
發行年	記號	發行價格	交付公債額	買收鐵道名	發行告示年月日
大正九年	あ號	円 一〇〇・〇〇	円 六、〇二八、八五〇	中越鐵道	大正一〇、二、三
同十一年	き號	一〇〇・〇〇	五三四、三〇〇	魚沼鐵道	二、九、八
同　上	〃	一〇〇・〇〇	五六九、三五〇	大湯鐵道	〃　二、三、二六
同十四年	み號	一〇〇・〇〇	一、七三二、六〇〇	長州鐵道	一四、三、二八
同十五年	ひ號	一〇〇・〇〇	六五八、一〇〇	東濃鐵道	一五、三、二四
合計			二四、七五八、一〇〇		

第十四款　電話事業公債

電話事業公債法(本法に就ては第一章第四節第一款第二項參照)に據り五分利公債を發行したるは、大正七年三月十八日預金部引受を以て額面三百萬圓を發行したるに止まる。證券記號は「ふ號」にして、發行價格は百圓に付九十二圓五十錢とす。要項左の如し。

大藏省告示第三十四號(大正七年三月十八日)

大正七年發行

一大日本帝國政府五分利公債證書(ふ號)額面三百萬圓

償還期限　發行ノ年ヨリ五年据置キ其ノ翌年ヨリ五十年內

利率　年五分

利子仕拂期　三月一日、九月一日

初期利子(大正七年九月一日渡)　額面百圓ニ付二圓三十錢

右ハ電話事業公債法ニ依リ大正七年三月十八日之ヲ發行セリ

第十五款　朝鮮事業公債

朝鮮事業公債法(本法に就ては第一章第四節第一款第二項參照)に據りて發行せられたる五分利公債は、大正十年發行「さ號」及同十五年發行「ひ號」の二種とす。

大正十年朝鮮に於て煙草專賣制度の實施せらるるや、從來の煙草營業者に對する交付金の代用と

して本公債を交付することとし、大正十年度に於て三百六十八萬七千二百五十圓、同十一年度に於て三百二萬三千五十圓合計六百七十一萬三百圓を發行したり。之れ卽ち五分利公債（さ號）にして、證券の發行年は何れも大正十年とす。

尋いで大正十五年四月二十一日政府は敎育改善及農村振興基金の引受を以て、左の如く五分利公債（ひ號）額面千七百萬圓を發行したるが、右の內額面千五百萬圓は朝鮮事業公債に屬し、同じく二百萬圓は樺太事業公債に屬したり。而して發行價格は額面百圓に付八十六圓五十錢なりしを以て、本公債の實收金は千二百九十七萬五千圓となれり。

大藏省告示第五十三號（大正十五年四月二十一日）

一五分利公債（ひ號）額面千七百萬圓

發行價格　額面百圓ニ付八十六圓五十錢

償還期限　發行ノ年ヨリ五年據置キ其ノ翌年ヨリ向五十年內

利率　年五分

初期利子（大正十五年六月一日渡）　額面百圓ニ付五十七錢

右朝鮮事業公債法第一項及樺太事業公債法第一條ニ依リ大正十五年四月二十一日之ヲ發行セリ

第十六款　樺太事業公債

樺太事業公債法（本法に就ては第一章第四節第一款第二項參照）に據りて發行せられたる五分利公債は、大正八年三月二十日發行の「え號」百二十萬圓（發行價格額面百圓に付九十一圓）及大正十五年四月二十一日發行「ひ號」二百萬圓（發行價格同上に付八十六圓五十錢）なりとす。共に特別發行に屬し、前者は臺灣事業公債と、後者は朝鮮事業公債と併合發行せられたり。

第十七款　軌道補償公債

第一項　起　因

軌道補償公債は、國有鐵道敷設の結果、從來經營運轉中の軌道が經營を繼續する能はずと認められたるものに對して、軌道法第二十六條及地方鐵道法第三十六條に據り營業の廢止を許可し、之に對して相當の補償を爲すために發行したる國債なりとす。卽ち政府は大正十年四月法律第三十九號を以て、小田原電氣鐵道株式會社所屬軌道、同十一年三月法律第五號を以て、和賀輕便軌道株式會社所屬軌道、同十二年三月法律第二十四號を以て、岩北軌道株式會社所屬軌道、同十四年五月法律第四十九號を以て、中國鐵道株式會社所屬鐵道及東京電燈株式會社所屬軌道の經營廢止に對する補償の爲め、公債を發行することとなし、別項の如く數次に亙り合計二百二十萬八千六百圓の五分利公債證書を發行交付したり。前記四法律の全文を揭ぐれば次の如し。

一　法律第三十九號（大正十年四月四日）

小田原電氣鐵道株式會社所屬國府津小田原間ノ軌道經營ノ廢止ニ對スル補償ノ爲政府ハ該補償ニ必要ナル額ヲ限度トシ五十五年內ニ償還スヘキ五分利附公債ヲ發行スルコトヲ得

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

二　法律第五號（大正十一年三月二十三日）

和賀輕便軌道株式會社所屬黑澤尻仙人間ノ軌道經營ノ廢止ニ對スル補償ノ爲政府ハ該補償ニ必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行スルコトヲ得

三　法律第二十四號（大正十二年三月二十八日）

岩北軌道株式會社所屬好摩平館間軌道經營ノ廢止ニ對スル補償ノ爲政府ハ該補償ニ必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行スルコトヲ得

四　法律第四十九號（大正十四年五月八日）

中國鐵道株式會社所屬總社湛井間鐵道及東京電燈株式會社所屬澁川沼田間軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲政府ハ該補償ニ必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行スルコトヲ得

第二項　交付

第一　小田原電氣鐵道補償公債

小田原電氣鐵道株式會社所屬國府津小田原間の軌道經營廢止に對する補償は、大正十年七月十五日に爲され、大正十年發行五分利公債（さ號）額面百八萬千圓を以て之に充てたり。要項左の如し。

大藏省告示第百六號（大正十年七月十五日）

大正十年發行

一大日本帝國政府五分利公債證書（さ號）額面百八萬千圓

償還期限　發行ノ年ヨリ五年据置キ其ノ翌年ヨリ五十年內

利　率　年五分

利子仕拂期　三月一日、六月一日、九月一日、十二月一日

利子起算日　大正九年十二月六日

右ハ大正十年法律第三十九號ニ依リ之ヲ發行セリ

第二　和賀輕便軌道補償公債

和賀輕便軌道株式會社（黑澤尻仙人間經營廢止）に對しては、大正十一年八月二十一日五分利公債（き號）額面二十六萬七千六百圓を補償交付せり。要項左の如し。

大藏省告示第百二十六號（大正十一年八月二十一日）

一五分利公債（き號）額面二十六萬七千六百圓

償還期限　發行ノ年ヨリ五年据置キ其ノ翌年ヨリ五十年內

利　率　年五分

利子支拂期　三月一日、六月一日、九月一日、十二月一日

利子起算日　發行額ノ內　二十二萬七千百圓　大正十年十二月十四日
四萬五百圓　大正十一年三月一日

右大正十一年法律第五號ニ依リ之ヲ發行ス

第三　岩北軌道補償公債

岩北軌道に對しては大正十二年七月二十日、五分利公債（ゆ號）額面二十萬九千九百圓を補償交付したり。要項左の如し。

大藏省告示第九十九號（大正十二年七月二十日）

一五分利公債（ゆ號）額面二十萬九千九百圓

償還期限　發行ノ年ヨリ五年據置キ其ノ翌年ヨリ五十年內

利　　率　年五分

利子支拂期　三月一日、六月一日、九月一日、十二月一日

利子起算日　大正十一年十二月二十日

右大正十二年法律第二十四號ニ依リ之ヲ發行ス

第四　東京電燈會社所屬軌道及中國鐵道所屬鐵道補償公債

大正十四年法律第四十九號に據る補償は兩回に行はれたり。卽ち東京電燈株式會社所屬澁川沼田間軌道に對しては、大正十四年十二月二十八日五分利公債（み號）額面五十七萬八千百五十圓を、中國鐵道株式會社所屬總社湛井間鐵道に對しては、大正十五年三月二十五日同上額面七萬千九百五十圓を交付したり。要項左の如し。

（一）東京電燈會社所屬軌道の分

大藏省告示第百八十三號（大正十四年十二月二十八日）

一五分利公債（み號）額面五十七萬八千百五十圓

償還期限　發行ノ年ヨリ五年據置キ其ノ翌年ヨリ向五十年內

利　　率　年五分

利子起算日　大正十四年二月十七日

右大正十四年法律第四十九號ニ依リ之ヲ發行ス

（二）中國鐵道會社所屬鐵道の分

大藏省告示第三十六號（大正十五年三月二十五日）

一五分利公債（み號）額面七萬千九百五十圓

償還期限　發行ノ年ヨリ五年據置キ其ノ翌年ヨリ向五十年內

利　　率　年五分

利子起算日　大正十四年二月十七日

右大正十四年法律第四十九號ニ依リ之ヲ發行ス

以上軌道補償の爲め交付したる五分利公債の要領を表示すれば左の如し。

發行年	記號	交付公債額	軌道名	發行告示年月日	發行年	記號	交付公債額	軌道名	發行告示年月日
大正十年	さ號	一、〇八一、〇〇〇円	小田原電氣鐵道	大正一〇年七月一五日	大正十四年	み號	五七八、一五〇円	東京電燈軌道	一四年一二月二八日
同十一年	き號	二六七、六〇〇	和賀輕便軌道	一一、八、二一	同上	〃	七一、九五〇	中國鐵道	一五、三、二五
同十二年	ゆ號	二〇九、九〇〇	岩北軌道	一二、七、二〇	合計		二、二〇八、六〇〇		

（備考）發行價格は何れも額面額とす。

第十八款　退職賜金公債

第一項　起　因

退職賜金公債は軍備制限並に行政整理等政府の政策實行に伴ひ、退職を命せられたる者に對して交付せられし國債にして、大正十一年及同十四年の兩次の整理の結果發行せられしものとす。

大正十年秋米國華盛頓に於ける國際會議の結果、我國に於ても條約に基き海軍々備の縮少を行ふこととなりしが、翌十一年六月成立したる加藤友三郎内閣は、之を機として海軍々備の外に、進んで陸軍々備の縮少を斷行し、更に廣く一般行政整理をも行ひ、以て國費の節約を圖ることとしたり。而して此の整理の爲に退官離職する者に對しては、特別の賜金又は手當を給し、且つ其の賜金及手當金は國債證書を以て交付することとし、同年十月及十一月右に關する勅令を左の如く公布したり。

勅令第四百二十八號（大正十一年十月七日）

今回ノ軍備ノ制限又ハ整理ニ因リ解傭セラルル陸海軍職工ニハ從前ノ例ニ依ラス所管大臣大藏大臣ト協議シテ定ムル所ニ從ヒ特別ノ手當ヲ支給スルコトヲ得

前項ノ手當ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ從ヒ國債ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第四百七十九號（大正十一年十一月三日）

第一條　今回ノ軍備ノ制限又ハ整理ニ際シ現役ヲ退カシメラルル陸海軍武官、憲兵上等兵、陸軍樂手補又ハ海軍志願兵ニハ特別ノ賜金ヲ支給スルコトヲ得志願ニ依リ現役者ト同一ノ職務ニ從事スル豫備役後備役ニ在ル陸軍武官又ハ憲兵上等兵ニシテ退職セシメラルル者ニ付亦同シ

第二條　文官若ハ官吏ノ待遇ヲ受クル者又ハ憲兵補ニシテ今回ノ行政整理又ハ軍備ノ制限若ハ整理ニ際シ退官退職シ又ハ休職ヲ命セラルル者ニハ特別ノ賜金ヲ支給スルコトヲ得

囑託員、雇員、傭人又ハ職工（大正十一年勅令第四百二十八號ノ適用ヲ受クル職工ヲ除ク）ニシテ今回ノ行政整理又ハ軍備ノ制限若ハ整理ニ際シ解職又ハ解傭セラルル者ニハ特別ノ手當ヲ支給スルコトヲ得

第三條　前二條ニ規定スル特別ノ賜金又ハ手當ノ金額其ノ支給ノ範圍及時期其ノ他支給ニ關スル事項ニ付テハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

特別ノ賜金又ハ手當ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ從ヒ國債ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得

第四條　朝鮮、臺灣、樺太又ハ千島國在勤者ニシテ第二條ニ該當スル者ノ歸鄉旅費ニ付テハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ内國旅費規則第二十一條ノ規定ニ對シ特例ヲ設クルコトヲ得

第五條　今回ノ軍備ノ制限若ハ整理又ハ行政整理ニ際シ死亡シタル者ニ付テハ本令ニ準シ特別ノ賜金又ハ手當ヲ支給スルコトヲ得

而して政府は右の軍備制限・軍備整理及一般行政整理に因りて、退官離職若くは休職を命せられたる者等に交付する公債額を五千二百萬圓と豫定し、第四十六回帝國議會の協賛を經て、大正十二年三月法律第十七號を以て左の如く公布せり。之れ卽ち第一回の退職賜金公債發行の起因なり。

法律第十七號（大正十二年三月二十七日）

今回ノ行政整理又ハ軍備ノ制限若ハ整理ニ際シ退官若ハ退職シタル者、休職ヲ命セラレタル者、現役ヲ退カシメラレタル者、解職若ハ解傭セラレタル者又ハ死亡シタル者ニ特別ノ賜金又ハ手當トシテ交付スル爲政府ハ額面五千二百萬圓ヲ限リ公債ヲ發行スルコトヲ得

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

然るに大正十三年一月成立したる清浦内閣は、財政整理緊縮の方針の下に事業の繰延縮小又は整理を實行することとなしたるが、此等の事情に因り大正十三年五月中に解傭せらるる職工に對しては、從來の例に依らず解傭手當を給することとし、而して其の手當は國債を以てすることに定め、同年五月勅令第百十五號を以て之を公布したり。然れども同内閣は其の後幾許もなくして加藤高明内閣と更迭したるを以て、同勅令に依る公債の發行は遂に實現せざりき。右勅令の全文は左の如し。

勅令第百十五號（大正十三年五月十三日）

事業ノ繰延、縮小又ハ整理ニ因リ大正十三年五月中解傭セラルル職工ニハ從來ノ例ニ依ラス所管大臣大藏大臣ト協議シテ定ムル所ニ從ヒ解傭特別手當ヲ支給スルコトヲ得

解傭特別手當ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ從ヒ國債ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

清浦内閣に代りし加藤高明内閣は、其の重要政綱の一として行政及財政の整理を標榜し、再び一般行政の整理及軍備の縮少を斷行したりしが、此の整理に因りて生じたる離職者に對しては、前例に從ひ特別の賜金又は手當を支給することと爲し、而して此の賜金又は手當として交付する爲に、五千萬圓を限りて公債を發行することとしたり。即ち第五十回帝國議會の協贊を經て、大正十四年三月法律第二十四號を以て右公債の發行に關する法律を公布し、尋いで同年四月勅令第百十五號を以て特別賜金又は手當の支給に關する規定を公布したり。之れ即ち第二回の退職賜金公債發行の起因なりとす。兩法令の全文は左の如し。

法律第二十四號（大正十四年三月三十日）

今回ノ行政整理又ハ軍備整理ニ際シ退官若ハ退職シタル者、休職ヲ命セラレタル者、現役ヲ退カシメラレタル者、解職若ハ解傭セラレタル者等ニ特別ノ賜金又ハ手當トシテ交付スル爲政府ハ額面五千萬圓ヲ限リ公債ヲ發行スルコトヲ得

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第百十五號（大正十四年四月一日）

第一條　今回ノ行政整理又ハ軍備整理ニ際シ退官若ハ退職シ、休職ヲ命セラレ又ハ現役ヲ退カシメラレタル官吏又ハ官吏ノ待遇ヲ受クル者ニハ特別ノ賜金ヲ支給スルコトヲ得

第二條　囑託員、雇員、傭人又ハ職工ニシテ今回ノ行政整理又ハ軍備整理ニ際シ解職又ハ解傭セラレタル者ニハ通常解傭ノ場合國庫ヨリ支給スヘキ給與ノ例ニ依ラス特別ノ手當ヲ支給スルコトヲ得

第三條　前二條ノ規定ハ今回ノ行政整理又ハ軍備整理ニ際シ死亡シタル者ニシテ前二條ニ揭クル者ニ準スヘキモノニ付之ヲ準用ス

第四條　前三條ニ規定スル特別ノ賜金又ハ手當ノ金額、其ノ支給ノ範圍及時期其ノ他支給ニ關スル事項ニ付テハ所管大臣大藏大臣ト協議シ之ヲ定ム

特別ノ賜金又ハ手當ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ從ヒ國債ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得

第五條　國庫ヨリ俸給ヲ受クル官吏又ハ官吏ノ待遇ヲ受クル者第一條又ハ第三條ノ規定ニ該當スル場合ニ於テ其ノ者カ大正十三年十月二十日以後地方經濟ヨリ俸給ヲ受クル官吏又ハ官吏ノ待遇ヲ受クル者ヨリ轉任シタルトキハ之ニ支給スル特別ノ賜金ハ當該地方經濟ノ負擔トス

第六條　地方經濟ヨリ俸給ヲ受クル官吏又ハ官吏ノ待遇ヲ受クル者第一條又ハ第三條ノ規定ニ該當スル場合ニ於テ之ニ支給スル特別ノ賜金ハ當該地方經濟ノ負擔トス但シ其ノ者カ大正十三年十月二十日以後國庫ヨリ俸給ヲ受クル官吏又ハ官吏ノ待遇ヲ受クル者ヨリ轉任シタルモノナルトキハ國庫ノ負擔トス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二項　交　付

政府は大正十二年三月法律第十七號に依る公債發行制限高を五千二百萬圓と定めたるが、右は蓋し同回の整理に因り退職賜金として支給すべき總額は、約六千四百四十四萬九千圓の計算にして、其の中現金を以て支給すべき高（俸給の約四ヶ月分）千九百四十五萬二千圓を控除したる、約四千五百萬圓を公債を以て交付することと爲し、而して其の發行價格は時價を以て定むる規定なれば（十一年十月大藏省令第五十四號、同十一月第五十六號）當時（大正十二年二月中）の五分利公債の時價、額面百圓に付八十七圓を以て之を換算したるものなり。受給人員は概略行政整理に依る分三萬八千七百九十四人、合計六萬一千七百四十人なりとす。斯くて大藏大臣は大正十二年四月二十一日大藏省令第十號を以て、公債交付に關する規定を左の如く公布したり。

行政整理又ハ軍備ノ制限整理ニ關シ發行スル公債ノ發行交付ニ關スル規程（大正十二年四月二十一日大藏省令第十號）

第一條　政府ハ大正十二年法律第十七號ニ依リ隨時五分利公債ヲ發行ス

第二條　本公債ノ額面金額ハ二十五圓、五十圓、百圓、五百圓、千圓、五千圓及一萬圓ノ七種トス

第三條　本公債ノ元金ハ發行ノ年ヨリ五箇年据置キ其ノ翌年ヨリ向五十箇年以內ニ額面金額ヲ以テ之ヲ償還ス

第四條　本公債ノ利子ハ一箇年ニ付元金ノ百分ノ五トス

第五條　本公債ノ利子ハ毎年三月一日、六月一日、九月一日及十二月一日ニ於テ各其ノ日以前ニ屬スルモノヲ支拂フ

第六條　初期利子ノ金額ハ其ノ支拂期日以前三箇月分ニ相當スルモノトス

第七條　本公債ノ交付價格ハ額面金額百圓ニ付八十七圓トス但シ前條ノ初期利子ノ金額ノ內

特別ノ賜金又ハ手當ノ給與發令日前ニ屬スルモノアルトキハ之ニ相當スル金額（毛位切捨）ヲ本文ノ金額ニ加算ス

第八條　所管各省ハ豫メ特別ノ賜金又ハ手當ノ給與ニ必要ナル公債額ヲ額面金額ノ種類毎ニ區分シ大藏省ニ通知スヘシ

第九條　特別ノ賜金又ハ手當ノ給與ヲ發令シタル官廳ハ其ノ受給者ヨリ公債交付請求書ヲ徵シ公債發行請求書（第一號書式）ヲ所管各省ヲ經由シテ大藏省ニ提出スヘシ

前項ノ公債發行請求書ニハ受給者ノ氏名別內譯書（第二號書式）及受取人印鑑二通ヲ添附スヘシ

第十條　大藏省前條ノ規定ニ依リ公債發行ノ請求ヲ受ケタルトキハ公債交付通知書（第三號書式）ヲ所管各省ヲ經由シテ請求官廳ニ交付ス

第十一條　前條ノ規定ニ依リ公債交付通知書ノ交付ヲ受ケタル官廳ハ其ノ受領證欄ニ式ノ如ク記入シ日本銀行ニ提出シ之ト引換ニ公債ヲ受領スヘシ

第十二條　前條ノ規定ニ依リ公債ヲ受領シタル官廳ハ毎月十五日迄ニ前月中受給者ニ交付ヲ了シタル公債額ヲ所管各省ヲ經由シテ大藏省ニ通知スヘシ

附　則

本令ハ大正十二年法律第十七號施行ノ日ヨリ之ヲ適用ス

（書式省略）

次に大正十四年法律第二十四號に依る交付公債の總額を五千萬圓となしたるは、同回の給與額約四千三百四十三萬六千圓（受給者四萬九十三人）中、現金支給額約三百三十二萬九千圓を控除したる殘額約四千十萬六千圓を、時價八十三圓を以て計算したるものとす。其の交付規程は同年四月四日大藏省令第九號を以て左の如く定められたり。

行政整理又ハ軍備整理ニ際シ退官退職シタル者等ニ交付スル公債ノ發行交付ニ關スル規程（大正十四年四月四日大藏省令第九號）

第一條　政府ハ大正十四年法律第二十四號ニ依リ隨時五分利公債ヲ發行ス

第二條　本公債ノ額面金額ハ二十五圓、五十圓、百圓、五百圓、千圓、五千圓及一萬圓ノ七種トス

第三條　本公債ノ元金ハ發行ノ年ヨリ五年据置キ其ノ翌年ヨリ向五十年內ニ額面金額ヲ以テ之ヲ償還ス

第四條　本公債ノ利子ハ一年ニ付元金ノ百分ノ五トシ賜金又ハ手當ノ給與發令ノ日ヨリ之ヲ附ス

第五條　本公債ノ利子支拂期ハ毎年三月一日、六月一日、九月一日及十二月一日トス

第六條　本公債ノ交付價格ハ額面金額百圓ニ付八十三圓トス

第七條　所管各省ハ豫メ特別ノ賜金又ハ手當ノ給與ニ必要ナル公債額ヲ其ノ發令官廳及發令日附ノ異ナル毎ニ區分シ之ヲ大藏省ニ通知スヘシ

第八條　特別ノ賜金又ハ手當ノ給與ヲ發令シタル官廳ハ其ノ受給者ヨリ公債交付請求書ヲ徵シ公債發行請求書（書式第一號）ヲ所管各省ヲ經由シテ大藏省ニ提出スヘシ

前項ノ公債發行請求書ハ賜金又ハ手當ノ給與發令日附ノ異ナル毎ニ別紙トシ受給者ノ氏名

別内譯書（書式第二號）及取扱官吏印鑑二通ヲ添附スヘシ

第九條　大藏省前條ノ規定ニ依リ公債發行ノ請求ヲ受ケタルトキハ公債交付通知書（書式第三號）ヲ所管各省ヲ經由シテ請求官廳ニ交付ス

第十條　前條ノ規定ニ依リ公債交付通知書ノ交付ヲ受ケタル官廳ハ其ノ受領證欄ニ式ノ如ク記入シ日本銀行ニ提出シ之ト引換ニ公債ヲ受領スヘシ

附　則

本令ハ大正十四年法律第二十四號施行ノ日ヨリ之ヲ適用ス

（書式省略）

以上兩法に依りて交付せられたる公債の年度別表左の如し。

年度	公債交付額
大正十一年度	二、五二三、九二五円
十二年度	三五、五五五、九七五
十三年度	七、一六八、九二五
大正十四年度	三九、〇九四、〇五〇円
昭和元年度	五、七二六、一五〇
合計	九〇、〇六九、〇二五

又之を證券の發行年に依りて區分すれば左の如し。

發行年	記號	發行價格	發行額
大正十二年	ゆ號	八七円	三八、一八二、三二五円
十三年	め號	〃	七、〇六六、五七五
十四年	み號	八三	三九、〇九六、九〇〇
大正十五年	ひ號	八三円	五、七二三、二二五円
合計			九〇、〇六九、〇二五

（備考）證券の實際交付年度額は左の如し。

ゆ號	大正十一年度	二、五二三、九二五円
	十二年度	三五、五五五、九七五
	十三年度	一〇二、三五〇
	十四年度	七五
め號	大正十三年度	七、〇六六、五七五
み號	大正十四年度	三九、〇九一、五五〇
	十五年度	五、三五〇
ひ號	大正十四年度	二、四二五
	十五年度	五、七二〇、八〇〇

第十九款　震災善後公債

震災善後公債は大正十二年十二月法律第五十六號震災善後公債法（本法に就ては第一章第四節第一款節四項參照）に據りて發行せられたる五分利公債にして、政府は同法に依り前後三回に亙り額面總計一億七千七百萬圓の特別發行を爲したり。而して其の第一回は大正十四年三月三十一日預金部の引受に係り、發行額一億二千萬圓、發行價格は額面百圓に付八十五圓、第二回は同年四月一日敎育改善及農村振興基金特別會計の引受に係り、發行額三千萬圓、發行價格は前者に同じ。第三回は昭和二年一月七日預金部引受にして、發行額二千七百萬圓、發行價格は八十六圓三十錢なりとす。證券の記號は前二回は共に「み號」にして、第三回は「も號」なり。今每回發行の要領を揭ぐれば次の如し。

（一）　第一回發行

大藏省告示第五十四號（大正十四年四月二日）

一五分利公債（み號）額面一億二千萬圓

發行價格　額面百圓ニ付八十五圓

償還期限　發行ノ年ヨリ五年据置キ其ノ翌年ヨリ向五十年內

利　率　年五分

初期利子（大正十四年六月一日渡）額面百圓ニ付八十六錢

右震災善後公債法第一條ニ依リ大正十四年三月三十一日之ヲ發行セリ

（二）第二回發行

大藏省告示第五十五號（大正十四年四月二日）

一五分利公債（み號）額面三千萬圓

發行價格　額面百圓ニ付八十五圓

償還期限　發行ノ年ヨリ五年据置キ其ノ翌年ヨリ向五十年內

利　率　年五分

初期利子（大正十四年六月一日渡）額面百圓ニ付八十五錢

右震災善後公債法第一條ニ依リ大正十四年四月一日之ヲ發行セリ

（三）第三回發行

大藏省告示第二號（昭和二年一月八日）

一五分利公債（も號）額面二千七百萬圓

發行價格　額面百圓ニ付八十六圓三十錢

償還期限　發行ノ年ヨリ五年据置キ其ノ翌年ヨリ五十年內

利　率　年五分

初期利子（昭和二年三月一日渡）額面百圓ニ付七十四錢

右震災善後公債法第一條ニ依リ昭和二年一月七日之ヲ發行セリ

第二十款　復興交付公債

第一項　起　因

復興交付公債は大正十二年九月關東地方大震火災に基く復興事業の施行に伴ひ、土地所有者其の他の利害關係人に支拂ふべき補償金等の金額に代へて發行交付したる公債なりとす。第一章第四節に述べたるが如く、政府は大震災の善後を圖るため、大正十二年十二月法律第五十六號を以て震災善後公債法を公布して、總額四億六千八百五十萬圓（大正十三年七月法律第十三號を以て十億七千三百萬圓に增額）を限り公債を發行することゝ爲せしが、之と同時に法律第五十五號を以て、復興事業施行に伴ひ支拂ふべき金額は、五分利付國債證券を以て交付する旨規定したり。同法律の全文を掲ぐれば左の如し。

法律第五十五號（大正十二年十二月二十四日）

第一條　政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ復興事業ノ施行ニ伴ヒ土地所有者其ノ他ノ利害關係人

ニ支拂フヘキ補償金其ノ他ノ金額ヲ五分利附國債證券ヲ以テ交付スルコトヲ得

第二條　政府ハ前條ノ規定ニ依リ交付スル爲必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行スルコトヲ得

但シ其ノ總額ハ震災善後公債法ニ依リ發行スル公債又ハ借入金ト通シテ同法ノ規定スル制限額ヲ超ユルコトヲ得ス

震災善後公債法第二條ノ規定ニ依ル公債ノ發行ニ付之ヲ準用ス

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

尋いで翌年五月末日に至り勅令第百三十七號を以て、復興事業の施行に伴ひ交付すべき國債に關する件に就き左の如く公布したり。

勅令第百三十七號（大正十三年五月三十一日）

第一條　復興事業ノ施行ニ伴ヒ政府カ土地所有者其ノ他ノ利害關係人ニ對シ支拂フヘキ補償金其ノ他ノ金額ハ左ニ掲クル場合ニ於テハ五分利附國債證券ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得

但シ國債ノ最小額面ノ交付價格ニ滿タサル額ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一　特別都市計畫法第八條第一項ノ規定ニ依リ交付スヘキ補償金ヲ支拂フトキ

二　直接自己ノ用ニ供セサル土地又ハ建物其ノ他ノ工作物ヲ收用又ハ買收シタル場合ニ於テ其ノ所有者ニ補償金又ハ對價ヲ支拂フトキ

三　直接自己ノ用ニ供セサル借地又ハ其ノ上ニ存スル借地權ヲ收用又ハ買收シタル場合ニ於テ其ノ借地權者ニ補償金又ハ對價ヲ支拂フトキ

四　收用又ハ買收シタル土地ノ殘地ヲ從來用ヰタル目的ニ供シ得ル場合ニ於テ當該土地ノ所有者又ハ借地權者ニ對シ補償金又ハ對價ヲ支拂フトキ

五　現金ヲ以テ補償金又ハ對價ヲ交付スヘキ場合ト雖之ヲ受クヘキ者カ同意シタルトキ

第二條　左ニ掲クル場合ニ於テ支拂フヘキ補償金又ハ對價ハ之ヲ受クヘキ者ノ請求ニ因リ現金ヲ以テ之ヲ交付ス

一　前條第一號ノ場合ニ於テ直接自己ノ用ニ供スル土地ニ付其ノ所有者又ハ借地權者カ換地ノ交付ヲ受ケサリシトキ又ハ換地ノ交付ヲ受ケ若ハ換地ノ交付ト共ニ借地權ニ付換地ノ指定ヲ受ケタルモ之ヲ從來用ヰタル目的ニ供スルコト能ハサルトキ

二　前條第二號乃至第四號ノ場合ニ於テ對價ノ目的タル土地又ハ借地權カ對價ヲ受クヘキ者ノ債務ノ擔保タルトキ但シ當該債務ノ元利支拂ニ要スル金額ヲ限度トス

第三條　第一條第一號乃至第四號ノ場合ニ於テ支拂フヘキ補償金又ハ對價ハ前條ノ規定ニ依リ交付スル金額ノ外之ヲ受クヘキ者ノ請求ニ因リ一人ニ付五千圓ヲ限リ現金ヲ以テ之ヲ交付ス

第四條　本令ニ於テ借地權トハ地上權、永小作權、賃借權及國有財產法第二十四條ノ規定ニ依リ土地ノ貸付ヲ受クル者ノ權利ヲ謂フ

第五條　國債ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ大藏大臣之ヲ定ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二項　交　付

前記法律に依る國債の交付は五分利公債を以てすることとなり、大藏大臣は大正十三年六月省令第十六號を以て右に關する規程を左の如く定め、尙ほ交付價格は毎月末に於て翌月交付分を告示することとせり。

復興交付公債ノ發行交付ニ關スル規程（大正十三年六月十二日大藏省令第十六號）

第一條　政府ハ大正十二年法律第五十五號第二條ニ依リ五分利公債ヲ發行ス

第二條　本公債ノ元金ハ發行ノ年ヨリ五年据置キ其ノ翌年ヨリ向五十年内ニ額面金額ヲ以テ之ヲ償還ス

第三條　本公債初期ノ利子ハ補償金其ノ他ノ金額ノ支拂ヲ受クヘキ土地所有者其ノ他ノ利害關係人カ權利ノ移轉消滅其ノ他ノ事由ニ依リ其ノ金額ヲ請求シ得ヘキ日ヨリ之ヲ附ス

第四條　本公債ノ交付價格ハ別ニ之ヲ告示ス

第五條　土地所有者其ノ他ノ利害關係人ニ交付スヘキ公債ノ額面金額ハ之ヲ被交付者ニ通知ス

第六條　前條ノ通知ヲ受ケタル者公債ノ交付ヲ受ケムトスルトキハ請求書（書式第一號）ニ印鑑證明ヲ添附シ大藏省ニ提出スヘシ

第七條　前條ノ請求アリタルトキハ公債交付通知書（書式第二號）ヲ交付ス

前項ノ通知書ノ交付ヲ受ケタル者ハ領收證欄内ニ式ノ如ク記名捺印ノ上日本銀行ニ提出シ之ト引換ニ公債ヲ受領スヘシ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（書式省略）

次に大正十三年六月以降昭和二年三月に至る間の交付價格を示せば左の如し。

告示年月日	告示番號	交付價格額面百圓に付	適用期間
大正一三年六月一二日	一一二號	八四・三〇〇円	大正十三年六月中
〃 三〇	一一八	八四・一〇〇	同年七月中
七、三一	一三二	八四・〇〇〇	同年八月中
八、三〇	一四九	八三・八〇〇	同年九月中
九、三〇	一六三	八三・六〇〇	同年十月中
一〇、三〇	一七五	八三・五〇〇	同年十一月中
一一、二九	一九二	八三・五〇〇	同年十二月中
一二、二七	二〇四	八三・五〇〇	大正十四年一月中
一四、一、三一	二三	八三・五〇〇	同年二月中
二、二八	三八	八三・三〇〇	同年三月中
三、三一	五〇	八三・二〇〇	同年四月中
四、三〇	六八	八三・一〇〇	同年五月中
五、三〇	八七	八三・一〇〇	同年六月中
六、三〇	九四	八三・五〇〇	同年七月中
七、三一	一〇七	八三・八〇〇	同年八月中

告示年月日	告示番號	交付價格額面百圓に付	適用期間
大正一四年八月二九日	一二二號	八三・九〇〇円	大正十四年九月中
九、三〇	一三九	八四・〇〇〇	同年十月中
一〇、三〇	一五二	八四・一〇〇	同年十一月中
一一、三〇	一六四	八四・一〇〇	同年十二月中
一二、二八	一八二	八四・五〇〇	大正十五年一月中
一五、一、三〇	八	八五・二〇〇	同年二月中
二、二七	二〇	八五・九〇〇	同年三月中
三、三一	四〇	八六・二〇〇	同年四月中
四、三〇	六二	八六・三〇〇	同年五月中
五、三一	七八	八六・三〇〇	同年六月中
六、三〇	八九	八六・三〇〇	同年七月中
七、三一	一〇二	八六・三〇〇	同年八月中
八、三〇	一二八	八六・三〇〇	同年九月中
九、三〇	一三八	八六・三〇〇	同年十月中
一〇、三〇	一四六	八六・三〇〇	同年十一月中

大正一五年一一月三〇日 昭和元年一二月二八日	一六四號 二	八六・四〇〇円 八六・四〇〇	昭和元年十二月中 同　二年　一月中	昭和二年一月三一日 二月二八日	一三號 二八	八六・四〇〇円 八六・四〇〇	昭和二年二月中 同年　三月中

又各年度別公債交付額は左表の如し。

年度	記號	交付額	年度	記號	交付額
大正一三年度	め號	一五、二四八、七五〇円	大正一五年度	み號	一、四〇〇円
〃	み號	九九〇、三二五	〃	ひ號	五、七六九、三二五
一四年度	み號	二〇、八三八、五七五	昭和元年度	も號	四五九、七七五
〃	ひ號	一、三一六、七七五	合計		四四、六二四、九二五

以上交付公債額を交付價格に換算したる額及交付地別（東京・横濱）に區分表出すれば左の如し。

年度	交付額	内訳 東京	内訳 横濱
大正一三年度	額面	一六、二三九、〇七五・〇〇〇円	四六、五〇〇・〇〇〇円
	價額	一三、五九〇、一六〇・四〇〇	三八、七八一・五〇〇
一四年度	額面	二二、一五五、三五〇・〇〇〇	一、三九八、六七五・〇〇〇
	價額	一八、五四六、二三五・九二五	一、一七三、五三五・二五〇
昭和元年度	額面	六、二一三、一〇〇・〇〇〇 （六、二二九、〇〇〇・〇〇〇）	一、〇八二、〇〇〇・〇〇〇
	價額	五、三六〇、五七五・三五〇 （五、三八一、九四二・四〇〇）	九三三、二〇六・七五〇
合計		四、四二七、三六八・六〇〇	

（備考）本表は昭和元年度末日調にあらざるを以て、昭和元年度の交付額は前表と一致せず（括弧内の數字は昭和元年度末現在）。

第二十一款　對支借款三銀行債務整理公債

第一項　起因

對支借款三銀行債務整理公債は日本興業銀行・臺灣銀行及朝鮮銀行をして、後述の如き支那政府に對する借款前貸及借款に關し、其の負擔する債務の整理を爲さしむる爲め、三銀行に交付したるものとす。曩に大正七年寺内内閣時代に成立したる對支那政府借款の中、有線電信借款二千萬圓、吉會鐵道借款前貸一千萬圓、黑吉林鐵借款三千萬圓、滿蒙四鐵道借款前貸二千萬圓、及山東二鐵道借款前貸二千萬圓、合計一億圓は日本興業銀行・臺灣銀行及朝鮮銀行の三銀行より、直接に又は中華匯業銀行を經由して、支那政府に貸付けたるものにして、此の借款資源の調達に就ては政府は三銀行に對して多大の援助を與へたり。即ち借款資源たる一億圓の興業債券に對しては、大正七年第四十四回帝國議會の協贊を經て、政府に於て之が元利拂の保證を爲したるのみならず、其の發行差減額を補塡するが爲に大藏省預金部は別に五百萬圓の興業債券を引受け、三銀行に融通したるの事蹟あり。然るに右一億圓借款には其の後元本の償還期到來したるものありと雖も、一として償還を受けたるものなく、又利子に於ても現金を受入れたるは極小部分に屬し、而も右は主として借款元資金の一部を振替充當したるに過ぎず、大部分の利子は延滯を重ねたるの結果、之を利拂借款として書替整理して一時を糊塗し來れるの狀態にして、三銀行が一億圓借款に關し支那政府に對して有する債權額は、大正十四年十二月末現在に於て元借款一億圓、利拂借款三千三百餘萬圓、未收利息五百餘萬圓合計一億三千八百

餘萬圓に上りたり。翻つて三銀行の狀態如何を見るに、其の業務上右一億圓借款に禍せられたる所甚大なるものあり。蓋し三銀行は前述の如く支那政府の借款元利の支拂延滯し、現金の受入れなきに拘らず、借款資金調達の爲め發行したる興業債券に對しては元利の支拂を履行せざるべからず。而して右債券元金に就ては其の償還期限到來する毎に、政府保證の下に借換興業債券を發行して償還資金を調達し來りたるが、利子の支拂並に經費の支辨に就ては、三銀行は其の資に充つるため大正十二年大藏省預金部より千三百萬圓の融通を受けたる外は、全部自己の一般資金を充當するの外に途なく、其の金額は二千數百萬圓に及べり。又此等の興業債券以外の調達資金に對しても利子支拂の要あるを以て、三銀行の負擔は累年增加し、現狀の儘に推移せんか、大正二十二年に至れば年額二千萬圓を超過するの形勢にして、到底三銀行の負擔に堪へざる所なり。而して對支借款整理の方策としては、債務者たる支那政府を督促し、借款元利の支拂を確保することは固より當然の措置と云ふべきも、支那の財政現狀に於ては遽に所期の目的を達すること頗る困難事とす。偶〻大正十三年十月關稅特別會議の開催ありて、支那の外債整理問題に曙光を認むることとなりたれども、未だ如何なる時期に如何なる程度に於て、右借款元利の回收を確保し得るや豫斷し難く、而も斯くの如き狀態に於て本問題を未解決の儘に放任することは、我財界整理に一大障害を與ふるものなるを以て、政府は借款成立當時の事情及之が資源調達の沿革に照し、又三銀行の窮狀及一般財界の要求に鑑み、之が整理案を立てて第五十一回帝國議會に提出したり。今此の整理案の骨子を述ぶれば、先づ三銀行の債務中預金部の引受保有に係る興業債券現在額三千四百餘萬圓、預金部の指定預金千三百萬圓、並に三銀行の大正十四年度末迄の自行資金充當額二千七百餘萬圓、計七千四百餘萬圓に對しては、大正十五年度初に之を償還又は決濟せしむる爲め、所要の資金に相當する所の五分利公債を三銀行に交付することとし、殘餘の公募に係る興業債券二千萬圓及米貨債二千百萬弗に就ては、償還期到來の都度之が償還に充てしむる爲め、三銀行に對し所要資金に相當する五分利公債を交付するものとす。此の外右公募に係る興業債券の償還に至る迄の期間中は、其の利子支拂所要額に相當する現金を、利子の支拂期に交付するものなり。右の案に依れば、公債の交付は大正十五年度より同十八年度に亙り、其の總額時價一億四千二百餘萬圓、現金の交付は大正十五年度より同十八年度に亙り總額七百餘萬圓なりとす。而して本案實行後に於ける政府と三銀行との關係を述ぶれば、政府は特に必要あるにあらざれば三銀行の對支借款の權利を承繼せず、三銀行は依然として支那政府又は中華匯業銀行に對して債權者たるの地位を存續し、其の代り右公債及現金の交付に對する代償として、將來支那政府又は中華匯業銀行より本借款關係の元利の支拂を受けたるときは、直ちに之を政府に納入せしむるものなり。右法律案は衆議院に於て『政府は日支共存共榮の本義に則り本借款目的遂行に愼重の考慮を拂ひ、且今回開催中の支那關稅特別會議に於て銳意之が支拂を確保し、以て遽に帝國臣民の負擔を免れしむべし』との希望附決議を附して可決せられ、又貴族院に於ては三月二十五日異議なく可決する所となりたるを以て、政府は同月二十九日法律第四十一號を以て左の如く公布したり。

法律第四十一號（大正十五年三月二十九日）

第一條　政府ハ日本興業銀行、臺灣銀行及朝鮮銀行（以下三銀行ト稱スヽ）ヲシテ左ノ各號ノ借款前貸及借款ニ關シ其ノ負擔スル債務ノ整理ヲ爲サシムル爲三銀行ニ對シ本法ノ定ムル所ニ依リ國債證券及現金ヲ交付ス

一　三銀行ノ中華民國政府ニ對スル大正七年六月十八日契約ノ吉會鐵道借款前貸一千萬圓、大正七年九月二十八日契約ノ滿蒙四鐵道借款前貸二千萬圓及山東二鐵道借款前貸二千萬圓

二　中華匯業銀行ノ中華民國政府ニ對スル大正七年四月三十日契約ノ有線電信借款二千萬圓及大正七年八月二日契約ノ黑吉兩省金鑛森林借款三千萬圓ノ資金調達ノ爲ニ爲シタル三銀行ノ同行ニ對スル借款

第二條　本法ニ依リ三銀行ノ整理スヘキ債務及其ノ金額ハ左ノ各號ニ定ムルモノトス

一　第三回政府保證興業債券二千萬圓、第四回政府保證興業債券三千萬圓、第五回政府保證興業債券米貨二千二百萬弗及第八十一回興業債券四百六十七萬圓ノ元利支拂ニ必要ナル金額

二　前號ノ外第一條ノ借款前貸及借款ニ關シ三銀行ノ負擔シタル金額四千萬二千五百三十五圓

第三條　政府ハ三銀行カ第四回政府保證興業債券及第八十一回興業債券ヲ直ニ買入償還スル爲必要ナル金額ニ相當スル價額ノ五分利附國債證券ヲ三銀行ニ對シ其ノ負擔額ニ應シ交付ス

第四條　政府ハ三銀行カ第三回及第五回政府保證興業債券ヲ其ノ償還期ニ於テ償還スル爲必要ナル金額ニ相當スル價額ノ五分利附國債證券ヲ三銀行ニ對シ其ノ負擔額ニ應シ交付ス

前項ノ規定ニ依リ國債證券ヲ交付スル迄政府ハ前項ノ興業債券ノ利子支拂ニ必要ナル金額ヲ其ノ支拂期ニ於テ三銀行ニ對シ其ノ負擔額ニ應シ現金ヲ以テ交付ス

第五條　政府ハ三銀行カ第二條第二號ニ規定スル債務ヲ直ニ整理スル爲必要ナル價額ノ五分利附國債證券ヲ三銀行ニ對シ其ノ負擔額ニ應シ交付ス

第六條　政府ハ本法ニ依リ三銀行ニ交付スル爲一億四千四百萬圓ヲ限度トシ公債ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ補塡スル爲必要アル場合ニ於テハ前項ノ制限以外ニ公債ヲ發行スルコトヲ得

第七條　本法施行後三銀行カ中華民國政府又ハ中華匯業銀行ヨリ第一條ノ借款前貸及借款竝左ノ各號ノ借款ニ關シ元利金ノ支拂ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ政府ニ納付スヘシ

一　第一條ノ借款前貸ニ關シ三銀行ト中華民國政府トノ間ニ成立シタル大正十二年六月二十八日ノ利拂借款七百九十九萬七千八十一圓八十錢、大正十三年九月十三日ノ利拂借款五百二十八萬六千八百二十圓五十一錢及大正十四年七月十五日ノ利拂借款五百三十萬圓

二　第一條ノ借款ニ關シ三銀行ト中華匯業銀行トノ間ニ成立シタル大正十一年一月十五日ノ利拂借款百十萬二千五百圓、大正十二年十月二十四日ノ利拂借款五百五萬三千九百九十五圓九十八錢、大正十三年九月十三日ノ利拂借款六百六十八萬二千九百十六圓七十一錢及大正十四年四月十六日ノ利拂借款二百十八萬四千九百五十五圓二十九錢

三　第一條ノ借款前貸及借款竝前二號ノ借款ニ關シ本法施行後成立スルコトアルヘキ借款

政府ハ必要アリト認ムルトキハ三銀行ヲシテ前項ノ元利金ノ納付ニ代ヘ借款前貸又ハ借款ニ關スル權利ヲ無償ニテ政府ニ讓渡セシムルコトヲ得

第八條　三銀行ハ第一條各號及前條各號ノ借款前貸及借款ニ關スル一切ノ事項ニ付政府ノ指揮命令ヲ受クヘシ

第九條　本法ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ大藏大臣之ヲ定ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二項　交付

三銀行債務整理の爲に大正十五年度に發行交付したるは、五分利公債額面八千二百九十萬二千五百五十圓にして、記號は「ひ號」とす。要項左の如し。

大藏省告示第四十三號（大正十五年四月一日）

一五分利公債（ひ號）額面八千二百九十萬二千五百五十圓

發行價格　額面百圓ニ付八十六圓三十錢

償還期限　發行ノ年ヨリ五年据置キ其ノ翌年ヨリ向五十年內

利率　年五分

初期利子（大正十五年六月一日渡）　額面百圓ニ付八十四錢

右大正十五年法律第四十一號第六條ニ依リ大正十五年四月一日之ヲ發行セリ

而して各銀行別交付額は、日本興業銀行二千七百四十四萬八千六百五十圓、臺灣銀行及朝鮮銀行は何れも二千七百七十二萬六千九百五十圓宛なりとす。

第二十二款　海軍軍備制限補償公債

第一項　起因

海軍軍備制限補償公債は、大正十年華盛頓會議に於ける海軍軍備制限に關する條約の實施に伴ひて、損害を被りたる左記の諸會社に補償する爲め發行したるものとす。是より先我國は海軍軍備の充實を計畫し、漸次八々艦隊の完成に著手したりしが、偶々當時の海軍當局者は、軍艦兵器又は其の材料を請負はしめんと欲する所の造船・造兵業者、即ち川崎造船所・三菱造船所・浦賀船渠・石川島造船所・横濱船渠・藤永田造船所・淺野造船所・日本製鋼所・住友伸銅所・大阪製鑛所・神戸製鋼所の十一社及帝國火藥工業・大倉鑛業の二社に對して、豫め計畫の大要を內示し、之が實施に支障なきやう既設會社の設備擴張又は新會社の設立を勸告したり。玆に於て此等當業者は夫々巨額の資本を投じて各般の設備を擴張し、製造能力を增大し、又は新に會社を組織するものありたり。大倉鑛業・帝國火藥の二社之れなり。然るに大正十二年八月に至り、前記海軍軍備制限條約の實施せらるるに及び、我國の海軍擴張計畫も廢案に歸し、爲に此等設備の擴張を爲したる會社及新設會社も之を利用するの機會を失し、加ふるに使用職工等も多數不要となりたる結果、相當の手當金を與へて解傭するの止むなきに至りし等諸會社の損害は莫大に上り、中には極度の悲況に陷りたるものをも存したり。政府は固より當時の海軍當局者の勸告慫慂を以て法律的性質を帶びたるものとは認めず、從つて此の損害に對して當然賠償の義務ありとは爲さざりしかども、德義上竝に帝國政府の信用上、此等に對して相當の補償を爲

すの要あるを認め、夙に之が善後の策を講じたり。卽ち條約實施に先ち旣に大正十一年初に於て、各會社をして其の被るべき損害額を申告せしめたるに、其の總額八千六百萬圓に達したるが、當局に於て更に之を審査し、特設設備にして其の利用價値を失したるものを大體損害總額の四分の一と見積り(而して該金額は契約代價の千分の二十五に當る)二千二百萬圓を限度として補償するの案を立てたり。但し此の內、室蘭の日本製鋼所は十六吋砲を製造する爲に特設したるものにして、其の經費七百七十七萬二百十圓餘を要したるが、右は全然利用價値を失したるものにして、此の儘放任せんか只朽廢の外なきを以て、政府は同所に關しては補償金交付と同時に、其の設備の無償讓渡を受くることとせり。

斯くして政府の方針の大體決定したるは大正十二年の交なりしが、爾來政變相踵ぎたる爲め法律案を議會に提出するの運びに至らず、大正十五年三月に至り漸く第五十一回帝國議會に提案せらるることとなれり。而して衆議院に於ては政府の補償豫定額二千二百萬圓以內を二千萬圓以內と修正し、尙ほ『各會社補償金額は本法の主旨に依り、其の特設施設の損害高を基準とし補償審査會に於て決定すべきものとす』との附帶條件を附して可決したり。二百萬圓を減額したる理由は、會社側が計上したる職工解傭手當金三百萬圓中には、職工の自然減少數を控除せざるものと認め、之を控除するに於ては若干の減額あるを見込み、且つ又大局上可及的少額に止むるを適當なりと爲したるに由るなり。政府亦其の趣旨を容れ、修正案を貴族院に回付したるに、同院に於ても衆議院の修正通り可決したり。仍て政府は同年四月六日法律第五十一號を以て左の如く公布したり。

法律第五十一號(大正十五年四月六日)

第一條　海軍軍備補充計畫遂行ノ爲政府ノ爲シタル勸告ニ基キ軍艦、兵器又ハ其ノ材料ノ製造ニ必要ナル施設ヲ爲シタル會社カ大正十二年條約第二號海軍軍備制限ニ關スル條約ノ實施ニ伴フ軍艦及兵器製造計畫ノ變更ノ爲被リタル損害ニ對シテハ本法ニ依リ之ヲ補償スルコトヲ得

第二條　前條ニ規定スル補償金ノ總額ハ二千萬圓以內トス

第三條　補償金ハ主務大臣補償審査會ノ審査ヲ經テ之ヲ決定シ額面金額ニ依リ五分利附國債證券ヲ以テ之ヲ交付ス

補償審査會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條　政府ハ前條ノ規定ニ依ル交付ニ必要ナル額ヲ限度トシ國債證券ヲ發行スルコトヲ得

第五條　本法ニ依リ補償金ヲ交付スル場合ニ於テハ政府ハ相手方ニ對シ補償ノ目的タル設備ノ無償讓渡其ノ他必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二項　交　付

政府は前記法律第三條第二項の規定に基き、同年五月四日勅令第九十三號を以て補償審査會に關する規程を左の如く公布したり。

勅令第九十三號(大正十五年五月四日)

第一條　補償審査會ハ海軍大臣ノ監督ニ屬シ大正十五年法律第五十一號ニ規定スル補償金ノ

審査ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條　審査會ハ會長一人審査員若干人ヲ以テ組織ス

第三條　會長ハ海軍大臣ヲ以テ之ニ充ツ

審査員ハ海軍大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官其ノ他審査ニ必要ナル學識經驗ヲ有スル者ノ中ヨリ內閣ニ於テ之ヲ命ス

第四條　會長ハ會務ヲ總理シ會議ノ議長ト爲ル

會長事故アルトキハ海軍大臣ノ指定スル審査員其ノ職務ヲ代理ス

第五條　審査會ニ幹事若干人ヲ置ク海軍大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ內閣ニ於テ之ヲ命ス

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六條　審査會ニ書記若干人ヲ置ク海軍大臣之ヲ命ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第七條　補償金ノ交付ハ海軍大臣之ヲ決定ス

第八條　補償金ハ大藏大臣之ヲ交付ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

斯くて審査會に於て補償額を審査したる結果、其の總額を二千萬圓となすことに決定したるを以て、順次之を交付し、同年八月十二日迄に千十九萬二千五百二十五圓を、同年十二月十日迄に殘額全部の交付を了したり。發行價格何れも額面金額、發行日附は大正十五年七月十日、記號は「ひ號」とす。

大藏省告示第百七號（大正十五年八月十二日）

一五分利公債（ひ號）額面一千十九萬二千五百二十五圓也

償還期限　發行ノ年ヨリ五年據置キ其ノ翌年ヨリ向五十年內

利　率　年五分

利子起算日　大正十五年七月十日

右大正十五年法律第五十一號ニ依リ之ヲ發行セリ

大藏省告示第百七十號（大正十五年十二月十日）

一五分利公債（ひ號）額面九百八十萬七千四百七十五圓

償還期限　發行ノ年ヨリ五年據置キ其ノ翌年ヨリ向五十年內

利　率　年五分

利子起算日　大正十五年七月十日

右大正十五年法律第五十一號ニ依リ之ヲ發行セリ

尙ほ各會社別交付額を掲ぐれば左の如し。

會社名	交付額	會社名	交付額
株式會社川崎造船所	二、三六九、五〇〇円	浦賀船渠株式會社	四四九、九五〇円
三菱造船株式會社	二、三九六、四五〇	株式會社東京石川島造船所	一六四、七五〇

横濱船渠株式會社	三九九、一七五円	株式會社大阪製鐵所	五一、三〇〇円
株式會社藤永田造船所	一八九、二七五	株式會社神戸製鋼所	三四七、〇二五
株式會社淺野造船所	四九九、六七五	帝國火藥工業株式會社	九二六、四〇〇
株式會社日本製鋼所	九、八〇七、四七五	大倉鑛業株式會社	二、〇〇一、四〇〇
住友合資會社伸銅所	三九七、六二五	合計	二〇、〇〇〇、〇〇〇

第二十三款　臨時國庫證券整理公債

臨時國庫證券收入金特別會計が大正十三年度限り廢止せらるるや、其の資産及負債は總て一般會計に歸屬することとなりたるが、同證券は償還期限頗る短期なりしを以て、政府は直ちに之が借換を實行し、即ち國債整理基金特別會計法第五條に據りて、五分利國庫債券及び五分利公債を發行せり。其の中五分利公債に依りたるものは、大正十四年五月發行の「み號」六千二百三十萬圓（預金部引受）にして、十三年十一月發行臨時國庫證券（う號）五千三百萬圓の借換のため發行したるものとす。發行要領次の如し。

大藏省告示第七十五號（大正十四年五月八日）

一五分利公債（み號）額面六千二百三十萬圓

發行價格　額面百圓ニ付八十五圓

償還期限　發行ノ年ヨリ五年据置キ其ノ翌年ヨリ向五十年內

利　率　年五分

初期利子（大正十四年六月一日渡）　額面百圓ニ付三十四錢

右國債整理基金特別會計法第五條ニ依リ本日之ヲ發行ス

第二十四款　國庫債券整理公債（乙ゐ號）

第一項　起　債

明治三十七年三月募集したる第一回發行國庫債券約一億圓は、明治四十一年度末に於て償還滿期となるべきを以て、政府は同年度に入るや早々之が對策を講究したり。之より先き明治三十八年十一月に於て、第四回、第五回發行國庫債券整理債還の爲め、第二回四分利付英貨公債約二億五千萬圓を募集せしが、此の募集金に依り兩國庫債券を整理債還して尙ほ約一千二百萬圓の餘剩を生じたるを以て、右は第一回國庫債券の償還財源の一部に充當することとなれり。然るに曩に一時賜金代用として交付せられたる臨時事件公債證書（特別五分利公債を號）を國庫預金部に賣却し來る者尠からず、爲に同部資金に不足を告ぐるの形勢なりしを以て、國債整理基金部に於て預金部所有の公債證書を購入することに決定せしが、其の結果又同基金部に於ても餘裕金の缺乏を呈するに至りしかば、前記第一回國庫債券一億圓の一部に就ては、明治三十七年法律第一號に依り滿期前に新に整理公債を發行して、之と引換ふるの方法講ぜられたり。仍て大藏大臣は明治四十一年三月三十一日告示第五十二號を以て、第一回國庫債券は同年十二月二十五日を以て全部償還すべき旨を豫告し、但し期日前に於ても數回に亙り割引の方法を以て償還すべきこと、及債券所有者にして國庫債券と整理公債との交

換を希望する者には、別に定むる規程に依り新公債を交付すべき旨を告示したり。卽ち同日大藏省告示第五十三號を以て、二千萬圓の第一次割引債還を發表すると共に、大藏省令第八號を以て國庫債券整理規程を發布したり。同規程に依れば、整理公債の證券は大日本帝國政府五分利公債證書（乙號）とし、國庫債券との引換割合は額面金額又は登錄金額百圓に付、國庫債券は百五圓、整理公債は九十圓とし、此の場合計算上五十圓未滿の端數を生ずるときは之を切捨て、其の端數に對しては百圓に付九十圓の割合を以て換算し、交付の際現金を以て支拂ふことと定めたり。國庫債券整理規程の全文を掲ぐれば左の如し。

國庫債券整理規程（明治四十一年三月三十一日大藏省令第八號）

第一條　政府ハ明治三十七年法律第一號ニ依リ國庫債券整理公債ヲ發行シ第一回國庫債券ト引換ニ之ヲ其ノ提出者ニ交付ス

第二條　前條ノ引換ハ額面金額又ハ登錄金額百圓ニ付國庫債券ハ百五圓、國庫債券整理公債ハ九十圓ノ割合ヲ以テ計算ス但シ計算上五十圓未滿ノ端數ヲ生スルトキハ之ヲ切捨テ其ノ端數ニ對シテハ百圓ニ付九十圓ノ割合ヲ以テ換算シ公債交付ノ際現金ヲ仕拂フ

第三條　引換ノ爲提出スル無記名國庫債券ハ明治四十一年六月渡以降ノ利札完備セルコトヲ要ス若シ其ノ利札欠缺セルトキハ引換ノ際其ノ欠缺利札ニ於ケル利子金額相當ノ現金ヲ取扱店ニ納付スヘシ

第四條　國庫債券ト國庫債券整理公債トノ引換申込期限ハ明治四十一年五月三十日トス

第五條　國庫債券整理公債ノ利率ハ一箇年百分ノ五トス

第六條　國庫債券整理公債ノ證券ハ大日本帝國政府五分利公債證書トス

第七條　國庫債券整理公債ノ元金ハ明治四十六年十二月一日マテニ額面金額ヲ以テ償還ス

第八條　國庫債券整理公債ノ利子仕拂期日ハ毎年六月一日及十二月一日トス

第九條　國庫債券整理公債ノ初年ノ利子ハ全一箇年分ヲ附ス

第十條　無記名國庫債券ヲ以テ引換ノ申込ヲ爲サントスル者ハ其ノ額面金額ヲ記載シ竝ニ住所氏名ヲ署シ及捺印シタル申込書ニ該債券ヲ添ヘ之ヲ取扱店ニ提出スヘシ

第十一條　前條ノ場合ニ於テ申込書ト共ニ國庫債券ヲ提出スルコト能ハサル者ハ取扱店ノ指定シタル期日ニ至リ之ヲ提出スルコトヲ得但シ其ノ交付ヲ受クヘキ公債ニ付テ登錄ヲ請求スルトキハ同時ニ該債券ヲ提出スルコトヲ要ス

前項申込ノ後該債券ヲ滅失若ハ紛失シ又ハ之ヲ他人ニ讓渡シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ取扱店ニ屆出ツヘシ

第十二條　甲種國債登錄簿ニ登錄シタル國庫債券ヲ以テ引換ノ申込ヲ爲サントスル者ハ其ノ登錄ノ記名及金額ヲ記載シ竝ニ住所氏名ヲ署シ及捺印シタル申込書ヲ登錄所管取扱店ニ提出スヘシ

第十三條　前條ノ申込ニ因リ交付スル公債ニ付テハ其ノ請求ヲ待タスシテ之ヲ甲種國債登錄簿ニ登錄ス但シ無記名證券ノ交付又ハ乙種國債登錄簿ニ登簿ヲ受ケントスル者ハ其ノ旨ヲ申込書ニ附記シ之ヲ請求スルコトヲ得

第十四條　乙種國債登錄簿ニ登錄シタル國庫債券ヲ以テ引換ノ申込ヲ爲サントスル者ハ其ノ

登錄ノ記名及債券ノ額面金額ヲ記載シ竝ニ住所氏名ヲ署シ及捺印シタル申込書ニ該債券ヲ添ヘ之ヲ登錄所管取扱店ニ提出スヘシ

第十五條　前條ノ申込ニ因リ交付スル公債ニ付テハ其ノ請求ヲ待タスシテ之ヲ乙種國債登錄簿ニ登錄ス但シ無記名證券ノ交付又ハ甲種國債登錄簿ニ登錄ヲ受ケントスル者ハ其ノ旨ヲ申込書ニ附記シ之ヲ請求スルコトヲ得

第十一條ノ規定ハ前項但書ノ規定ニ依リ無記名證券ノ交付ヲ請求スル場合ニ之ヲ準用ス

第十六條　第十條、第十三條但書及第十四條ノ場合ニ於テ其ノ交付ヲ受クヘキ證券ノ額面金額ノ種類ヲ選擇セントスル者ハ其ノ種類及枚數ヲ申込書ニ附記スヘシ前條第一項但書ノ規定ニ依リ無記名證券ノ交付ヲ請求スル場合亦同シ

本公債の引換申込期限は同年五月三十日なりしが、其の申込高は二千七百四萬三千九百七十五圓にして、之に對して交付したる整理公債の額面高は三千百萬千百五十圓なりき。

第二項　償　還

本公債の元金は据置期限の經過を待ち、大正二年十二月一日を以て全部償還せられたるが、之より先明治四十三年三月乃至六月に於て、第一回四分利公債の應募拂込金に代用せられたる額百一萬七千五百圓、及第二回四分利公債の應募金に代用拂込まれたる額五十六萬八千四百圓あり。此の外明治四十四年一月十四日及大正元年十二月二十六日に於て各二百圓の買入銷却ありたるを以て、大正二年十二月に於ける全部償還額は二千九百四十一萬四千八百五十圓なりき。而して元金及利子の支拂額は、一般五分利公債と合算せられたるを以て、今茲に其の明細を掲げず。

第二十五款　恩賜公債

第一項　起　債

明治四十三年八月韓國併合の事あるや、政府は帝國憲法第七十條に依り緊急勅令第三百二十七號を、帝國憲法第八條に依り緊急勅令第三百二十九號を發布し、朝鮮に於ける臨時恩賜に充つる爲め三千萬圓を限り五分利付公債を發行し得ること、及臨時恩賜は該發行國債を以て之を下付し、其の證券は之を記名式とし、政府の認可を受くるに非ざれば之を讓渡又は質入することを得ず、但し政府に於て特別の事由ありと認むるときは之を無記名式と爲すことを得る等の旨を規定せり。蓋し此等の規定は受給者資產の保護と國債行政の便宜とに基き、朝鮮に於ける王化の民をして永く其の惠澤に浴せしめんとするの精神に出でたるものなり。而して大藏大臣は同年九月省令第四十二號を以て恩賜公債規程を公布し、又朝鮮總督と協議の上公債交付の手續を定めたり。恩賜公債規程の全文左の如し。

恩賜公債規程（明治四十三年九月五日大藏省令第四十二號）

第一條　明治四十三年勅令第三百二十七號ニ依リ發行スル恩賜公債ノ證券ハ大日本帝國政府五分利公債證書トス但シ證券ニハ記號ヲ附セス

第二條　本公債ノ元金ハ發行ノ年ヨリ五箇年据置キ其ノ翌年ヨリ向五十箇年以內ニ之ヲ償還

ス

第三條　本公債初期ノ利子ハ恩賜辭令書ノ日附ノ屬スル月ヨリ之ヲ附シ元金償還ノトキハ其ノ償還ノ月迄之ヲ附ス

第四條　本公債ノ利子ハ毎年三月及九月ニ於テ其ノ月以前六箇月間ニ屬スルモノヲ仕拂フ

第五條　本公債ノ利子ハ日本銀行及其ノ代理店竝朝鮮總督ノ特ニ指定シタル郵便局所ニ於テ之ヲ仕拂フ

第六條　本公債ノ登錄變更、登錄除却又ハ質權ニ關スル登錄ヲ請求スル者ハ其ノ請求書ニ朝鮮總督ノ認可書ヲ添附スヘシ但シ相續ニ因ル登錄ノ變更及權利ノ移轉ニ因ラサル登錄ノ變更ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第七條　本令ニ規定スルモノノ外本公債ノ取扱ニ關シテハ國債規則ニ依ル

本令中第五條は明治四十四年二月二十七日に至り左の如く改正せられたり。

第五條　在朝鮮取扱店ニ備ヘタル本公債ノ乙種國債登錄簿ニ登錄セラレタル朝鮮在住ノ記名者ハ郵便爲替ノ方法ニ依リ毎期利子ノ送付ヲ受クルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ其ノ證券ノ額面金額種類及番號竝爲替金拂渡郵便局所名ヲ詳記シタル書面ヲ以テ之ヲ所管取扱店ニ請求シ爲替金ノ拂渡ヲ受クル際當該利札ヲ拂渡郵便局所ニ差出スヘシ

第一項ニ依リ利子送付ノ取扱ヲ受クル記名者カ前項請求書記載ノ事項ヲ變更シ又ハ該取扱ヲ解除セムトスルトキハ其ノ旨ヲ所管取扱店ニ申出ツヘシ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本公債發行總額三千萬圓は、明治四十三年より大正二年に亙り、左の如く交付せられたり。

年度	交付額
明治四十三年度	二六、一七八、六〇〇円
同　四十四年度	三、六〇七、九〇〇
大正二年度	二一三、五〇〇円
計	三〇、〇〇〇、〇〇〇

第二項　償還及支拂

（一）元　金

本公債の元金は五箇年据置き、大正四年より向五十箇年以内（昭和三十九年限）に全部償還せらるべきものとす（但し明治四十四年及大正二年發行の分は各一年及三年を後る）。而して政府は大正年間に於て、一回の抽籤償還と數回の買入銷却とに依り合計四百六十六萬七百五十圓をしたるを以て（其の支拂は一般五分利公債中に併算せられたるを以て玆には之を省略す）、昭和元年度末に於ける未償還額は二千五百三十三萬九千二百五十圓となれり。其の發行年度別は左の如し。

種別	債額
明治四十三年度發行	二一、五一九、九五〇円
同　四十四年度發行	三、六〇五、八〇〇
大正二年度發行	二一三、五〇〇円
計	二五、三三九、二五〇

(二) 利　子

本公債の利率は年五分にして、支拂期日は當初三月及九月の二回と定めしも、大正九年十二月に至り一般五分利公債との統一上公債規程を改正し（大藏省令第四十八號）、三月一日、九月一日及十二月一日の四回となしたり。明治四十三年度以降本公債の爲に支拂はれたる利子額は左表の如し。

年度	利子支拂額	年度	利子支拂額
明治四三	六一九、五八八・三一五円	大正五	一、四七九、四三二・五〇〇円
四四	一、四六七、五八五・七六三	六	一、四九九、二三七・五〇〇
大正元	一、四三五、八九七・五〇〇	七	一、五〇七、五三七・五〇〇
二	一、五五三、八〇五・四〇八	八	一、五二〇、六九一・二五〇
三	一、四三四、九二二・五〇〇	九	一、三一七、四五六・四九〇
四	一、五五〇、七八二・五〇〇		

（備　考）大正十年度は資料燒失のため不明、十一年度以降は一般五分利公債と合算せらるるを以て之を省略す。

第三節　臨時事件公債（特別五分利公債）

第一款　起　因

明治三十八年十月日露講和條約成立し、茲に日露戰役は終局を告げしが、戰役終了の後と雖も、戰時中に於ける軍費の不足額及軍隊引揚、論功行賞等の爲めに要すべき經費は必しも小少ならず。茲に於て政府は第二十二回帝國議會の協贊を經、明治三十九年二月法律第一號を以て、三度臨時事件費支辨に關する法律を發布したり。同法に依れば政府は臨時事件費支辨の爲め特別會計に屬する資金を繰替使用し、及總額三億六千三百萬圓を限り公債を發行し、又は一時借入金を爲すことを得べく、別に陸海軍の復舊費、滿韓軍備費に充つる爲め七千萬圓以內の公債を發行することを得るものとす。其の全文を揭ぐれば次の如し。

法律第一號（明治三十九年二月十二日）

第一條　臨時事件費支辨ノ爲政府ハ一時借入金ヲ爲シ、特別會計ニ屬スル資金ヲ繰替使用シ及公債ヲ募集スルコトヲ得

前項ノ一時借入金及公債ノ額ハ通シテ三億六千三百萬圓以內トス

第二條　臨時事件ニ因リテ生シタル陸海軍所屬ノ復舊其ノ他ノ事業ニ要スル經費及滿韓軍備ニ關スル臨時費支辨ノ爲政府ハ特別會計ニ屬スル資金ヲ繰替使用シ及公債ヲ募集スルコトヲ得

前項公債ノ額ハ七千萬圓以內トス

第三條　本法ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ補塡スル爲必要アル場合ニ於テハ前二條ノ制限以外ニ公債ヲ募集シ又ハ一時借入金ヲ爲スコトヲ得

第四條　前三條ニ依ル一時借入金、特別會計ニ屬スル資金繰替及公債ヲ整理償還スル爲必要アル場合ニ於テハ第一條及第二條ノ制限以外ニ公債ヲ募集スルコトヲ得

第五條　政府ハ臨時軍事費出納上一時ノ不足ヲ補充スル爲其ノ歲入ヲ以テ償還スヘキ大藏省證券ヲ發行スルコトヲ得

前項大藏省證券ニ關シテハ前項ニ規定スルモノノ外總テ大藏省證券條例ヲ適用ス

第六條　一時借入金及公債ノ利率、募集借入ノ方法規約、据置年限及償還年限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條　本法ニ依リテ發行スル公債ニ關シテハ本法ニ規定スルモノノ外整理公債條例ヲ適用ス

第二款　募集發行

以上の如く公債發行に關する法律制定せられしを以て、之に基き同月二十日大藏省令第八號を以て、臨時事件公債の募集に關する規程を公布したり。即ち發行額は二億圓にして、元金は明治三十九年より五箇年据置、其の翌年より向二十五箇年以内に償還するものとし、利率は金融市場の大勢に鑑みて年五分とし、發行價格は之を九十五圓となしたり。其の他保證金の割合を額面百圓に付五圓として、應募申込を一層確實にし、又取扱上の煩雜を避くる爲め、證券の最小額を五十圓となしたり。

抑内國に於て一時に二億圓の公債を募集することは實に未曾有の事に屬せしが、時恰も第四回及第五回國庫債券の償還に際したるを以て、本公債の發行に就ては努めて各種の特典を附與し、以て一般申込者を誘導すると共に、此等償還證券所有者の應募に便ならしめたり。即ち公債初年の利子は拂込の遲速に拘らず總て全年分を兩度に支拂ひ、又第二期に於て全部拂込を完了する者に對しては一定の割引を爲し、其の他國庫債券を以て應募拂込金に代用するを得るものとし、又其の代用豫告者又は債券預託者の應募に對しては、應募超過額割合減少の場合に於て優先募入の特典を附與し、殊に債券預託者には應募保證金を徵せず、又豫告に從ひ提供若くは預託したる證券は、其の償還期限に拘はらず、第二期に於て現金拂込のものと同樣に取扱ひ、應募高に對する拂込金額と償還證券の元利金との差額を、其の際現金を以て交付するものとしたり。今發行規程の全文を擧ぐれば左の如し。

臨時事件公債規程（明治三十九年二月二十日大藏省令第八號）

第一條　政府ハ明治三十九年法律第一號ニ依リ臨時事件公債二億圓ヲ募集ス

第二條　臨時事件公債ノ利率ハ一箇年百分ノ五トス

第三條　臨時事件公債ノ證券ハ大日本帝國政府五分利公債證書トス

第四條　臨時事件公債ノ元金ハ明治三十九年ヨリ五箇年据置キ其ノ翌年ヨリ向二十五箇年以内ニ償還スルモノトス

第五條　臨時事件公債ノ利子ハ毎年六月及十二月ニ於テ仕拂フモノトス

第六條　臨時事件公債ノ發行價格ハ證券額面百圓ニ付其ノ最低ヲ九十五圓トス

第七條　臨時事件公債ノ應募申込期間ハ明治三十九年三月八日ヨリ同月二十日マテトス但シ取扱銀行ハ應募者ノ便宜ニヨリ三月八日前ト雖モ申込ヲ受クルコトヲ得

第八條　應募者ハ應募高、應募價格及住所氏名ヲ詳記シタル申込書ニ申込高百圓ニ付金五圓ノ保證金ヲ添ヘ日本銀行本支店其ノ他日本銀行ノ定ムル申込所ニ申込ムヘシ但シ保證金ニハ利子ヲ付セス

前項ノ應募價格ニハ十錢位ニ滿タサル端數ヲ付スルコトヲ得ス

第九條　臨時事件公債ノ應募高、需要額ヲ超過スルトキハ其ノ價格ノ高キモノヨリ順次之ヲ採

リ需要額ニ滿ツルニ至リテ止ム其ノ價格同シキモノハ申込ノ高ニ割合ヒ減少シ割當高五十圓ニ滿タサルモノハ之ヲ除キ更ニ之ヲ五十圓以上ノ分ニ配當ス

第十條　申込ハ明治三十九年三月三十一日マテニ確定スルモノトス

前項確定ノ上ハ其ノ旨ヲ申込人ニ通知スヘシ

第十一條　前條第二項ノ規定ニ依リ募入決定ノ通知ヲ受ケタル者ハ左ノ區別ニ依リ拂込ヲ爲スヘシ但シ第一期拂込ハ保證金ヲ以テ之ニ充ツ

第一期　明治三十九年三月三十一日　金五圓（證券額面百圓ニ付）

第二期　同年四月十六日ヨリ同月二十五日マテ　金十五圓（同上）

第三期　同年五月十六日ヨリ同月二十五日マテ　金二十圓（同上）

第四期　同年六月十六日ヨリ同月二十五日マテ　金十五圓（同上）

第五期　同年七月十六日ヨリ同月二十五日マテ　金二十圓（同上）

第六期　同年八月十六日ヨリ同月二十五日マテ　金二十圓（同上）

最低發行價格以上ノ申込ヲ爲シタル者ハ第二期拂込ト共ニ其ノ差額ヲ拂込ムヘシ

第十二條　應募者ノ都合ニ由リ後ノ一期若ハ數期分ヲ前期ニ繰上ケ拂込ヲ爲スコトヲ得

第二期ニ於テ全部ノ拂込ヲ完了シタル者ニハ證券額面百圓ニ付金八十錢ノ割合ニ依リ割引ヲ爲スモノトス

第十三條　第四回及第五回國庫債券ハ臨時事件公債應募拂込ノ現金ニ代用スルコトヲ得

前項ノ代用價格ハ其ノ額面金額ニ償還期限ノ月マテニ屬スル利子ノ未拂金額ヲ加ヘタルモノニ依ル

第十四條　第四回及第五回國庫債券ヲ以テ臨時事件公債應募拂込ノ現金ニ代用セントスル者ハ應募申込ノ際其ノ債券ノ額面金額ヲ豫告シ若ハ該債券ヲ取扱銀行ニ預托シ置クコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ國庫債券ヲ預托スル場合ニ於テハ保證金ヲ納ムルコトヲ要セス

第十五條　國庫債券代用ノ豫告ヲ爲シ若ハ國庫債券ヲ預托シタル者ノ應募高ハ第九條ノ規定ニ依リ割合減少ヲ爲ス場合ニ於テ優先ニ募入セラルルモノトス

第十六條　國庫債券代用ノ豫告ヲ爲シタル者ハ代用債券ノ償還期限ニ拘ラス第二期ニ於テ其ノ代用債券ヲ取扱銀行ニ提供スヘシ

豫告ヲ爲シタル者ノ保證金ハ第十一條第一項但書ノ規定ニ依ラス其ノ代用債券ノ提供アリタルトキ之ヲ還付ス

第十七條　前條ニ依リ提供シタル國庫債券又ハ預托シタル國庫債券ハ其ノ償還期限ニ拘ラス第二期ニ於テ現金ノ拂込ニ代用納付シタルモノト看做ス

第十八條　豫告若ハ預托ヲ爲ササリシ國庫債券ハ其ノ償還期限以後ニ非サレハ代用納付スルコトヲ得ス

第十九條　國庫債券代用價格ノ金額カ拂込ムヘキ現金ノ額ヲ超過スルトキハ償還期限ニ拘ラス其ノ拂込ノ時ニ於テ該超過額ニ相當スル現金ヲ拂戻スヘシ

第二十條　臨時事件公債ノ明治三十九年六月及十二月渡ノ利子ハ證券額面百圓ニ付金二圓五十錢ノ割合ヲ以テ之ヲ仕拂フモノトス但シ明治三十九年六月渡ノ利子ハ第三期マテノ拂込

ヲ了リタル後ニ非サレハ之カ仕拂ヲ爲サス

第二十一條　臨時事件公債ノ拂込ヲ延滯シタル者アルトキハ拂込期限ノ翌日ヨリ現拂込ノ日マテ金百圓ニ付日歩金四錢ノ割合ヲ以テ利子ヲ徵スヘシ

拂込期限後三箇月ヲ過キ尙拂込ヲ爲ササルトキハ應募ノ申込ヲ無效トシ既ニ拂込ミタル金額ハ之ヲ沒收ス

第二十二條　國庫債券代用ノ豫告ヲ爲シタル者カ其ノ豫告ニ從ヒ代用債券ノ提供ヲ爲ササルトキハ應募ノ申込ヲ無效トシ保證金ハ之ヲ沒收ス

第二十三條　第四回及第五回國庫債券ノ代用ニ關スル前各條ノ規定ハ其ノ假債券ニ之ヲ適用ス但シ代用ノ假債券ハ之ヲ無記名本債券ト看做シテ取扱フモノトス

第二十四條　代用ノ豫告ヲ爲シ若ハ取扱銀行ニ預托シタル記名國庫債券ニ付テハ記名書換及所管店轉換ノ取扱ヲ爲ササルモノトス但シ相續、遺贈及强制執行ニ因リ記名書換ヲ要スルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二十五條　臨時事件公債ノ應募者第二期ノ拂込ヲ了シタルトキハ記名ノ假證書ヲ交付シ全額拂込ノ上之ト引換ニ本證書ヲ交付ス

第二十六條　臨時事件公債ノ假證書ハ賣買讓與シ及質ト爲スコトヲ得

前項ノ取扱ニ關シテハ明治二十七年大藏省令第十七號ヲ準用ス但シ應募者カ拂込ヲ爲スニ當リ供託又ハ質入等ノ事故ニ因リ假證書ヲ呈示スルコト能ハサル場合ニ於テ其ノ旨ヲ證明スルトキハ同令第三條ニ依リ其ノ拂込ヲ假證書ニ記入スル代リニ之ニ對シテ假ニ領收證書ヲ發スルコトアルヘシ

第二十七條　第二十一條第二項ノ規定ニ依リ無效ト爲リタル假證書ヲ所持スル者ハ速ニ之ヲ日本銀行本支店又ハ代理店ニ返還スヘシ

第二十八條　假證書ヲ紛失シ又ハ滅失シタル者ハ二名以上ノ保證人ヲ立テ其ノ事實ヲ日本銀行本支店又ハ代理店ニ證明シ代假證書ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求アリタル後原假證書ヲ發見シタル者ハ速ニ其ノ旨ヲ日本銀行本支店又ハ代理店ニ屆出ツヘシ此ノ場合ニ於テ既ニ代假證書ノ交付ヲ了リタルトキハ原假證書ヲ返還セシムルコトアルヘシ

其ノ交付手續中ニ係ルモノモ時宜ニ由リ返還セシムルコトアルヘシ

第二十九條　臨時事件公債ニ關スル取扱順序ハ本令ニ規定シタルモノノ外明治十九年大藏省令第三十號整理公債取扱順序ニ準據ス（明治三十九年五月大藏省令第二十三號ヲ以テ本條削除）

臨時事件公債の募集に就ては、一方に於て應募申込期間を緩め、及割拂方法を採ると同時に、他方に於て勸誘に努めたること戰時中の國庫債券の場合と敢て異る所なかりき。されば戰時中相繼ぎたる起債の後、未だ幾許も經ざるに拘らず、應募申込總額は需要額の約二倍に上ることを得たり。左に應募額及價格以上の申込價格を表示すべし。

發行額	應募額					發行價格	價格以上申込價格
	價格以上			計		最高	最低
三〇〇、〇〇〇、〇〇〇円	一二、一〇〇、八五〇円	一〇、四一六口	三六一、〇六一、三五〇円	七九三、六七六口	三七三、一七二、一〇〇円	円	円
內譯（普通申込	八、二七三、三〇〇	九、〇〇六	三二五、四六八、一五〇	七六〇、四一九	三三三、七四一、四五〇	九五	一〇〇
（代用申込	三、八三七、五五〇	一、四一〇	三五、六〇三、二〇〇	二四、六七七	三九、四三〇、七五〇	九六	九六・一〇

募集額の割當方法は、應募高が需要額に超過する場合に於ては、其の價格の高きものより順次之を採り、其の價格同じきものは申込高に比例して減少し、割當高五十圓に達せざるものは之を募入外れとし、更に五十圓以上の分に配當するものとす。但し國庫債券を以て代用拂込の豫告を爲し、若くは之を預託したる者は、申込高に割合ひ減少する場合に於て、優先に募入せらるるものとなしたること既に述べたるが如し。今左に募入の狀況を表示すべし。

種別	募入				募入外れ額				募入平均價格
	價格以上	價格	計		價格以上	價格			
普通申込	八、二五五、三〇〇円	一三二、二九五、九五〇円	一六〇、五六九、二五〇円		—	一七五、一七二、一〇〇円			— 円
代用申込	三、八二七、五五〇	三五、六〇三、一〇〇	三九、四三〇、七五〇		—	—			—
合計	一二、一〇〇、八五〇	一八七、八九九、一五〇	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇		—	一七五、一七二、一〇〇			九五、〇〇八

次に應募及募入成績を地方別に表示すれば左の如し。

地方別	應募額	募入額	募入外れ額	地方別	應募額	募入額	募入外れ額
東京	一五六、六五七、三〇〇円	八七、八六四、〇〇〇円	六八、七五二、三〇〇円	群馬	一、五九六、二〇〇円	六七九、三〇〇円	九一六、九二〇円
京都	一一、三〇四、六五〇	六、一八七、〇五〇	五、一一七、六〇〇	千葉	二、六二八、一〇〇	一、三〇九、七五〇	一、三一八、三五〇
大阪	四一、八六二、六〇〇	二四、五〇五、〇〇〇	一七、三五六、六〇〇	茨城	一、八〇八、四五〇	七五五、八〇〇	八七三、四五〇
神奈川	三一、七四五、二〇〇	一六、九〇四、三五〇	四、八四〇、七〇〇	栃木	一、〇八八、一五〇	六三二、二〇〇	四五五、九五〇
兵庫	九、〇八六、三五〇	四、五六八、一〇〇	四、六九八、四五〇	奈良	四二、六二一、〇〇〇	九〇六、六〇〇	二、三五四、四〇〇
長崎	二、七一七、〇五〇	一、三〇三、七五〇	一、四一三、三〇〇	三重	五、四〇〇、七五〇	二、三八七、三五〇	三、四五〇、四〇〇
新潟	五、〇四七、七〇〇	二、六二二、〇五〇	二、四二四、六五〇	愛知	一九、二六六、四五〇	一〇、四五八、〇〇〇	八、八〇八、四五〇
埼玉	三、三二四、七五〇	一、四五八、八〇〇	一、八七七、九五〇	静岡	三、四一六、九〇〇	一、八八二、六五〇	一、五三四、三五〇
山梨	一、六五九、六〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	六五四、六〇〇	山口	五、五五六、〇五〇	二、〇八九、六五〇	三、四六〇、四〇〇
滋賀	四、〇八六、八五〇	一、八二三、〇五〇	二、二四三、八〇〇	和歌山	二、七九九、四五〇	一、二六一、〇五〇	一、五二八、四〇〇
岐阜	四、八四四、一〇〇	一、八九三、四〇〇	二、九五〇、七〇〇	徳島	二、四四七、四〇〇	一、三二六、六〇〇	一、一六二、八〇〇
長野	三、二四五、三五〇	一、六六八、三五〇	一、五七六、一五〇	香川	三、二四〇、〇〇〇	一、二〇四、九〇〇	一、〇三五、一〇〇
宮城	七七〇、〇〇〇	四五三、〇〇〇	三二八、〇〇〇	愛媛	二、〇八六、〇〇〇	九一七、〇五〇	五五七、〇五〇
福島	一、〇八六、九〇〇	六〇三、七〇〇	四八三、二〇〇	高知	一、二五三、一〇〇	六六六、〇五〇	五五七、〇五〇
岩手	一、一四六、九五〇	六一八、四五〇	五二八、五〇〇	福岡	四、六五三、六〇〇	二、六五三、二〇〇	二、〇七七、四〇〇
青森	一、二五四、一五〇	六八五、六〇〇	五七〇、八五〇	大分	二、六二三、二五〇	一、〇八二、二〇〇	一、五三一、〇五〇
山形	一、七五四、七〇〇	七七三、四〇〇	九八一、三〇〇	佐賀	一、九一七、五五〇	六九六、一〇〇	一、二二一、四五〇
秋田	二、三三五、六〇〇	一、〇一〇、四五〇	一、三二五、一五〇	熊本	四、〇八六、七〇〇	一、四四九、五〇〇	二、六四七、二〇〇
福井	四、五二七、一〇〇	一、六二一、八五〇	二、九一五、二五〇	宮崎	九三〇、〇〇〇	五二一、九〇〇	四一八、一〇〇
石川	二、三三五、八〇〇	八六一、三〇〇	一、四六二、五〇〇	鹿兒島	六六八、六五〇	三七五、五五〇	二九三、一〇〇
富山	三、四六六、一三〇	一、一二七、四〇〇	二、三三八、七五〇	沖縄	九五、二五〇	四五、二五〇	四五、〇〇〇
鳥取	一、八四四、三五〇	八九二、八五〇	九九二、四〇〇	北海道	四、九四一、八五〇	二、〇一七、八五〇	二、九二四、〇〇〇
島根	三、〇四二、八五〇	一、〇七一、三五〇	一、九七一、三五〇	臺灣	一、八二九、八五〇	一、〇四六、九〇〇	七六三、九五〇
岡山	三、九一七、二〇〇	一、五九九、八〇〇	二、三二七、四〇〇	計	三七三、一七二、一〇〇	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一七二、一七二、一〇〇
廣島	三、六〇一、九五〇	一、四六六、六五〇	二、一三五、一〇〇				

尙ほ本公債募入額中、拂込延滯の爲に額面三十二萬八千四百圓の失效ありたるを以て、發行確定額は一億九千九百六十七萬千六百圓となりたり。

第三款　特別發行（一時賜金代用交付）

明治三十九年法律第一號第一條に規定する臨時事件公債起債法定額三億六千三百萬圓の内、二億圓は前述の如く既に募集を了したるが、殘額の内論功行賞賜金充用の分約一億五千萬圓は、一般公衆より募集するを避け、國庫預金部の引受を以て隨時に之を發行するの計畫を立て、同年六月四日大藏省令第二十六號を以て之が發行規程を公布したり。

大藏省令第二十六號（明治三十九年六月四日）

第一條　臨時事件ニ關スル一時賜金ニ充ツル爲明治三十九年法律第一號ニ依リ隨時公債證書ヲ發行ス

第二條　本公債證書ノ發行價格ハ證券額面百圓ニ付九十五圓トス

第三條　本公債ノ利子ハ一時賜金發令ノ日ノ屬スル月ヨリ之ヲ附ス

第四條　明治三十九年大藏省令第八號臨時事件公債規程第二條乃至第五條ノ規定ハ本公債ニ之ヲ準用ス

而して預金部引受の證券は之を陸・海軍兩省に購入し、各受給者に給付することとなしたるが、各受給者をして永く此の恩澤を記念せしめ、他方證券の市場濫出を防止するため、政府は手續の簡單にして且つ最も確實安全なるの理由を以て、預金部又は郵便貯金に預入せしむることとなしたり。仍て大藏大臣は陸・海軍及遞信三大臣と協議し、郵便官署に公債證書の保護預りを爲すの方法を設け、卽ち高等文武官を除くの外、現物交付に代ふるに特別郵便貯金通帳及特別保管通帳を以てしたり（明治三十九年勅令第二百十一號、同第二百十二號、大藏省令第三十六號、同第三十七號）。而して右交付公債の發行高は、明治三十九年度一億千七十二萬二千九百五十圓、同四十年度一萬五百圓、同四十一年度千九百五十圓、合計一億千七十三萬五千四百圓なりとす。

第四款　收　支

本公債の中直接募集に依る分二億圓の募集金は、之を數回に分割して拂込ましめたるに、一方に於ては各拂込期に先ちて全額を繰上げ拂込みたる者あると同時に、他方に於ては拂込延滯の爲め申込の失效に歸したるものありて、結局國庫に實收したる額は一億八千九百六萬四千二百十八圓四十錢及延滯利子（雜收入繰入）二萬二千四百三十三圓六十四錢二厘なりき。而して申込失效額は前記の如く三十二萬八千四百圓にして、此の内拂込を爲したる金額は一萬七千二百十二圓五十錢、未拂込額は二十九萬五千二百六十七圓三十錢（價格以上差額二十四圓八十錢を含む）なりとす。尙ほ本公債の第二期に於て全額を繰上拂込みたる者に對しては、割引の特典を附與したるが、右割引方法に依り收入したる金額は、七千五百二十一萬六千六百二十七圓六十錢にして、其の割引額は六十三萬八千七百八十二圓四十錢なりき。

又一時賜金代用として交付したる公債額は、前款に記したるが如く一億千七十三萬五千四百圓にして、之が實收額は一億五百十九萬八千六百三十一圓なりしを以て、臨時事件公債全部の實收額は結局二億九千四百二十六萬二千八百四十九圓四十錢となれり。

右の實收金は、募集に係る分は、既記起債目的に從ひて臨時軍事費特別會計に繰入れられて、各種の經費に充當せられ、又特別發行に係る分は一時賜金に代用交付せられたり。尙ほ「明治三十七八年戰後財政始末報告」に、本公債の拂込狀況及國庫收入額として載する所は、前記數字と小異あれども、大略

を知るに足るを以て、左に之を轉載す。

（一）拂込狀況（公募の分）

拂込額定額	拂込額					割引額	失效による缺損額
	通常拂込	繰上拂込	延滯拂込	計			
一九〇、〇〇〇、〇〇〇円	一三六、五四三、八六六・四七五	三六、五五五、〇〇四・五五〇	一三、九八八、〇九四・〇七五	一八九、〇六五、九七五・一〇〇		六三八、七八二・四〇〇	二九五、二四二・五〇〇

（二）國庫收入額（同　上）

賞敎すべき額		賞敎したる額			
發行價格に依る拂込金	發行價格以上差金	計	發行價格に依る拂込金	發行價格以上差金	拂込濟失效額	計	實收すべき額と實收したる額との差
一九〇、〇〇〇、〇〇〇円	一五、四八〇・六〇〇円	一九〇、〇一五、四八〇・六〇〇円	一八九、〇四八、七六二・六〇〇円	一五、四五五・八〇〇円	一七、三二〇・五〇〇円	一八九、〇八一、四三〇・九〇〇円	九三四、〇四九・七〇〇円

第五款　債還及支拂

（一）元　金

本公債元金は明治三十九年より五箇年据置、其の翌年より向ふ二十五箇年（昭和十一年迄）以内に償還せらるべきものなり。仍て政府は据置經過直後の明治四十四年十二月十五日を以て第一回抽籤償還を爲し、爾來八回に亙り合計一億八百四十萬七百五十圓の償還を實行したり。又据置年限に拘束せられざる國債證券買入銷却法に依りては、明治四十一年三月以來昭和元年度末に至る迄實に百數十回に亙り、合計八千百十五萬九千二百五十圓を買入銷却したり。即ち抽籤償還及買入銷却の合計額は一億八千九百五十六萬圓に達したるを以て、昭和元年度末現在に於ける未償還額は一億二千八十四萬七千圓にして、之が内譯は左の如し。

第號（公　募）	九四、〇九五、六五〇■
第號（一時賜金代用）	二六、七五一、三五〇
合計	一二〇、八四七、〇〇〇

次に各年度の償還額及支拂額を表示すれば左の如し。

年度	償還額	支拂額	買入價格差減（＊增）額	時效完成額	年度末支拂未濟額
	円	円	円	円	円
明治四〇	九、七六八、三五〇	八、九九、八九一・七一五	九四八、六〇八・二六五	—	—
四二	一〇、一八〇、六五〇	一〇、三八四、一五一・四〇〇	＊二〇三、三〇一・四〇〇	—	—
四三	一〇、二九七、一五〇	一〇、五九四、〇〇三・一〇〇	＊二九六、八五三・一〇〇	—	—
四四	二〇、三三五、一〇〇	一八、四三九、九三三・七五〇	一、一六五・三〇〇	—	—
大正元	二〇、〇九九、七五〇	二〇、四六八、九八五・一〇〇	九六・一五〇	—	—
二	三一、四三六、三〇〇	二八、七六八、六五三・七六〇	三二、四三三・四七五	—	—
三	六〇、三二一、八三〇	五九、三三〇、二八四・九四〇	二、四六六、〇〇二・三六〇	—	—
四	六、三〇〇	一、四四四、三二七・六三〇	二七・三六〇	—	—
五	六、〇〇〇	六、二七、二三九・四三〇	一〇・三六〇	—	—
六	二一、〇四〇	七五、四一六・八〇〇	—	—	—
七	一、九三〇	一八、四三〇・〇二〇	一・二四〇	—	—
八	四七、一四〇	七四、五九七・三五〇	—	—	—
九	三、三〇〇	四七、三六二・三五〇	—	—	—
一〇	二、一四〇	七、七三七・八〇三	二・一九三	—	—

大正一一	一、七五〇円	四、五八八・七五〇円	三四三、二九八・三五三	一	一
一二	一〇、三一六、六〇〇	九、〇五三、八三七・八九七	二四八、四九三・四四〇	一	一
一三	二、七四〇、六五〇	二、五七六、三〇四・〇七〇	三九、四二八・〇六〇	一	一
一四	六三九、三五〇	六八一、三六八・一九〇	一八五、二〇九・九四四	一三三、六七・五〇〇	一、〇四四・五〇〇
昭和元	一三、六一四、〇五〇	一一、八七五、三三・八〇六	三、七四四、七一〇・六三	一三三、六八七・五〇〇	二、五六三、七八・〇〇〇
合計	一八九、五六〇、〇〇〇	一八三、三六二、四五六・一六三			

（備考）年度別各段を通じて數字の吻合せざるは、後年度に於て訂正せしものあるに因る。

（二）利子

臨時事件公債の利率は年五分にして、利子は毎年六月及十二月に於て各前半箇年分を支拂ふものとす。第一期利子額及利子の起算點に關しては、發行規程に夫々之を規定したり（省令第八號第二十條、省令第二十六號第三條）。左に明治三十九年度以降昭和元年度に至る年度別利子支拂額を表示すべし。

年度	利子支拂額	年度	利子支拂額	年度	利子支拂額
明治三九	一二、一二〇、二一二・五〇〇円	大正二	一二、一三三、〇三一・〇六〇円	大正九	七、六七四、五九〇・七三〇円
四〇	一六、四九二、〇三三・一二五	三	一〇、〇一六、三三〇・一九二	一二	七、一九六、七七一・一九〇
四一	一四、六八一、四一三・七五〇	四	七、五〇五、〇六四・七九〇	一三	六、九一九、九三〇・九八〇
四二	一六、一一一、〇七五・六二五	五	七、二七六、九一三・二六〇	一四	六、七七四、六〇四・二七〇
四三	一三、九七四、六二一・二五〇	六	七、三六〇、六九九・七九〇	昭和元	六、七五二、九四六・〇四〇
四四	一四、〇四一、七一〇・六二五	七	七、三三七、六〇八・七四〇		
大正元	一二、三九六、一七三・六五四	八	七、三二一、九三〇・〇七〇		

（備考）大正十、十一兩年度は震災のため資料喪失し、支拂額不明。

第四節　鐵道買收公債（甲號五分利公債）

第一款　起　因

鐵道國有は日露戰爭直後帝國の財政甚だ多端の秋に方り、敢て巨億の費を投じて斷行したる一大國策にして、一方全國の鐵道を統一して運輸の利便を圖ると共に、他方軍事上必須の要求に應ぜんとしたるものなり。鐵道買收公債は此の鐵道國有の方針に從ひ、私設鐵道の買收に當りて其の買收代價に代へて發行交付したるものにして、其の基く所は鐵道國有法及京釜鐵道買收法にあり。今此の兩法の全文を掲ぐれば左の如し。

鐵道國有法（明治三十九年三月三十一日法律第十七號）

第一條　一般運送ノ用ニ供スル鐵道ハ總テ國ノ所有トス但シ一地方ノ交通ヲ目的トスル鐵道ハ此ノ限ニ在ラス

第二條　政府ハ明治三十九年ヨリ明治四十八年迄ノ間ニ於テ本法ノ規定ニ依リ左ニ掲クル私設鐵道株式會社所屬ノ鐵道ヲ買收スヘシ

一　北海道炭礦鐵道株式會社
一　北海道鐵道株式會社
一　日本鐵道株式會社
一　岩越鐵道株式會社

一　北越鐵道株式會社
一　甲武鐵道株式會社
一　總武鐵道株式會社
一　房總鐵道株式會社
一　七尾鐵道株式會社
一　關西鐵道株式會社
一　參宮鐵道株式會社
一　京都鐵道株式會社
一　西成鐵道株式會社
一　阪鶴鐵道株式會社
一　山陽鐵道株式會社
一　德島鐵道株式會社
一　九州鐵道株式會社

前項ニ掲ケタル各會社ハ他ノ私設鐵道株式會社ト合併シ又ハ他ノ私設鐵道株式會社ノ鐵道ヲ買收スルコトヲ得ス

第三條　前條ニ掲ケタル各鐵道買收ノ期日ハ政府ニ於テ之ヲ指定ス

第四條　政府ハ兼業ニ屬スルモノヲ除クノ外買收ノ日ニ於テ會社ノ現ニ有スル權利義務ヲ承繼ス但シ會社ノ株主ニ對スル權利義務、拂込株金ノ支出殘額竝收益勘定、積立金勘定及雜勘定ニ屬スルモノハ此ノ限ニ在ラス

第五條　買收價額ハ左ニ掲クルモノトス

一　會社ノ明治三十五年後半期乃至明治三十八年前半期ノ六營業年度間ニ於ケル建設費ニ對スル益金ノ平均割合ヲ買收ノ日ニ於ケル建設費ニ乘シタル額ヲ二十倍シタル金額

二　貯藏物品ノ實費ヲ時價ニ依リ公債券面金額ニ換算シタル金額但シ借入金ヲ以テ購入シタルモノヲ除ク

前項第一號ニ於テ益金ト稱スルハ營業收入ヨリ營業費、賞與金及收益勘定以外ノ諸勘定ヨリ生シタル利息ヲ控除シタルモノヲ謂ヒ益金ノ平均割合ト稱スルハ明治三十五年後半期乃至明治三十八年前半期ノ每營業年度ニ於ケル建設費合計ヲ以テ同期間ニ於ケル益金ノ合計ヲ除シタルモノノ二倍ヲ謂フ

第六條　借入金ハ建設費ニ使用シタルモノニ限リ時價ニ依リ公債券面金額ニ換算シ買收價額ヨリ之ヲ控除ス

會社カ鐵道及附屬物件ノ補修ヲ爲サス又ハ鐵道建設規程ニ依リ期限內ニ改築若ハ改造ヲ爲ササル場合ニ於テハ其ノ補修、改築又ハ改造ニ要スル金額ハ前項ノ例ニ依リ買收價額ヨリ之ヲ控除ス

第七條　資本勘定ニ屬スル支出ハ借入金ヲ以テシタルモノヲ除クノ外順次ニ建設費及貯藏物品ニ對シ之ヲ爲シタルモノト看做ス

借入金ノ支出ハ前項ノ支出ノ後ニ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第八條　會社カ明治三十八年前半期ノ營業年度末ニ於テ運輸開始後六營業年度ヲ經過シタル線路ヲ有セサル場合又ハ第五條第一項第一號ノ金額カ建設費ニ達セサル場合ニ於テハ政府ハ其ノ建設費以內ニ於テ協定シタル金額ヲ以テ第五條第一項第一號ノ金額ニ代フ

第九條　左ニ掲クル場合ニ於テハ政府ハ審査委員ヲシテ決定ヲ爲サシムヘシ

一　權利義務ノ承繼ニ關シ又ハ計算ニ關シ會社ニ於テ異議アルトキ

二　前條ノ場合ニ於テ協定調ハサルトキハ會社ハ主務大臣ニ訴願ヲ爲スコトヲ得

審査委員ノ決定ニ對シ不服アルトキハ會社ハ主務大臣ニ訴願ヲ爲スコトヲ得

審査委員ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條　買收ノ執行ハ審査委員ノ審査中ト雖之ヲ停止セス

第十一條　會社カ買收ニ因リテ解散シタルトキハ主務大臣ハ解散ノ登記ヲ登記所ニ囑託スヘシ

第十二條　買收代價ハ買收ノ日ヨリ五箇年以內ニ於テ券面金額ニ依リ五分利付公債證書ヲ以テ之ヲ交付ス但シ五十圓未滿ノ端數ハ之ヲ五十圓トス

會社殘餘財產ノ分配ハ前項公債證書ヲ以テス

買收後公債證書ノ交付ヲ終ル迄ニ要スル清算人ノ職務ニ關スル會社ノ費用ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府之ヲ支辨ス

第十三條　政府ハ買收ノ日ヨリ公債證書交付ノ日ニ至ル迄買收價額ニ對シ一箇年百分ノ五ノ割合ニ相當スル金額ヲ從前ノ決算期每ニ會社ニ交付スヘシ

前項ニ依リ交付シタル金額ハ清算中ト雖主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ株主ニ配當スルコトヲ得

第十四條　政府ハ鐵道買收ノ執行ニ必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行ス

第十五條　政府ハ前條ニ依リ發行シタル公債及第四條ニ依リ承繼シタル債務ノ整理ニ必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ利率、募集ノ方法、規約、據置年限及償還年限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條　前二條ノ公債ニ關シテハ本法ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外整理公債條例ヲ適用ス

第十七條　第五條第一項第二號及第六條ニ規定シタル公債時價ハ買收期日前六箇月間ニ於ケル帝國五分利公債ノ平均相場ニ依ル

前項平均相場ハ日本銀行ノ證明ニ依リ政府之ヲ定ム

第十八條　買收ヲ受クヘキ會社カ兼業ヲ營ム場合ニ於テハ其ノ兼業ニ屬スル資產ヲ併セテ買收スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ買收價額ハ協定ニ依ル

第九條乃至第十六條ノ規定ハ本條ノ場合ニ之ヲ準用ス

附　則

第二條ニ掲クル會社ノ本法發布以後ニ於ケル貯藏物品ノ購入、建設費ノ增減及債務ノ負擔ニ付テハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

前項ノ認可ヲ受ケサルモノニ付テハ政府之ヲ承繼セス但シ政府ハ其ノ額ヲ査定シ又ハ相當ノ補償ヲ徴シテ之ヲ承繼スルコトヲ得

（大正九年八月法律第四十七號を以て本法第十五條、第十六條及第十八條第三項を削除す。但し元金の消滅時效に付ては仍從前の例に依ることとせり。）

京釜鐵道買收法（明治三十九年三月三十一日法律第八十號）

第一條　政府ハ本法ノ規定ニ依リ明治三十九年ニ於テ京釜鐵道株式會社所屬ノ鐵道ヲ買收スヘシ

買收ノ期日ハ政府ニ於テ之ヲ指定ス

第二條　政府ハ買收ノ日ニ於テ會社ノ現ニ有スル權利義務ヲ承繼ス但シ會社ノ株主ニ對スル權利義務竝收益勘定、積立金勘定及雜勘定ニ屬スルモノハ此ノ限ニ在ラス

第三條　買收價額ハ左ニ掲クルモノトス

一　拂込株金ノ六分ニ相當スル金額ヲ二十倍シタル金額

二　京仁線ニ於ケル明治三十五年後半期乃至明治三十八年前半期ノ六營業年度間ニ於ケル建設費ニ對スル益金ノ平均割合ヲ買收ノ日ニ於ケル建設費ニ乘シタル額ヲ二十倍シタル金額

前項第二號ニ於テ益金ト稱スルハ營業收入ヨリ營業費及收益勘定以外ノ諸勘定ヨリ生シタル利息ヲ控除シタルモノヲ謂ヒ益金ノ平均割合ト稱スルハ明治三十五年後半期乃至明治三十八年前半期ノ每營業年度ニ於ケル建設費合計ヲ以テ同期間ニ於ケル益金ノ合計ヲ除シタルモノノ二倍ヲ謂フ

第四條　會社ニ於テ塡補スヘキ社債發行ノ差損金ハ會社ノ負擔トス

第五條　左ニ掲クル金額ハ時價ニ依リ公債券面金額ニ換算シ買收價額ヨリ之ヲ控除ス

一　京仁線ヘ繰替使用シタル金額

二　京仁線ノ債務ニシテ政府ヘ返還スヘキ金額

前項第二號ノ金額ハ買收ノ日ヲ以テ年五分ノ單利利引法ニ依リテ之ヲ算定ス

第六條　會社カ鐵道及附屬物件ノ補修ヲ爲ササル場合ニ於テハ其ノ補修ニ要スル金額ハ前條第一項ノ例ニ依リ買收價額ヨリ之ヲ控除ス

第七條　權利義務ノ承繼ニ關シ又ハ計算ニ關シ會社ニ於テ異議アルトキハ政府ハ審査委員ヲシテ決定ヲ爲サシムヘシ

審査委員ノ決定ハ終局トス

審査委員ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條　買收ノ執行ハ審査委員ノ審査中ト雖之ヲ停止セス

第九條　會社カ買收ニ因リテ解散シタルトキハ主務大臣ハ解散ノ登記ヲ登記所ニ囑託スヘシ

第十條　買收代價ハ買收ノ日ヨリ二箇年以內ニ於テ券面金額ニ依リ五分利付公債證書ヲ以テ之ヲ交付ス但シ五十圓未滿ノ端數ハ之ヲ五十圓トス

會社殘餘財產ノ分配ハ前項公債證書ヲ以テス

第十一條　政府ハ買收ノ日ヨリ公債證書交付ノ日ニ至ル迄買收價額ニ對シ一箇年百分ノ五ノ割合ニ相當スル金額ヲ從前ノ決算期每ニ會社ニ交付スヘシ

前項ニ依リ交付シタル金額ハ清算中ト雖之ヲ株主ニ配當スルコトヲ得

第十二條　政府ハ買收ノ執行ニ必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行ス

第十三條　政府ハ前條ニ依リ發行シタル公債及第二條ニ依リ承繼シタル債務ノ整理ニ必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ利率、募集ノ方法、規約、据置年限及償還年限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條　前二條ノ公債ニ關シテハ本法ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外整理公債條例ヲ適用ス

第十五條　第五條ニ規定シタル公債時價ハ買收期日前六箇月間ニ於ケル帝國五分利公債ノ平均相場ニ依ル

前項平均相場ハ日本銀行ノ證明ニ依リ政府之ヲ定ム

（大正九年八月法律第四十八號を以て本法第十三條及第十四條を削除す。但し元金の消滅時效に付ては仍從前の例に依ることとせり。）

第二款　交付

右兩法律に基く鐵道買收公債の發行額は頗る莫大なるを以て、其の交付に就ては政府は最も愼重なる考慮を費し、各鐵道會社株主の利益を害せざる限度に於て、成るべく圓滑に之が發行を了し、以て市場金融の調節を破らず、又國債整理事業の進路に障礙を與へざらむことを期したり。故に買收決行後直に之が發行を爲さずして、特殊の事情あるもの又は事實止むを得ざるものに限り、會社の請求に應じ特に全部又は一小部分の公債を交付するに止め、唯京釜鐵道の分のみは、明治四十一年六月三十日を以て法定の交付期限滿了するに由り、之に對しては全部の交付を爲し、其の他の公債に就ては徐ろに時機の到來を待つこととしたり。此の時に當り國債整理の方針既に確立し、財政の基礎一層鞏固を加へたるが爲め、國債の信用漸次恢復せんとし、內外市場に於ける價格も自ら昂進の傾向を呈せり。是に於て大藏大臣は同年十月二日閣議の決定を經て、先づ三十九年度中の買收に係る各鐵道に對して、四十二年三月三十一日、四月三十日及五月三十一日の三期に分ちて交付することとし、先づ第一次の交付を試みたりしに、其の市場に及ぼす影響は敢て顧慮するに足らざりしのみならず、當時の市況は寧ろ第二次交付の續行に適すと認められしを以て、尋いで同年五月二十九日再び閣議を經て、四十年中の買收に係る各鐵道分を擧げて、同年六月三十日及七月三十一日の二期に分ち公債の交付を了したり。公債の交付方法に就ては努めて證券の市場に氾濫せざらむことを企圖し、阪鶴鐵道に屬する汽船代價相當の公債を除く外は、總て甲種登錄國債の形式を以て交付し、各會社が之を株主に分配するにも、成るべく現物授受を排し、登錄變更の形式に依ることと爲さしめ、以て證券の濫出を防制すると同時に、清算事務の便宜及各株主の利便を圖り、又登錄手數料に就ても或る事項を限り特に之を免除したり。斯くの如く交付の方法及時期に關し意を用ひたる結果、幸に市場を攪亂することなくして、茲に圓滿なる鐵道買收公債全部の交付を完結するを得たり。而して公債發行總額は四億七千六百三十一萬八千八百圓にして、其の各鐵道每の交付額及交付年月日等は左表の如し。

會社名	買收年月日	交付年月日	交付額	會社名	買收年月日	交付年月日	交付額
京釜	明治三九年七月一日	明治四一年六月三〇日	二〇、一二三、八〇〇円	甲武	明治三九年一〇月一日	明治四一年五月二五日	八〇〇、〇〇〇円
北海道炭礦	〃 一〇、一	〃 三、三	三〇、九九七、一〇〇			四二、三、三一	一三、七九九、五五〇

	年月日	計	年月日	計	年月日	計	合計
日本	明治五、二、一	四三、四、三〇	明治四、七、一五	四三、七、三一	明治四〇、九、一	一五〇、〇〇〇円	
岩越	〃〃〃	〃〃〃	〃〃〃	〃〃〃	〃〃〃	一二、二五六、〇五〇	
西成	〃一三、一	〃五、三一	〃〃〃	〃〃〃	〃〃〃	一二、四〇六、〇五〇	
山陽	〃〃〃	四一、四、三〇	〃〃〃	四一、六、三〇	〃〃〃	九六〇、四〇〇	
	〃〃〃	四三、五、三一	〃〃〃	四三、七、三一	〃〃〃	一〇〇、〇〇〇	
北海道	四〇、七、一	四三、六、三〇	〃〃〃	四一、一〇、三一	〃〃〃	九九四、三〇〇	
九州	〃〃〃	〃〃〃	〃〃〃	四三、七、三一	〃〃〃	一〇〇、〇〇〇	
北越	〃八、一	〃七、三一	〃〃〃	計	〃〃〃	五九七、二〇〇	
京都	〃〃〃	〃〃〃	〃〃〃		〃〃〃	六九七、二〇〇	
阪鶴	〃〃〃	四一、六、三〇	〃〃〃		〃〃〃	三〇、四三七、五五〇	
	〃〃〃	四三、七、三一	〃〃〃		〃〃〃	五、七二八、九五〇	
計		一四、五九九、五五〇円				四七六、三一八、八〇〇	
總武		一四二、五二三、六〇〇					
房總		二、四二二、〇〇〇					
七尾		一、八四六、九〇〇					
		一、五〇〇、〇〇〇					
		七五、一三九、二〇〇					
		七六、六三九、二〇〇					
德島		六、一三一、五〇〇					
		一一八、五〇八、一五〇					
西關		三、七二一、八〇〇					
		三、二九六、四〇〇					
參宮		二七三、六五〇					
		四、〇一〇、七〇〇					
合計		四、二八四、三五〇					

本公債の交付に當りては前述の如く、僅少の公債證書を發行したる外、原則として甲種登錄國債の形式を以てしたりしが、其の後に至り漸次證券の交付を請求する者續出し、明治四十二度年末に於ては左の如く證書發行額三億七千五百九十四萬六百圓、甲種登錄額は九千九百二十六萬四千五十圓となれり。

證券	甲種登錄債	還發行總額
三七五、九四〇、六〇〇円	九九、二六四、〇五〇円	一、一一四、一五〇円
		四七六、三一八、八〇〇円

本公債の證券は大日本帝國政府五分利公債證書を以てしたるが、之を他の五分利公債と區別するため記號に「甲」の字を冠し、又明治四十一年發行分は「ハ號」、同四十二年發行分は「ホ號」と爲せり。

第三款　償還及支拂

(一)　元金

鐵道買收公債の元金は發行の年より五箇年据置、即ち「ハ號」は大正二年、「ホ號」は大正三年より向ふ五十箇年、即ち「ハ號」は昭和三十七年、「ホ號」は同三十八年までに償還せらるべきものとす。而して大正末年に至る迄に抽籤償還を見たるは大正十二年五月二十五日の一回にして、其の額五百八十三萬二千二百圓に過ぎざるも、別に國債證券買入銷却法に據りて買入銷却したるもの、明治四十三年三月以降昭和元年度末に至る迄に百數十回に亙り、其の總額五千九十三萬九千五十圓に上りたり。此の內明治四十三年三月乃至六月に買入銷却したる三百三十九萬六千六百圓は、第一回四分利公債（百十四萬千三百五十圓）、及第二回四分利公債（二百十五萬五千二百五十圓）の應募拂込金に代用せられたるものとす。即ち抽籤買入の兩方法に據りて償還せられたる合計額は五千六百七十七萬千二百五十圓にして、從つて昭和元年度末に於ける未償還現在額は四億千九百五十四萬七千五百五十圓なり。其の內譯を示せば左の如し。

甲ハ號	四七、一九〇、八〇〇円
甲ホ號	三七二、三五六、七五〇
計	四一九、五四七、五五〇

次に各年度の償還額・支拂額及支拂未濟額は、大正十二年度以前に於ては何れも一般の五分利公債と合算せられて析別し難きを以て、茲には十三年度以降の分を表示すべし。

年度	債還額	支拂額	買入價格差減額	年度末支拂未濟額
	円	円	円	円
大正一二	—	—	—	六〇一、八九二、五〇〇
一三	一四、〇九五、七〇〇	一二、六三五、四八〇・二〇六	一、五八五、二九二・二九四	四七六、八二〇・〇〇〇
一四	二、五二八、六〇〇	二、三一二、五一七・〇三一	二四六、〇五〇・四六九	四四六、八五二・五〇〇
昭和元	六、九四七、五五〇	六、二八一、七三七・七五一	七一〇、九三九・七四九	四〇一、七二五・〇〇〇

（備　考）本公債には未だ時效完成額なし。

（二）利　子

本公債の利率は年五分にして、毎年六月及十二月の二回に支拂ふべく、期日に就きては特に之を定むることなし。各年度の支拂額は、大正十一年度迄は一般五分利公債と合算せられたるを以て之を除き、茲には十二年度以降の支拂額を表示すべし。

年度	利子支拂額	年度	利子支拂額
	円		円
大正一二	二二、七七四、八〇七・一七〇	大正一四	二一、四六八、五八九・七二〇
一三	二二、二〇三、七一四・一四〇	昭和元	二一、三四二、七二四・四八〇

第五節　四分利公債

第一款　緒　言

我國債は日露戰役中其の額俄に膨脹したるが、戰後に於ても引續き巨額の鐵道買收公債を發行したる爲め、今や空前の額に達し、其の間多少の整理償還を見たりと雖も、尙ほ明治四十三年一月末に於て內外債を合せて二十五億八千五百餘萬圓を算したり。而して此の內約六割三分は五分利付公債にして、從つて之に伴ふ年々の利子も約一億二千二百萬圓に上り、國民の負擔決して鮮少とせざりしが、今や我國が國際上に占むる地位・信用に顧み平均五分の國債利率は決して滿足すべからざるのみならず、之が低利借換を斷行して國民の負擔を輕減するは、戰後の財政整理上最も重要且つ緊急の事業なりと認められたり。即ち此等五分利付國債中、據置期限中の分を措き之を經過したる分に限るも、之を四分利付に借換ふるときは年々の支出を減ずべき額蓋し小少ならざるのみならず、借換の事業成功し、國債利率の一段低下するに於ては、自ら地方債其の他の債券利率の標準となり、一般金利亦之に隨伴して低下すべく、從つて民間資金の融通圓滑となり、各種事業の利潤を增進し、漸次國內產業の發展を來すべし。時恰も我國財政の基礎は漸く强固となり、國債政策の確立と一般金融の緩慢と相俟ちて、我國債市價は逐日昂騰の氣運を呈しつつあるの際なりしかば、政府は此の好機を逸せず、茲に據置期限を經過したる五分利付內國債の借換整理を斷行せんと企てたり。而して其の整理し得べき五分利付內國債は約五億九千五百萬圓の多額に上り、此の內には往年裏書を爲して外國に賣出

したるもの九千三百萬圓（軍事公債四千三百萬圓五分利公債五千萬圓）あり、又裏書なくして外國に輸出せられたりと認むべきもの六千七百萬圓ありたり。此等海外に流通する國債の償還財源は之を外國市場に求め、尙ほ其の外資の一部を以て國內流通の國債償還資金に充つることは、正貨の維持上及將來借換の便宜上最も得策なりとせられたり。斯くして政府は明治四十三年中に於て、內に在りては第一・第二回四分利公債各一億圓を、外に在りては四分利付佛貨公債四億五千萬法（一億七千四百十五萬圓）、第三回四分利付英貨公債千百萬磅（一億七百三十九萬三千圓）を募集し以て著々五分利公債の整理を實行し其の額約五億圓に達したり。四分利付佛貨公債及英貨公債に付ては別章外國債の部に之を述ぶべく、今以下兩回の內國債發行に就て說述すべし。

第二款　募集發行

第一項　第一回四分利公債

內國債借換の氣運熟するや、大藏大臣桂太郎は明治四十三年一月末先づ東西の諸銀行家を招待して政府の方針を說明し、新四分利公債の要件を提示して各銀行家の諒解を得る所ありたり。斯くて二月一日に至り、政府と銀行家との間に協議纏まり、東京及大阪の十五銀行は組合を組織し、新四分利公債の下受保證を爲すこととなれり。是れ從來の直接募集の方法に加味するに引受發行の方法を以てするの新例を開きたるものなり。右の銀行組合に加入したる十五行は左の如し。

東京側　横濱正金銀行　日本興業銀行　第一銀行　三菱銀行　十五銀行　三井銀行　安田銀行　第百銀行　第三銀行

大阪側　三十四銀行　住友銀行　山口銀行　鴻池銀行　北濱銀行　浪速銀行

斯くして準備整ひたれば政府は二月二日、內國債借換に關する聲明書を發表し、同時に四分利公債の要領及諸計算書を公表し、尋いで翌々四日に至り銀行團との間に契約書の調印成りたり。政府の聲明書及日本銀行に對する命令書並に銀行組合內部の規約書の全文を揭ぐれば次の如し。

『　內債借替に關する言明

高利の國債を借換へ低利の國債と爲し、以て國庫の負擔を輕減するは實に財政上の要務なり。故に歐米各國に於ては古來夙に高利國債の借換整理に腐心し、苟くも時機の乘ずべきものあらば借換の斷行に躊躇せずして、其成績大に觀るべき者あり。我國に於ても往年六分以上利付の各種國債を借換ふる爲め、五分利付整理公債を發行し、錯綜を極めたる諸種の高利國債を統一整理し、又近くは六分利付英貨公債及び國庫債券の借換を行ひ、財政上著大の效果を奏したるは、今尙世人の記憶に新たなる所なり。今や空前の戰役を經過し、我國債の額は俄然膨脹し、最近數次に行はれたる償還を以てしても、尙今日無慮二十五億八千五百有餘萬圓の巨額を算するに至り之に伴ふ每年度利子の所要額も約一億二千二百有餘萬圓の多きに上り、國民の負擔決して鮮しとせざるを以て、之が低利借換を實行して國庫の負擔を寡少ならしめ、併せて國民の負擔を輕減するは戰後の財政を整理する上に於て、最も重要なる事業たるのみならず、我國の最近國際上に占むるに至りし地位に鑑み、今日の國債利率の標準を以て滿足すべからざるは明かなる所なるを以て、政府は一昨年財政計畫を立つるに當り、深く此の點に留意し、國債の低利借換を以て重要

なる目的の一としたることは、內外の認識する所なり。而して今日內國債として現存する五分利付國債の未償還額を計算するに、裏書附公債を除き其總額十三億二千三百有餘萬圓にして、之に對する一ヶ年度利子所要額は凡そ六千六百有餘萬圓なるが故に、假に之を六十ヶ年滿期の四分利付國債に借換ふるものとせば、損益計算上發行價格を百に付九十五の割合とし、其發行價格差減額を各年の利子額に加へ、之を前記五分利付國債の利子年額に比較するに、借換に因り年々國庫の支出を減ずべき額は凡そ千十七萬圓の多きに及ぶべし。尙又內國公債の借換に止まらず、海外に現存する公債をも漸次低利に借換ふるに於ては、國庫の利益する所更に增加すべきを以て、借換事業の財政上に多大の效果を生ずる事は此一事を以て觀るも明なりとす。且つ夫れ市場に於ける一般金利は、金融の狀勢に應じて常に高低あるべきは勿論なりと雖も、借換の事一たび功を奏し、我が內國債の利率が四分を常態と爲すの曉に至ては、自ら地方債其他の債券利率の標準と爲り、一般投資觀念の變遷を來たし、一般金利の標準も之に隨伴して低下すべきは自然の趨勢なり。從つて民間資金の融通圓滑となり、各般事業の利益を增進し、內地產業の發展を來すべきは疑を容れず。是に依つて之を觀るに、國債の借換は獨り國庫の負擔を輕減し、財政上に資する所多きものあるのみならず、經濟上亦た裨益する所大なりと云ふべし。今や我國債の市價は財政の基礎鞏固なると、國債政策の確立したるに因るの外、金融緩慢の反響を受けて漸次昂騰の氣運に嚮ひ、既に額面以上に達し尙ほ將來上進の趨勢を呈せり。故に此の好機を逸せず玆に五分利付內國債を整理して四分利付のものと爲し、以て財政上及經濟上の利便を圖るは最も適切且つ緊要の措置なりと信ず。仍て先づ此際約一億圓の低利借換を試み、爾後相踵ぎて此計畫の遂行を努め、以て借換事業の完成を期せんとす。』

『　命令書　　日本銀行總裁男爵　松尾臣善

今般五分利付內國債借換ノ爲メ四分利公債一億圓ヲ募集スルニ付、其行ニ於テハ右ノ內二千五百萬圓ノ下請ヲ爲シ、且ツ殘額七千五百萬圓ノ下請ニ付、株式會社横濱正金銀行、株式會社日本興業銀行、三菱合資會社銀行部、株式會社三井銀行、株式會社十五銀行、株式會社第一銀行、株式會社第百銀行、合名會社安田銀行、株式會社第三銀行、合名會社鴻池銀行、株式會社浪速銀行、住友銀行、山口銀行、株式會社北濱銀行、株式會社三十四銀行ヲ以テ組織シタル下請銀行組合ト、左ノ趣旨ニ基キ契約ヲ締結スベシ。

一、銀行組合ハ公衆ノ應募額面總高ガ一億圓ニ滿タザルトキハ、前記下請額ノ割合ニ應ジ、其不足額ヲ引受クルノ責ニ任ズルコト

二、銀行組合ガ引受クベキ國債ノ應募價格ハ最低發行價格トスルコト

三、銀行組合ガ契約ニ違反シタルガ爲メ、政府ニ損害ヲ生ジタルトキハ、連帶シテ之ガ辨償ノ責ニ任ズルコト

四、日本銀行ハ銀行組合ガ本公債下請ノ責ニ任ジタル報酬トシテ、下請額ノ百分ノ一ニ相當スル下請料ヲ、其拂込完了ノトキニ於テ組合銀行ニ交付スルコト

下請總額ニ對スル下請料トシテ百萬圓ヲ其行ニ支給スルニ付キ、前項第四號ノ下請料ハ其內ヨリ之ヲ支出スベシ

明治四十三年二月四日

大藏大臣　侯爵　桂　太郎

『今般諸公債證書借換ノ廟算御確定相成候ニ付テハ、私共各銀行ニ於テ應募盡力可仕旨御示諭ノ趣謹承仕候。右者國債ノ利率革新ノ宏謨ト奉存候ニ付、各自其力ニ應ジテ盡瘁可仕候。就テハ右取扱ニ關シ各銀行ノ間ニ別紙ノ規約協定仕候間、御聞置相成度候。且此借換公債ノ引受保證仕候ニ付テハ、左記ノ要項豫メ御承認被下度候。依テ規約寫相添此段上申仕候也。

要　項

一、公債政策ニ關スル既定ノ方針ヲ鞏固ニ維持セラルル事

二、償還期限ニ達シ居ル諸公債ハ總テ低利ニ借換ル政府ノ方針ヲ、相當ノ方式ニテ世間ニ宣言セラルル事

三、郵便貯金ノ利率ハ速ニ引下ゲラルル事

四、向後公債償還ノ手續（日、論見書トモ）及時期ニ付テハ此組合ノ意見ヲ徵セラルル事

五、公債借換ノ實行ハ向後先ヅ此組合ニ協議セラルル事

以　上

明治四十三年二月五日

下請銀行組合幹事

第一銀行頭取　男爵　澁澤榮一

大藏大臣　侯爵　桂　太郎　殿

横濱正金銀行頭取　男爵　高橋是清』

（別　紙）

『　銀行組合內部ノ規約書

此度政府ニ於テ五分利付內國公債ヲ、四分以下ノ低利公債ニ借換ノ方針ヲ定メ、着手ノ第一トシテ此際新ニ四分利付公債額面壹億圓ノ發行ヲ爲シ、其收入ヲ以テ五分利付公債ノ償還ニ充當スル計畫ヲ立テラレ、下名ノ銀行者ニ下請組合ヲ作ルコトヲ慫慂セラレタルニ付、我等一同協議ノ上政府ノ計畫ヲ贊助シ、公債低利借換ノ事業ヲ首尾好ク成功ナラシムル目的ヲ以テ、下請組合ヲ作リ、玆ニ規約ヲ設ケ互ニ固ク守ル事ヲ誓フ。

第一條　下請額ハ其都度發行額ノ多少ニ依リ各銀行應分ニ引請クル事

第二條　組合銀行ハ各自下請ニ依テ分擔引受ヲ爲シタル公債發行價格以下ニテ他ニ賣渡サザル事

第三條　組合銀行ハ各自ノ下請高ヲ組合以外ノ資本者ニ再下請ヲ爲サシムルコトヲ得此場合ニ於テハ其組合銀行ハ再下請者ニ前條ノ取極メヲ嚴守セシムヘキ責任アルモノトス

第四條　組合銀行中分擔引受ヲ爲シタル公債ヲ發行價格以下ニテ賣却スヘキ必要ヲ生シタル時ハ其事情ヲ組合ニ申出其承諾ヲ得テ處分スルモノトス

第五條　前條ノ場合ニ當リ組合ニ於テ其公債ノ處分ヲ引受ルコトニ決定シタル時ハ賣却者ハ公債發行價格ヨリ下請料ヲ引去リタル價格ニテ公債ノ處分方ヲ組合ニ一任スルモノトス

第六條　組合銀行以外ニ於テ新公債ヲ發行價格以下ニテ市場ニ賣出スモノアルトキハ組合ハ之ヲ買取リ又ハ其筋ニ交渉シテ市價ノ維持ニ力ムルコト

第七條　第二回以下ノ借換ヲ發行スヘキ時機及金額ニ就テハ組合ニ於テ協議ノ末政府ニ交渉スルコトヲ怠ラサル事

第八條　組合銀行ハ其引受タル公債ノ賣却高ヲ毎週一回相互ニ報告スルコト

第九條　組合銀行代表者ヲ以テ協議會ヲ組織シ本組合ニ關スル諸般ノ協議ヲ爲スモノトス」

本組合ニ幹事二名ヲ置キ一切ノ事務ヲ統轄シ本組合ヲ代表セシムルコト

第十條　組合銀行中萬一本規約ニ違反シタル行爲アリタルトキハ幹事ハ協議會ヲ招集シ審査ノ上全會員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ除名ノ處分ヲ爲スコト

第十一條　本規約實施後二ヶ年ニ至リ開議社會ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ組合銀行ハ其筋ト協議シ此規約ヲ改定シ又ハ組合ヲ解散スルコト』

（本規約は二年後の明治四十五年二月に至り、大藏省及關係銀行間の協議に依り、形式上は之を廢止し、情意に於て存續することに決定せり。）

尋いで二月五日大藏省令第三號を以て公債規程を左の如く公布したり。

第一回四分利公債規程（明治四十三年二月五日大藏省令第三號）

第一條　政府ハ國債整理基金特別會計法第五條第一項ニ依リ公債一億圓ヲ募集ス

第二條　本公債ノ利率ハ一箇年百分ノ四トス

第三條　本公債ノ證券ハ大日本帝國政府四分利公債證書トシ其ノ額面金額ハ五十圓、百圓、五百圓、千圓、五千圓及一萬圓ノ六種トス

第四條　本公債ノ元金ハ明治四十三年ヨリ十箇年据置キ其ノ翌年ヨリ向五十箇年間ニ之ヲ償還ス

第五條　本公債ノ利子仕拂期ハ毎年六月一日及十二月一日トス

第六條　本公債初期ノ利子ハ全半箇年分ヲ附ス

第七條　本公債ノ發行價格ハ額面金額百圓ニ付其ノ最低ヲ九十五圓トス

第八條　本公債ノ應募申込期間ハ明治四十三年二月十九日ヨリ同月二十五日迄トス但シ取扱銀行ハ應募者ノ便宜ニ由リ二月十九日前ト雖申込ヲ受クルコトヲ得

第九條　本公債ノ應募者ハ應募高、應募價格及住所氏名ヲ詳記シタル申込書ニ申込高百圓ニ付五圓ノ保證金ヲ添ヘ之ヲ取扱銀行ニ提出スヘシ

前項ノ應募價格ニハ十錢位ニ滿タサル端數ヲ附スルコトヲ得ス

第十條　從前發行ノ五分利付國債證券又ハ五分利付登錄國債ハ左ニ掲クル代用價格ヲ以テ計算シ本公債應募拂込ノ現金ニ代用スルコトヲ得

		額面金額又ハ登錄金額百圓ニ付
一	六月、十二月及五月、十一月利拂ノモノ	百二圓
二	三月、九月利拂ノモノ	同　上　百圓七十五錢

無記名國債證券ノ附屬利札中明治四十三年五月以降ノ利拂期ニ屬スルモノ欠缺セルトキハ前項各號ノ代用價格中其ノ欠缺利札ニ於ケル利子相當ノ金額ヲ控除ス

第一項ノ國債ニシテ既ニ當籤又ハ滿期等ニ因リ元金償還期日ノ到來シタルモノハ應募拂込

ノ現金ニ代用スルコトヲ得ス

第十一條　國債證券又ハ登錄國債ヲ以テ本公債應募拂込ノ現金ニ代用セムトスル者ハ應募申込ノ際國債證券ニ在リテハ其ノ名稱、額面金額種類及枚數ヲ登錄國債ニ在リテハ其ノ種別、金額、記號、番號及記名ヲ豫告シ又ハ該國債證券ヲ取扱銀行ニ預託シ置クコトヲ要ス

前項ニ依リ甲種國債登錄簿ノ登錄國債代用ノ豫告ヲ爲シ又ハ代用證券ヲ預託スル場合ニ於テハ保證金ヲ納ムルコトヲ要セス

第十二條　本公債ノ應募高、募集豫定額ヲ超過スルトキハ其ノ應募價格ノ高キモノヨリ順次之ヲ採リ募集豫定額ニ滿ツルニ至リテ止ム

第十三條　國債證券又ハ登錄國債ヲ以テ本公債應募拂込ノ現金ニ代用スル者ノ應募高ハ優先ニ募入セラルルモノトス

第十四條　本公債ノ應募申込ニ對スル募入ノ決定ハ明治四十三年三月五日迄ニ之ヲ爲シ取扱銀行ヨリ其ノ旨ヲ應募者ニ通知ス

第十五條　前條ニ依リ募入決定ノ通知ヲ受ケタル者ハ左ノ區別ニ從ヒ募入高ニ對スル現金ヲ取扱銀行ニ拂込ムヘシ但シ第一期拂込ハ保證金ヲ以テ之ニ充ツ

第一期　明治四十三年三月五日　金五圓（募入高百圓ニ付）

第二期　同年同月十五日　金二十圓（同上）

第三期　同年四月一日　金二十圓（同上）

第四期　同年五月二日　金五十圓（同上）

最低發行價格ヨリモ高キ價格ヲ以テ申込ヲ爲シタル者ハ第二期拂込ト共ニ其ノ差額ヲ拂込ムヘシ

第十六條　取扱銀行ハ應募者ノ便宜ニ由リ前條第一項ノ各拂込期日前ト雖モ其ノ拂込ヲ受クルコトヲ得

應募者ハ第二期以後ニ於テ後ノ一期又ハ數期分ヲ前期ニ繰上ケ拂込ヲ爲スコトヲ得

第十七條　無記名國債證券又ハ乙種國債登錄簿ノ登錄國債代用ノ豫告ヲ爲シタル者ハ募入決定ノ通知ヲ受ケタルトキ直ニ其ノ證券ヲ取扱銀行ニ提供スヘシ此ノ場合ニ於テハ第十五條第一項但書ノ規定ニ拘ラス保證金ヲ還付ス

代用ノ豫告ヲ爲シタル甲種國債登錄簿ノ登錄國債及預託シタル國債證券ハ第一期ニ於テ現金ノ拂込ニ代用納付シタルモノト看做ス

第十八條　本公債應募拂込ノ現金ニ代用スル國債證券又ハ登錄國債ノ代用價額カ拂込ムヘキ現金ノ額ヲ超過スルトキハ前條第一項ニ該當スルモノニ在リテハ國債證券提供ノ時ニ於テ、同條第二項ニ該當スルモノニ在リテハ第二期ニ於テ該超過額ニ相當スル現金ヲ拂戻スモノトス但シ現金ノ拂戻ハ五十圓ヲ限度トス

第十九條　本公債應募金ノ拂込ヲ延滯シタル者ハ拂込期限ノ翌日ヨリ現拂込ノ日マテ拂込金百圓ニ付日歩四錢ノ割合ヲ以テ利子ヲ納ムヘシ

前項拂込ヲ延滯シタル者カ拂込期限後三箇月以內ニ拂込ヲ爲ササルトキハ之ニ對スル應募ノ申込ヲ無效トシ既ニ拂込ミタル金額ハ之ヲ政府ノ所得トス

國債證券代用ノ報告ヲ爲シタル者ニ付テハ第二期ヲ以テ拂込期限ト看做シ前二項ヲ準用ス

第二十條　代用ノ豫告ヲ爲シ又ハ預託ヲ爲シタル國債證券又ハ登錄國債ニ付テハ新規登錄、登錄變更、登錄簿移記、登錄除却及所管店轉換ノ取扱ヲ爲サス但シ相續、遺贈、强制執行又ハ氏名變更ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十一條　本公債ノ應募者第二期ノ拂込ヲ爲シタルトキハ假證券ヲ交付シ拂込完了ノ上之ト引換ニ本證券ヲ交付ス但シ國債規則第二十五條ニ依リ甲種國債登錄簿ニ登錄ノ請求ヲ爲シタル者ニ對シテハ假證券ト引換ニ登錄濟證書ヲ交付ス

前項ノ規定ハ第二期以前ニ拂込ヲ完了シタル場合ニ之ヲ準用ス但シ國債規則第二十五條ニ依リ甲種國債登錄簿ニ登錄ノ請求ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本公債は豫定の如く二月十九日を以て應募申込の受理を開始し、同二十五日を以て之を締切りたり。之より先政府は借換に關する各種の計算を發表して、新公債應募の有利なるを示したるのみならず、同時に供託公債乘替の便法を制定し（四月五日大藏省令第五號）、又二月十六日には第二回國庫債券一千萬圓の償還を發表して、借換の外に續々現金償還を決行することを暗示し、一方下引受組合に於ても株式仲買人（小池國三・福島浪藏・神田鑑藻）の申込に依り、二月十二日各自の引受分擔額より五百萬圓の再引受を爲さしむることに決し、續いて締切前日たる二月二十四日に至り他の一般株式仲買人に對しても、應募取次を爲す者には百圓に付十二錢五厘の手數料を支出することとなりしかば、前記三名を除きたる仲買人二十名は各自百萬圓宛を醵出し、都合二千萬圓の現金應募を爲すこととなれり。

締切の結果は應募申込總高一億八千七十七萬四千四百圓に達せしが、其の內譯は次の如くなりき。

現金應募高　一一二、〇九一、三〇〇圓

內　價格以上應募（最高一〇一圓一〇〇　最低九五圓一〇〇）　二、五七四、四五〇

最低價格應募　一〇九、五一六、八五〇

五分利公債代用應募　六八、六八三、一〇〇

合計　一八〇、七七四、四〇〇

之を申込金額に依りて分類すれば左の如し。

種別	二百圓以下	千圓以下	一萬圓以下	十萬圓以下	十萬五十圓以上	計
最低價格申込現金	二四五口	三〇一口	一三九口	四三口	五一口	七七九口
同代用	七四四	九五、八〇〇	四、〇六〇、三〇〇	三五〇	一〇六、一四九、〇〇〇円	一〇九、五一六、八五〇円
計	九八九	一、三〇三	一、二二八	三九三	四、一七三	一、一七四、四三二、二五〇
最低價格以上申込現金	二六三	三二九	一五二	三四	三	四八五、〇〇〇
同代用	一二五	二〇三	一九九	八六	二	四〇三、七〇〇
計	三八八	五三二	三五〇	一二〇	五	八八七、七〇〇
合計	一、三七七	一、八三三	一、七七七	五、八九二、六〇〇	一三六	一五六、三七三、五五〇

次に應募者の種類別に表示すれば左の如し。

種別	一萬圓未滿 口數	一萬圓未滿 金額	一萬圓以上 口數	一萬圓以上 金額	五萬圓以上 口數	五萬圓以上 金額	十萬圓以上 口數	十萬圓以上 金額	計 口數	計 金額
官廳	七三	一一七、五〇〇円	一五	四〇三、〇〇〇円	七	四一三、四五〇円	七	三五、〇〇三、八〇〇円	一〇一	三五、九三四、七五〇円
公共團體	二三四	二八、七五〇	一七	二八七、九五〇	五	三六一、二〇〇	七	七、四七〇、九〇〇	二六三	八、三三八、八〇〇
學校	四	一一、九五〇	—	—	—	—	—	—	四	一一、九五〇
社寺	二三	三〇、二〇〇	—	—	—	—	—	—	二三	三〇、二〇〇
銀行	三二六	九八五、四五〇	一三九	二、九四九、三五〇	三八	二、五七七、五五〇	五六	六七、八三一、六五〇	五五九	七四、三四四、〇〇〇
會社	一一六	三三〇、四〇〇	五五	一、二五六、一五〇	二〇	一、二八四、三〇〇	一八	五、八八七、三五〇	二〇九	八、七四八、二〇〇
其他の法人及團體	三九	八三、一〇〇	九	二二二、四五〇	二	一七七、九五〇	五	九、〇七〇、一〇〇	五五	九、五四三、六〇〇
個人	三、九五〇	四、五七三、九〇〇	一六八	三、一二九、三五〇	二一	一、一八九、八〇〇	二一	四、二〇八、二五〇	四、一六〇	一三、一〇一、三〇〇
公債賣買業者	六五	一七三、五〇〇	二	三九六、九〇〇	八	五九三、三〇〇	四一	二八、六九五、四五〇	一三五	二九、八五八、一五〇
外國人	三	九、三五〇	一	一〇、八〇〇	—	—	一	一〇六、〇五〇	五	一二六、二〇〇
不明（海外取扱）	三四	八七、七五〇	一三	二三一、三〇〇	六	四一八、二〇〇	—	—	五三	七三七、二五〇
合計	四、八六六	六、六二〇、八五〇	四三七	八、八七六、二五〇	一〇七	七、〇二四、七五〇	一五六	一五八、二七三、五五〇	五、五六六	一八〇、七七四、四〇〇

尚ほ本公債應募金に代用せられたる公債證券の種類及額面を示せば左の如し。

證券種類	額面總額
海軍公債	一、〇九七、四〇〇円
整理公債	一一、二四一、五五〇
軍事公債	四、九四六、四〇〇
五分利公債	六、八六一、二〇〇
甲號五分利公債	一、一四一、三五〇
乙號五分利公債	一、〇一七、五〇〇
臺灣事業公債	二五〇円
臨時事件公債	一〇、三六八、七五〇
第二回發行國庫債券	一八、二一九、六〇〇
第三回發行國庫債券	八、八〇五、四五〇
煙草專賣法國庫債券	七六八、〇五〇
計	六四、四六七、五〇〇

而して右應募額中募入せられたるは一億圓にして、殘額八千七十七萬四千四百圓は募入外れとなり、又募入額中九百圓は後に失效となりたれば、發行確定高は九千九百九十九萬九千百圓なりとす。

應募額及募入額を地方別に見れば左表の如し。

地方	申込口數	應募額	募入額	募入外れ額
東京	一、一五〇	一四七、〇三七、〇五〇円	七二、〇六〇、九〇〇円	七五、九七六、一五〇円
京都	二六四	九〇一、七〇〇	八八二、九五〇	一八、七五〇
大阪	八四〇	一五、〇四〇、八五〇	一一、六一四、三〇〇	三、四二六、五五〇
神奈川	一八七	一、七八八、三五〇	一、七七六、八五〇	一一、五〇〇
兵庫	九四	一、三一一、〇〇〇	一、二五六、四〇〇	五四、六〇〇
長崎	一八	一九六、五五〇	一五四、六五〇	四一、九〇〇
新潟	七八	三〇七、六五〇	二八七、四五〇	二〇、二〇〇
埼玉	一〇〇	二八五、七〇〇	二八二、三五〇	三、三五〇
群馬	五九	一一〇、七〇〇	一一〇、〇〇〇	七〇〇
千葉	八三	二四六、三五〇	二四三、七五〇	二、六〇〇
茨城	四一	一六一、八五〇	一四四、〇五〇	一七、八〇〇
栃木	三七	一八二、一〇〇	一八一、八五〇	二五〇
奈良	三一	一四〇、九五〇	一三八、四五〇	二、五〇〇
三重	一五九	五二四、〇〇〇	五〇三、二五〇	二〇、七五〇
愛知	二九四	二、八四〇、九五〇	二、八三三、五〇〇	七、四五〇
靜岡	一三一	五一六、四〇〇	四八二、七〇〇	三三、七〇〇
山梨	六四	二六九、四五〇	二六三、六五〇	五、八〇〇
滋賀	一七三	三〇三、一五〇	二七〇、九五〇	三二、二〇〇
岐阜	一八二	三〇一、二五〇円	二四八、五〇〇円	五二、七五〇円
長野	一一三	一〇四、九〇〇	九八、六五〇	六、二五〇
宮城	六三	七三三、五〇〇	六八〇、一五〇	五三、三五〇
福島	八二	三一六、九五〇	三一六、〇五〇	九〇〇
岩手	三三	三四一、四〇〇	三三五、九〇〇	五、五〇〇
青森	一五	五二、二〇〇	五一、〇五〇	一、一五〇
山形	三三	八五、六五〇	八四、六〇〇	一、〇五〇
秋田	三七	一二七、五五〇	一二〇、一五〇	七、四〇〇
福井	一〇五	二六六、三〇〇	二六二、九五〇	三、三五〇
石川	一七三	一五八、六五〇	一四一、八五〇	一六、八〇〇
富山	六一	二二六、七五〇	二二五、一五〇	一、六〇〇
鳥取	八	三四、三五〇	三〇、八五〇	三、五〇〇
島根	三一	二七、〇〇〇	二三、四〇〇	四、六〇〇
岡山	一三〇	二〇六、九〇〇	一七五、六〇〇	三一、三〇〇
廣島	八一	四〇九、一〇〇	三八五、九五〇	二三、一五〇
山口	一一三	四五九、〇〇〇	四三七、八五〇	二一、一五〇
和歌山	三九	二二八、八五〇	二二六、八〇〇	二、〇五〇
徳島	五四	六二、七五〇	六〇、七五〇	二、〇〇〇

香川	三七	一九二、〇〇〇	一九一、二〇〇	八〇〇
愛媛	四三	二九四、四〇〇	二三六、四五〇	五七、九五〇
高知	三七	三一四、二五〇	三一三、二〇〇	一、〇五〇
福岡	一一六	二五九、九五〇	二五五、一〇〇	四、八五〇
大分	三〇	二二四、五五〇	一九七、五五〇	二七、〇〇〇
佐賀	一五	八六、七五〇	八六、七五〇	—
熊本	四九	七六、一〇〇	六七、三五〇	八、七五〇
宮崎	六	一一、三〇〇	一一、三〇〇	—
鹿兒島	一〇	一三、三五〇	一三、一〇〇	二五〇
沖繩	二	三〇〇	二五〇	五〇
北海道	七三	九九三、一五〇	九八三、〇五〇	一〇、一〇〇
臺灣	四	二、〇〇一、五〇〇	一、二五一、五〇〇	七五〇、〇〇〇
韓國	二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	—
計	五、五六六	一八〇、七七四、四〇〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	八〇、七七四、四〇〇

更に應募價格別の募入額及實收額を表示すれば左の如し。

應募價格	募入額 普通應募	募入額 代用應募	計	實收額
一〇一・一〇〇円	三〇〇円	—円	三〇〇円	三〇三・三〇〇円
一〇〇・〇〇〇	五〇〇	—	五〇〇	五〇〇・〇〇〇
九九・五〇〇	二〇〇	—	二〇〇	一九九・〇〇〇
九九・〇〇〇	一、六〇〇	二〇〇	一、八〇〇	一、七八二・〇〇〇
九八・〇〇〇	二、一〇〇	—	二、一〇〇	二、〇五八・〇〇〇
九七・五〇〇	二〇〇	—	二〇〇	一九五・〇〇〇
九七・〇〇〇	一、四五〇	—	一、四五〇	一、四〇六・五〇〇
九六・五〇〇	一、〇〇〇	—	一、〇〇〇	九六五・〇〇〇
九六・二〇〇	七〇〇	—	七〇〇	六七三・四〇〇
九六・〇〇〇	二一、七五〇	六、九五〇	二八、七〇〇	二七、五五二・〇〇〇
九五・七〇〇円	二、七〇〇円	三、〇〇〇円	五、七〇〇円	五、四五四・九〇〇円
九五・六〇〇	四四、〇〇〇	—	四四、〇〇〇	四二、〇六四・〇〇〇
九五・五〇〇	八五、一〇〇	二七、二五〇	一一二、三五〇	一〇七、二九四・二五〇
九五・四〇〇	三三、八〇〇	四〇、三五〇	七四、一五〇	七〇、七三九・一〇〇
九五・三〇〇	六九、五五〇	二一、七五〇	九一、三〇〇	八七、〇〇八・九〇〇
九五・二〇〇	三三三、六〇〇	一九四、二〇〇	五二七、八〇〇	五〇二、四六五・六〇〇
九五・一〇〇	一、九七五、九〇〇	三、四七四、〇〇〇	五、四四九、九〇〇	五、一八二、八五四・九〇〇
九五・〇〇〇	二八、七四二、四五〇	六四、九一五、四〇〇	九三、六五七、八五〇	八八、九七四、九五七・五〇〇
合計	三一、三一六、九〇〇	六八、六八三、一〇〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	九五、〇〇八、四七三・三五〇

（備考）本表には募入後の失效額九〇〇圓、及之に對する實收豫定額八五五圓を包含す。

本公債に依り國庫に實收したる金額は九千五百萬七千六百十八圓三十五錢にして、內五分利公債代用額を除きたる殘額約三千萬圓と、明治四十三年度國債整理基金中元金償還に充當すべき金額六千八十萬圓の內二千萬圓を加へ、合計五千萬圓を以て、海軍公債の未償還額約七百萬圓、整理公債中約四千三百萬圓を償還したり。

第二項　第二回四分利公債

第一回四分利公債の募集に就ては豫期の如く好成績を擧げることを得たれば、政府は當初の計畫を進め更に第二回の募集を試みんと決し、大藏大臣は同年三月九日引受銀行の代表者を官邸に招集して腹案を示す所ありたり。即ち第一回發行に得たる現金約三千萬圓を以て既發行の公債を償還すると同時に、新に四分利公債一億圓を募集せんとするものにして、右に對して銀行家中一時に二億圓發行說を主張する者ありしが、大勢は經濟界に激變を與へざらんとの主旨より一億圓說に決定し、其の他全部政府案を承認することとなりたり。斯くて翌十日更に日本銀行に於て政府當局と銀行代表者の會合行はれ、應募取扱方法に就き協議決定する所あり。仍て大藏大臣は三月十一日大藏省告示第三十號を以て、海軍公債全部七百餘萬圓及整理公債四千三百萬圓償還の件を公示し、又同十五日大藏省令第七號を以て第二回四分利公債規程、同第八號を以て寄託又は供託に係る國債證券の國債募集金代用に關する特別取扱規程を公布し、越えて同二十三日遞信省令第七號を以て、郵便貯金預け人四分利公債應募取扱規則を公布したり。

第二回四分利公債規程の全文は左の如し。

第二回四分利公債規程（明治四十三年三月十五日大藏省令第七號）

第一條　政府ハ國債整理基金特別會計法第五條第一項ニ依リ公債一億圓ヲ募集ス

第二條　本公債ノ利率ハ一箇年百分ノ四トス

第三條　本公債ノ證券ハ大日本帝國政府四分利公債證書トシ其ノ額面金額ハ五十圓、百圓、五百圓、千圓、五千圓及一萬圓ノ六種トス

第四條　本公債ノ元金ハ明治四十三年ヨリ十箇年據置キ其ノ翌年ヨリ向五十箇年間ニ之ヲ償還ス

第五條　本公債ノ利子仕拂期ハ毎年三月一日及九月一日トス

第六條　本公債初期ノ利子ハ全半箇年分ヲ附ス

第七條　本公債ノ發行價格ハ額面金額百圓ニ付其ノ最低ヲ九十五圓トス

第八條　本公債ノ應募申込期間ハ明治四十三年四月四日ヨリ同月十一日迄トス但シ取扱銀行ハ應募者ノ便宜ニ由リ四月四日前ト雖申込ヲ受クルコトヲ得

第九條　本公債ノ應募者ハ應募高、應募價格及住所氏名ヲ詳記シタル申込書ニ申込高百圓ニ付五圓ノ保證金ヲ添ヘ之ヲ取扱銀行ニ提出スヘシ但シ官廳及公共團體ノ申込ニ付テハ保證金ヲ要セス

前項ノ應募價格ニハ十錢位ニ滿タサル端數ヲ附スルコトヲ得ス

第十條　從前發行ノ五分利付國債證券又ハ五分利付登錄國債ハ左ニ揭クル代用價格ヲ以テ計算シ本公債應募拂込ノ現金ニ代用スルコトヲ得但シ本令施行前ニ元金償還期日ノ既ニ到來シ又ハ確定シタルモノノ代用價格ハ其ノ元金額ニ利子ノ未拂金額ヲ加ヘタルモノニ依ル

一　六月、十二月利拂ノモノ　額面金額又ハ登錄金額百圓ニ付　百二圓九十錢

二　三月、九月利拂ノモノ　同　百一圓六十五錢

無記名國債證券ノ附屬利札中明治四十三年六月以降又ハ元金償還期日以後ノ利拂期ニ屬スルモノ欠缺セルトキハ前項ノ代用價格中其ノ欠缺利札ニ於ケル利子相當ノ金額ヲ控除ス

第十一條　國債證券又ハ登錄國債ヲ以テ本公債應募拂込ノ現金ニ代用セムトスル者ハ應募申込ノ際國債證券ニ在リテハ其ノ名稱、額面金額種類及枚數ヲ、登錄國債ニ在リテハ其ノ種別、金額、記號、番號及記名ヲ豫告シ又ハ該國債證券ヲ取扱銀行ニ預託シ置クコトヲ要ス

前項ニ依リ甲種國債登錄簿ノ登錄國債代用ノ豫告ヲ爲シ又ハ代用證券ヲ預託スル場合ニ於テハ保證金ヲ納ムルコトヲ要セス

第十二條　本公債ノ應募高、募集豫定額ヲ超過スルトキハ其ノ應募價格ノ高キモノヨリ順次之ヲ採リ募集豫定額ニ滿ツルニ至リテ止ム

第十三條　國債證券又ハ登錄國債ヲ以テ本公債應募拂込ノ現金ニ代用スル者ノ應募高ハ同一價格ニ於テ現金拂込ノモノニ對シ優先ニ募入セラルルモノトス

第十四條　本公債ノ應募申込ニ對スル募入ノ決定ハ明治四十三年四月十九日迄ニ之ヲ爲シ取扱銀行ヨリ其ノ旨ヲ應募者ニ通知ス

第十五條　前條ニ依リ募入決定ノ通知ヲ受ケタル者ハ左ノ區別ニ從ヒ募入高ニ對スル現金ヲ取扱銀行ニ拂込ムヘシ但シ第一期拂込ハ保證金ヲ以テ之ニ充ツ

第一期　明治四十三年四月十九日　金五圓（募入高百圓ニ付）
第二期　同　年五月三十日　金二十圓（同上）
第三期　同　年六月三十日　金二十圓（同上）
第四期　同　年八月十日　金五十圓（同上）

最低發行價格ヨリモ高キ價格ヲ以テ申込ヲ爲シタル者ハ第二期拂込ト共ニ其ノ差額ヲ拂込ムヘシ

第十六條　取扱銀行ハ應募者ノ便宜ニ由リ前條第一項ノ各拂込期日前ト雖其ノ拂込ヲ受クルコトヲ得

應募者ハ第二期以後ニ於テ後ノ一期又ハ數期分ヲ繰上ケ拂込ヲ爲スコトヲ得

第十七條　無記名國債證券又ハ乙種國債登錄簿ノ登錄國債代用ノ豫告ヲ爲シタル者ハ募入決定ノ通知ヲ受ケタルトキ直ニ其ノ證券ヲ取扱銀行ニ提供スヘシ此ノ場合ニ於テハ第十五條第一項但書ノ規定ニ拘ラス保證金ヲ還付ス

代用ノ豫告ヲ爲シタル甲種國債登錄簿ノ登錄國債及預託シタル國債證券ハ第一期ニ於テ現金ノ拂込ニ代用納付シタルモノト看做ス

第十八條　本公債應募拂込ノ現金ニ代用スル國債證券又ハ登錄國債ノ代用價額カ拂込ムヘキ現金ノ額ヲ超過スルトキハ前條第一項ニ該當スルモノニ在リテハ國債證券提供ノ時、同條第二項ニ該當スルモノニ在リテハ募入決定後該超過額ニ相當スル現金ヲ拂戻スモノトス但シ現金ノ拂戻ハ五十圓ヲ限度トス

第十九條　本公債應募金ノ拂込ヲ延滯シタル者ハ拂込期限ノ翌日ヨリ現拂込ノ日マテ拂込金百圓ニ付日歩三錢ノ割合ヲ以テ利子ヲ納ムヘシ

前項拂込ヲ延滯シタル者カ拂込期限後三箇月以內ニ拂込ヲ爲ササルトキハ之ニ對スル應募ノ申込ヲ無效トシ既ニ拂込ミタル金額ハ之ヲ政府ノ所得トス

國債證券代用ノ豫告ヲ爲シタル者ニ付テハ第二期ヲ以テ拂込期限ト看做シ前二項ヲ準用ス

第二十條　代用ノ豫告ヲ爲シ又ハ預託ヲ爲シタル國債證券又ハ登錄國債ニ付テハ新規登錄、登錄變更、登錄簿移記、登錄除却及所管店轉換ノ取扱ヲ爲サス但シ相續、遺贈、强制執行又ハ氏名變更ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十一條　本公債ノ應募者第二期ノ拂込ヲ爲シタルトキハ假證券ヲ交付シ拂込完了ノ上之ト引換ニ本證券ヲ交付ス但シ國債規則第二十五條ニ依リ甲種國債登錄簿ニ登錄濟證書ヲ交付スシタル者ニ對シテハ假證券ト引換ニ登錄濟證書ヲ交付ス

前項ノ規定ハ第二期以前ニ拂込ヲ完了シタル場合ニ之ヲ準用ス但シ國債規則第二十五條ニ依リ甲種國債登錄簿ニ登錄ノ請求ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

而して第一回發行の際は、應募取次銀行を日本銀行及銀行組合の十五行に限りたるも、今回は日露戰役當時國庫債券の應募を取扱ひたる銀行を標準として、日本銀行の外左記四十八行を取次銀行と定めたり。

東京　日本興業銀行　第一銀行　第三銀行　十五銀行　第百銀行　三井銀行　三菱銀行　安田銀行　二十銀行　二十七銀行　帝國商業銀行　川崎銀行　東海銀行　中井銀行　東京銀行　八十四銀行　明治商業銀行　丁酉銀行　村井銀行　森村銀行　豐國銀行

大阪　浪速銀行　三十四銀行　北濱銀行　住友銀行　鴻池銀行　山口銀行　近江銀行　加島銀行　百三十銀行　大阪貯蓄銀行　日本貯金銀行

京都　京都商工銀行　京都銀行

名古屋　伊藤銀行　金城銀行　愛知農商銀行　名古屋銀行　關戸銀行　明治銀行　愛知銀行

横濱　横濱正金銀行　横濱七十四銀行　左右田銀行

神戸　第六十五銀行　日本商業銀行・岸本銀行　神戸川崎銀行

本回の應募狀況は前回に比し稍〻遜色なきにあらざりしと雖も、尙ほ其の申込總額は募集額に比して約五割の超過を示せり。卽ち左の如し。

現金應募高	五八、四〇二、三五〇圓
內 價格以上應募（最高九七圓〇〇　最低九五圓一〇〇）	七五九、〇〇〇
內 最低價格應募	五七、六四三、三五〇
五分利公債代用應募	九三、三五七、五五〇
合計	一五一、七五九、九〇〇

之を申込金額に依りて分類すれば左の如し。

種別	一萬圓未滿		一萬圓以上		五萬圓以上		十萬圓以上		計	
	口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額
官廳	四四	一〇八、四〇〇円	二六	六七、七〇〇円	四	二八三、七五〇円	八	四〇、三、四〇〇円	八三	四一、三七七、八五〇円
公共團體	二五一	三八五、一五〇	三七	八三、一五〇	一一	七七、六五〇	二七	九、二八一、六五〇	三三六	二、二五一、六〇〇
學校	四	八、三五〇	—	—	一	五一、三五〇	—	—	五	五九、七〇〇
社寺	五四	五五、六五〇	三	七七、一〇〇	二	一二、八五〇	—	—	五九	二四五、七〇〇
銀行	二〇〇	五五三、六〇〇	六二	一、四五六、八〇〇	一五	八六七、四五〇	三四	八二、〇一四、八〇〇	三一	八四、八九二、六五〇
會社	一六一	三五八、一〇〇	二四	五五八、三〇〇	一〇	六九九、四五〇	二	六〇八、二〇〇	一九七	二、二九四、一五〇
其他の法人及團體	二六	五五、五〇〇	六	二四、一〇〇	二	一三、五〇〇	二	一、一〇一、一五〇	三八	一、五〇四、二五〇

種別	二百圓以下		千圓以下		一萬圓以下		十萬圓以下		十萬五十圓以上		計	
	口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額
最低價格申込現金	一六一	二一、七五〇円	三〇八	一八、七一〇円	一三七	五二七、九一〇円	三六	一、三九二、〇〇〇円	八	五五、五一三、〇〇〇円	六四〇	五七、六四三、三五〇円
同　代用	五五三	七三、三〇〇	八三一	四三九、八〇〇	九六六	二、九三三、八五〇	二九九	九、〇七八、二五〇	六九	七九、四〇九、〇〇〇	二、七三一	九三、三五七、二〇〇
計	七一四	九四、〇五〇	一、一三九	六二九、五〇〇	一、〇九六	三、四四六、七五〇	三三五	一〇、四七〇、二五〇	七七	一三四、九二一、〇〇〇	三、三六一	一四九、五七五、五五〇
最低價格以上申込現金	一九八	二三、一〇〇	二一五	一一九、八五〇	八三	二三四、三五〇	九	二三一、七〇〇	一	一五〇、〇〇〇	五〇六	七六九、〇〇〇
同　代用	一三六	一六、六五〇	一八五	九三、五〇〇	一七一	四五三、七五〇	二三	六九七、五〇〇	一	一六三、九五〇	五〇八	一、四二五、三五〇
計	三三六	三九、七五〇	四〇〇	二一三、三五〇	二五四	六八八、一〇〇	三三	九二九、一〇〇	二	三一三、九五〇	一、〇一四	三、一八四、一五〇
合計	一、〇四〇	一三三、八〇〇	一、五三九	八四二、八五〇	一、三五〇	四、一四八、八五〇	三五七	一一、三九九、四五〇	七九	二三五、二三四、九五〇	四、三七五	二五一、七九九、九〇〇

次に應募者の種類別を表示すれば左の如し。

個人	三、一一五	三、二七八、四五〇円	一四二	二、七五四、六〇〇円	一九	一、一三七、六五〇円	三	三八五、五五〇円	三、二七八	七、五五六、二五〇円
公債賣買業者	二一	三九、九五〇	一四	四〇二、八五〇	六	三六五、九〇〇	四	一、五〇〇、〇〇〇	四五	二、三〇八、七〇〇
外國人	五	五、七五〇	—	—	—	—	一	一三一、三〇〇	六	一三七、〇五〇
不明（海外取扱）	二一	三六、六五〇	六	九七、〇五〇	—	—	一	一〇八、三〇〇	二八	二四二、〇〇〇
合計	三、九〇四	四、八八五、六五〇	三一九	七、〇一五、七五〇	七〇	四、四二三、五五〇	八三	一三五、四三四、九五〇	四、三七五	一五一、七五九、九〇〇

又本公債應募金に代用せられたる公債證券の種類及額面は左表の如し。

證券種別	額面總額	證券種別	額面總額	證券種別	額面總額
海軍公債	二、三二二、四〇〇円	乙號五分利公債	五六八、四〇〇円	第三回發行國庫債券	三、二〇五、八〇〇円
整理公債	三六、一九三、七五〇	臨時事件公債	一〇、一〇四、一五〇	煙草專賣法國庫債券	二五五、五五〇
軍事公債	七、六五三、五〇〇	臺灣事業公債	三四五	計	八六、六一二、九二〇
五分利公債	二〇、三三二、八五〇	第一回發行國庫債券	九〇〇		
甲號五分利公債	二、一五五、二五〇	第二回發行國庫債券	三、八二〇、〇二五		

（備考）本表中公債募集當時に於て償還期日の到來し又は確定したる公債金額（規程第十條但書に依るもの）二、三八九、七〇〇圓あり。其の內譯は海軍公債二、三二二、四〇〇圓、第一回發行國庫債券九〇〇圓、第二回同上六六、四〇〇圓とす。

右應募額中募入せられたるは一億圓にして、殘り五千百七十五萬九千九百圓は募入外れとなり、又募入額中五百圓は後に失效となりたるを以て、發行確定高は九千九百九十九萬九千五百圓なりき。
次に應募額及募入額を地方別に見れば左表の如し。

地方	申込口數	應募額	募入額	募入外れ額
東京	一、〇九四	一二八、七三四、四〇〇円	七七、六八四、五〇〇円	五一、〇四九、九〇〇円
京都	一九九	六七一、三〇〇	六七一、三〇〇	—円
大阪	五二六	三、四九七、七〇〇	三、一八七、七〇〇	三一〇、〇〇〇
神奈川	一一三	八五五、八〇〇	八五五、八〇〇	—
兵庫	一五三	六二五、〇〇〇	六二五、〇〇〇	—
長崎	三三	一八五、二〇〇	一八五、二〇〇	—
新潟	四三	二二七、一五〇	二二七、一五〇	—
埼玉	五三	一五九、二〇〇	一五九、二〇〇	—
群馬	四五	二六、〇〇〇	二六、〇〇〇	—
千葉	四〇	五〇、四〇〇	五〇、四〇〇	—
茨城	一四	五五、七五〇	五五、七五〇	—
栃木	二六	六九、四五〇	六九、四五〇	—
奈良	三七	九五、六〇〇	九五、六〇〇	—
三重	九七	七六七、三五〇	七六七、三五〇	—
愛知	三七九	四、〇七九、六五〇	四、〇七九、六五〇	—
靜岡	七七	一、一〇八、六五〇	一、一〇八、六五〇	—
山梨	二六	一二三、九五〇	一二三、九五〇	—
滋賀	一六〇	二〇一、一〇〇	二〇一、一〇〇	—
岐阜	一一三	一、三五七、一五〇	一、三五七、一五〇	—
長野	六四	九五、五五〇	九五、五五〇	—
宮城	三一	二四二、〇〇〇	二四二、〇〇〇	—
福島	四四	一〇四、一五〇	一〇四、一五〇	—
岩手	四三	二四六、九〇〇	二四六、九〇〇	—
青森	一一	二〇、八五〇	二〇、八五〇	—
山形	三一	三三九、一〇〇	三三九、一〇〇	—
秋田	二三	七七、六〇〇	七七、六〇〇	—
福井	六九	二二四、九五〇	二二四、九五〇	—
石川	九三	一一六、〇五〇	一一六、〇五〇	—
富山	四三	三七三、六〇〇	三七三、六〇〇	—
鳥取	二〇	三〇、二〇〇	三〇、二〇〇	—
島根	二九	一五三、九五〇	一五三、九五〇	—
岡山	八三	一一六、二〇〇	一一六、二〇〇	—
廣島	六四	七四八、五五〇	七四八、五五〇	—
山口	八八	五一五、一五〇	五一五、一五〇	—
和歌山	四四	三八九、〇〇〇	三八九、〇〇〇	—
德島	四五	六七、〇五〇	六七、〇五〇	—
香川	二八	一五二、一〇〇	一五二、一〇〇	—
愛媛	四六	三〇七、五〇〇	三〇七、五〇〇	—
高知	三四	二五一、九〇〇	二五一、九〇〇	—
福岡	九〇	八九六、四〇〇	八九六、四〇〇	—
大分	一五	五三、七五〇	五三、七五〇	—
佐賀	六	四二三、二五〇	四二三、二五〇	—
熊本	三六	二二六、九〇〇	二二六、九〇〇	—
鹿兒島	二〇	一四六、八五〇	一四六、八五〇	—
北海道	五三	六〇二、六五〇	六〇二、六五〇	—
臺灣	七	一、九五九、六五〇	一、五五九、六五〇	四〇〇、〇〇〇
韓國	四	九、三〇〇	九、三〇〇	—
計	四、三七五	一五一、七五九、九〇〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五一、七五九、九〇〇

次に募入額を應募價格別に表示すれば左の如し。

應募價格	募入額 普通應募	募入額 代用應募	募入額 計	實收額
九七・〇〇〇円	一〇〇円	二、一〇〇円	二、二〇〇円	二、一三四・〇〇〇円
九六・〇〇〇	三、九五〇	四、九〇〇	八、八五〇	八、四九六・〇〇〇
九五・九〇〇	一〇〇	—	一〇〇	九五・九〇〇
九五・六〇〇	一〇〇	—	一〇〇	九五・六〇〇
九五・五〇〇	七、一五〇	五、五五〇	一二、七〇〇	一二、一二八・五〇〇
九五・四〇〇	—	一、一〇〇	一、一〇〇	一、〇四九・四〇〇
九五・三〇〇	六、九〇〇	一七、六〇〇	二四、五〇〇	二三、三四八・五〇〇
九五・二〇〇	六三、四〇〇	一一五、九〇〇	一七九、三〇〇	一七〇、六九三・六〇〇
九五・一〇〇	六七七、三〇〇	一、二七八、二〇〇	一、九五五、五〇〇	一、八五九、六八〇・五〇〇
九五・〇〇〇	—	九七、八一五、六五〇	九七、八一五、六五〇	九二、九二四、八六七・五〇〇
計	七五九、〇〇〇	九九、二四一、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	九五、〇〇二、五八九・五〇〇

（備　考）本表には募入後失效となりたる額面五〇〇圓及其の實收豫定額四七五圓一〇〇を包含す。

第三款　證券交換發行（第一回四分利公債の特別發行）

前述の如く兩回の四分利公債募集に於ては、五分利付國債證券に依る代用應募を許したるが、是れ畢竟借換の便宜を圖るに出でたるものにして、而も其の成績甚だ見るべきものありたり。然れども多數の中には尙ほ申込を躊躇し、代用應募の機會を失したりと認めらるるものなきにあらず、此等は其の所有國債の抽籤償還又は全部償還あるに及び、現金の支拂を受けずして四分利公債の交付を希望する者と云ふべし。而も此の方法に依るときは償還資金に幾分の餘裕を生じ、一段と借換事業の進捗を來すべきと共に、他方資金需要の急ならざる債權者に利便を與へ、延いて經濟界に好影響を與ふる所少からざるべし。玆に於て大藏大臣は明治四十三年五月省令第二十三號を公布し、五分利付國債償還の場合に於て債權者の希望あるときは、償還元金の代りとして、額面百圓に付九十五圓の割合を以て、第一回四分利公債を交付することとなし、又同第二十六號を以て寄託又は供託に係る國債の償還元金に付ても、同じく新公債を交付する爲め之に關する特別取扱規程を定めたり。省令第二十三號の全文左の如し。

大藏省令第二十三號（明治四十三年五月六日）

第一條　五分利付國債償還ノ場合ニ於テ債權者ノ望アルトキハ政府ハ償還元金ノ代リトシテ額面百圓ニ付九十五圓ノ割合ヲ以テ國債整理基金特別會計法第五條ニ依リ四分利公債ヲ交付ス

前項ニ依リ交付スル公債ハ第一回四分利公債トス

第二條　前條ニ依リ四分利公債ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ五分利付國債ニ對スル元金ノ償還ヲ請求スルト同時ニ其ノ旨ヲ取扱銀行ニ申込ムヘシ

前項ノ請求ハ償還期日ノ到來セサル國債ニ付テモ之ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ請求ノ時ヲ以テ償還期日ト看做ス

第三條　本公債ノ利子ハ申込ノ日ノ屬スル月ノ一日ヨリ之ヲ起算ス

明治四十三年六月一日渡利子ニ限リ領收證書ト引換ニ之ヲ其ノ引受人ニ仕拂フ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本規程の公布あるや豫期の如く、五分利付國債の償還を請求すると同時に、四分利公債の交付を申込む者頗る多く、之に對して交付したる新證券の額は、明治四十三年度に於て七千五百六十四萬千二百圓、同四十四年度に於て五十七萬六千圓、大正元年度に於て四千二百圓、合計七千六百二十二萬千四百圓に達したり（此の交換請求の取扱は別に期限無かりしも、爾後請求者なく、自然消滅に歸したり）。尚ほ右引換發行證券を發行年別に表示すれば左の如し。

證券種類	發行額	發行年度
明治四十三年（ハ號）	七五、六九二、四〇〇円	主として明治四十三年度なるも、此の内明治四十四年度發行五一、一五〇圓あり
同　四十四年（ほ號）	五二一、二五〇	明治四十四年度發行
同　四十五年（ホ號） 大正元年（ホ號）	七、七五〇	明治四十四年度發行三、六〇〇圓、四十五（大正元）年度發行四、一五〇圓
計	七六、二二一、四〇〇	

又本公債の引換申込者の種類別を表示すれば左の如し（但し明治四十三年發行分）。

種別	一萬圓未滿	一萬圓以上五萬圓以上十萬圓以上計
官廳	一八五口	三八、九五〇円
公共團體	八一四	三七、九〇〇
法學校	二四	六、五〇〇
人及團體	三七口	八六三、八五〇円
社寺	七二	一、四四三、〇五〇
銀行	一、四四三	六五
會社	八〇五	三
其他	二三	一、八一、二五〇
個人	一〇三	一、七六、一〇〇
公債賣買業者	八五	一、六五四、五〇〇
其他	一九	三一〇、五五〇
外國人	二三	二四〇、五五〇
合計	二七、九〇八	一〇、三五六、五〇〇
	二、四三口	一、四三三、〇五〇
	九九五、一〇〇	五五
	二、四三三、二〇〇	二
	七四〇、四四〇〇	五
	一七一、九〇〇	一
	一七、三〇〇	三
	一七、三二二、五〇〇	一
	一五〇、二五〇	二
	二三、三五五、〇〇〇	六一
	一〇五口	一〇
	八五	三五〇、八〇〇
	一九	五九、七〇〇
	二三	一九七、二〇〇
	一	—
	一七、三〇〇	—
	一九七	一
	二二	二
	一五〇、二五〇	一三
	三、三六七、二〇〇	二四、三六八、四五〇
	一、七三六、一〇〇	八四
	一、六五四、五〇〇	三七、五二六、六〇〇
	三一〇、五五〇	二八、六〇五
	一八一、二五〇	七五、六三六、五五〇
	一三、一〇〇	
	一、六五四、五〇〇	
	三一〇、五五〇	
	二四〇、五五〇	
	一、七三六、一〇〇	
	一、四四三、〇五〇	
	五一六、二五〇	
	八六三、八五〇円	
	三七口	
	六五	
	三	
	三八八、九五〇円	
	三一口	
	二八	
	一	
	一九、〇四九、七五〇円	
	七、三五、六〇〇	
	一二四、二五〇	
	二六三口	
	九三七	
	五四	
	二、〇二一、五〇〇円	
	二、〇二五、二五〇	
	一、六六、四〇〇	

（備考）本表掲載の外種類未詳のもの一四、六五〇圓あり。

而して本公債の發行價格は額面百圓に付九十五圓なりしを以て、實收總額は七千二百四十一萬三百三十圓なりき。

第四款　收　支

四分利公債の實收金に關しては既に述べたる所あれども、茲に其の明細を表示すれば次の如し。

年月	第一回四分利公債	同上償還元金代り發行の分	第二回四分利公債
明治四三年、三月	七、〇一二、七五二・六〇〇円	—	円 —
〃　四	八、〇四六、五六三・二〇〇		
〃　五	一四、七四三、六五〇・〇〇〇	一〇、二〇〇、一〇一・五〇〇	六四、五六九、六五七・五〇〇
〃　六	一、三三、一四六・五五〇	二三、三五九、一四七・五〇〇	三、六〇七、六七七・一五〇

年月	第一回四分利公債	同上償還元金代り發行の分	第二回四分利公債
明治四三年、七月	円 —	一六、一六四、一〇七・五〇〇円	一、五九〇、七六三・五五〇円
〃　八	二、五五〇・〇〇〇	二二、六六四、七八〇・〇〇〇	一、四六四、九三六・三〇〇
〃　九	—	四、五六七、五〇五・〇〇〇	一、五七七、六六一・二〇〇
〃　一〇	—	三、五八五、四九〇・〇〇〇	一八、〇〇四・二〇〇